

第5次太田市障がい者福祉計画

第7期太田市障がい福祉計画

第3期太田市障がい児福祉計画

すべての人にやさしいまち～おおた～



令和6年3月
太 田 市

はじめに

近年、少子高齢化の進展や家族形態の変化、福祉ニーズの多様化、さらには災害・感染症の発生など、障がい児者を取り巻く状況が大きく変化しております。こうした中、国においては、令和5年に「障害者基本計画（第5次）」が策定され、共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず、すべての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重し、障がいを持つ人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁の除去を基本理念とした取組が進められています。



本市においては、平成29年6月に策定した第4次太田市障がい者福祉計画及び令和3年3月に策定した第6期太田市障がい福祉計画・第2期太田市障がい児福祉計画に基づき、身近な地域でともに支え合い、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、障がい福祉に対する理解啓発や権利擁護の促進、福祉サービスや相談体制の充実、就労の場の確保等の社会参加の促進などの取組を実施してまいりました。

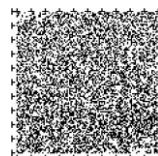
この度、これらの計画の期間満了に伴い第5次太田市障がい者福祉計画・第7期太田市障がい福祉計画・第3期太田市障がい児福祉計画を策定いたしました。

本計画では、『すべての人にやさしいまち～おおた～』を基本理念に掲げ、地域で支え合う共生社会の実現に向け、施策をさらに発展させながら取り組んでまいります。計画の実現に向けては、取組の成果が出ている施策については本計画においても継続して推進するとともに、取組が遅れている施策については重点的に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、多くの貴重なご意見をいただきました太田市障がい者支援協議会の皆様をはじめ、アンケート調査及びヒアリング調査にご協力いただきました多くの皆様、関係各位に心から感謝を申し上げます。

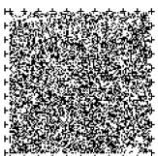
令和6年3月

太田市長 清水聖義



○「障害者」の「障がい者」の表記について

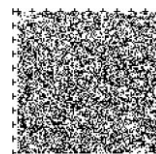
太田市では、人にやさしい行政の取組として、平成１７年度から市で使用する「障害者」などの「害」の字の表記について、ひらがなで表記しています。ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、固有名詞については、変更せずに、引き続き「害」の字を使用しています。このため、本計画においても「がい」と「害」の字が混在する表記になっています。



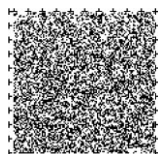
第5次太田市障がい者福祉計画
第7期太田市障がい福祉計画
第3期太田市障がい児福祉計画

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の概要	1
2 計画策定の背景と施策の動向	2
(1) 関係法の制定・改正推移	2
(2) 県・本市の動向	5
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	7
5 計画の対象	7
6 計画の策定体制	7
7 SDGsを踏まえた計画の推進	8
第2章 本市の障がい者（児）を取り巻く現状	9
1 障害者手帳所持者等の状況	9
(1) 人口の推移	9
(2) 身体障害者手帳所持者	10
(2) 療育手帳所持者	12
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者	13
(4) 難病等患者	14
(5) 障がいのある児童・生徒の就学状況	15
(6) 福祉医療費受給者、障害基礎年金受給者数の状況	16
2 アンケート調査結果から見る現状と課題	17
(1) 調査の目的	17
(2) 調査の概要	17
(3) 当事者（障がい者）調査結果の概要（一部を抜粋）	17
(4) 障害福祉サービス事業所調査結果の概要（一部を抜粋）	24
(5) 障がい者団体及び障がい者支援団体（一部を抜粋）	26
(6) アンケート調査結果から見た今後の課題等	28
3 「第4次太田市障がい者福祉計画」の推進状況	33
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 計画の基本理念	35
2 計画の基本方針	36
(1) 障がい者の自主性を尊重し、社会参加を進めるまちづくり	36
(2) とともに学び働き、生きがいを感じるまちづくり	36
(3) 障がい者が豊かに生活できるまちづくり	36
3 基本目標と施策の体系	37
4 計画の推進体制	40
(1) 関係機関、近隣市町村、地域との連携	40
(2) サービスの質の向上と供給体制の確保	40
(3) 計画の進行管理	41
第4章 施策の展開	43
1 理解と交流の促進	43
(1) 啓発・広報活動の促進	43
(2) 交流機会の拡大	44
(3) ボランティア活動の推進	44
(4) 福祉教育の充実	45
2 保健・医療の充実	46
(1) 障がいの早期発見・早期療育体制の整備	46
(2) 保健・医療体制の整備	46
(3) 精神保健福祉対策の充実	47



3	福祉サービスの充実	49
(1)	総合相談援助システムの充実	49
(2)	障がい福祉サービスの充実	50
(3)	生活安定のための施策の充実	50
(4)	地域子ども・子育て支援事業の充実	50
4	教育・育成の充実	51
(1)	就学前援助の充実	51
(2)	学校教育の充実	51
(3)	生涯学習の充実	53
(4)	図書館の充実	53
5	雇用・就労の促進	54
(1)	一般就労の促進	54
(2)	福祉的就労の場の確保と支援	55
6	余暇活動・社会活動参加の促進	56
(1)	スポーツ・レクリエーション、文化活動の振興	56
(2)	社会参加活動の促進	57
7	生活環境の整備	58
(1)	福祉のまちづくりの推進	58
(2)	住宅施策の充実	58
(3)	移動手段の充実	58
(4)	コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化	59
(5)	防災・防犯体制の充実	60
第5章	障害福祉サービスの量の見込みと確保方策	61
1	障害福祉サービス等の概要と体系	61
(1)	障害福祉サービス等の概要	61
(2)	障害福祉サービス等の体系	62
2	計画の具体的な目標（令和8年度末）	63
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	63
(2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	64
(3)	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	66
(4)	福祉施設から一般就労への移行等	68
(5)	障がい児支援の提供体制の整備等	70
(6)	相談支援体制の充実・強化等	72
(7)	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	74
3	障害者自立支援給付事業	75
(1)	訪問系サービス	75
(2)	日中活動系サービス	77
(3)	居住系サービス	83
(4)	相談支援	86
4	障害児通所支援等	88
(1)	障害児通所事業	88
(2)	障害児相談支援	92
(3)	医療的ケア児等コーディネーター配置	93
5	地域生活支援事業	94
(1)	必須事業	94
(2)	任意事業	100
資料編		103
計画の策定経過		103



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の概要

障がい者計画は、国の基本指針や施策、社会経済情勢の変化等を踏まえ、すべての市民が、障がいの有無にかかわらず、地域の中で互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできるまちづくりの実現に向け、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していくためのものです。

これまで、本市においては、国・県等の動向及び障がい者の実態やニーズに対応し、障がい者福祉の向上と地域のノーマライゼーション(*)の実現を図るため、平成29年6月に「第4次太田市障がい者福祉計画」を策定し、在宅サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

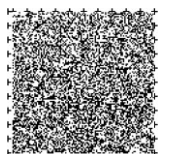
また、令和3年3月には、障害福祉サービス等の具体的な実施計画として、障害者総合支援法に基づく「第6期太田市障がい福祉計画」と、障がい児支援の提供体制の整備と円滑な実施の確保のため、児童福祉法に基づく「第2期太田市障がい児福祉計画」を合わせて策定し、障がい者が自らの望む地域生活を実現するための支援や、障がい児支援に対するニーズの多様化にきめ細やかに対応するための支援の充実に取り組んできました。

本計画は、これまで本市が推進してきた上記の3つの計画を見直すとともに、社会や地域の変化に柔軟に対応し、本市の障がい者福祉施策のさらなる充実と深化を図ることを目的として、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、以下の3つの計画を一体的に策定するものです。

- ・第5次太田市障がい者福祉計画
- ・第7期太田市障がい福祉計画
- ・第3期太田市障がい児福祉計画

*ノーマライゼーション

厚生労働省の定義によると「障害のある人も障害のない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すこと」とあります。



2 計画策定の背景と施策の動向

(1) 関係法の制定・改正推移

発達障害者支援法

平成16年12月に「発達障害者支援法」が成立し、発達障害の早期発見・早期支援や発達障害者の生活全般の支援が位置づけられました。また、平成22年12月の障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正により、発達障害者がそれらの法律によるサービスの対象であることが明確化されました。

障害者基本法改正

平成23年8月に「障害者基本法の一部を改正する法律」が施行され、目的を明確化する観点から改正が行われました。また、地域社会における共生、差別の禁止が新たに規定されました。

障害者虐待防止法

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害し、障害者の自立及び社会参加にとって大きな問題であることから、その防止を目的に、「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」が、平成24年10月に施行されました。

障害者総合支援法

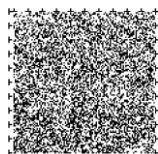
「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が平成25年4月に施行（一部平成26年4月施行）されました。同法では、①法に基づく総合的かつ計画的な支援の実施のために基本理念を制定、②障害者の範囲に難病等を追加し、制度の狭間のない支援を提供、③障害程度区分を障害支援区分に改定、重度訪問介護の対象を拡大、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化、地域移行支援の対象を拡大、地域生活支援事業の追加等、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等の主な改正が行われました。

障害者優先調達推進法

障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進を目的に、「障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）」が、平成25年4月に施行されました。

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律

平成25年6月に「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」が施行され、同年7月1日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人が選挙権及び被選挙権を有することとなりました。



障害者雇用促進法改正

平成25年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、雇用分野における障害者差別の禁止及び精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることが盛り込まれました。また、令和4年に改正され、事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障害者や精神障害者の実雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上などが盛り込まれました。

障害者権利条約批准

障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）が国連総会本会議で採択され、平成20年5月に発効されました。我が国では、「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」等の成立により、国内の法律が条約の求める水準に達したとして、平成26年1月に批准書を寄託しました。障害者権利条約は、障害者の人権保障に関する初めての国際条約であり、50か条からなり、法的な拘束力があります。

難病法

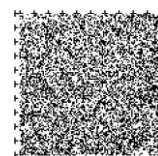
平成26年5月に「難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）」が成立し、平成27年1月から新たな指定難病等に係る医療給付制度が実施され、令和3年11月には対象疾患が338疾患に拡大されています。

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消を推進することで、すべての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的に、平成25年6月に「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が制定され、平成28年4月から施行されました。また、令和3年5月の改正により、令和6年4月1日からこれまで努力義務となっていた民間事業者による「合理的配慮の提供」が法的義務となります。

障害者文化芸術活動推進法

文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、またはこれを創造することができるように、障害者による文化芸術活動を幅広く推進する「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が、平成30年6月に公布、施行されました。



視覚障害者等読書環境整備推進法

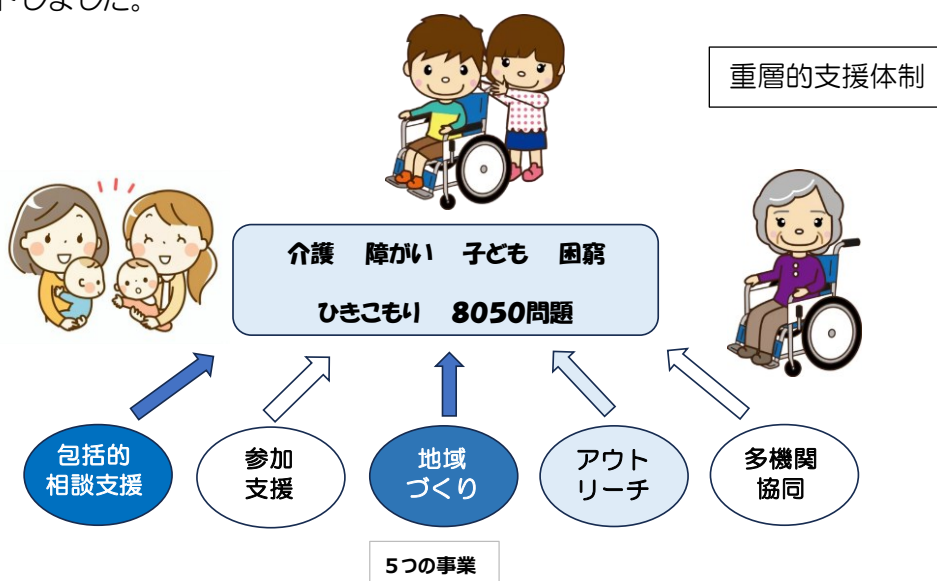
情報通信、その他の分野における先端的な技術等を活用して、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されることを目的とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が、令和元年6月に公布、施行されました。

社会福祉法改正

令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、令和3年4月から社会福祉法第106条の3第2項において、基本指針に重層的支援体制整備事業(*)に関する内容を加えることとされました。重層的支援体制整備事業とは、地域住民の複合化・複雑化した地域生活課題や支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において属性を問わない相談支援、参加支援及びまちづくりに向けた支援を一体的に実施するとともに、対象事業に係る交付金を一体的に交付する等の財政支援を行うものです。

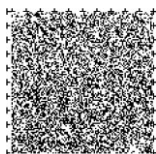
*重層的支援体制整備事業

ひきこもりや8050問題等の複合・複雑化した課題に対して、介護・障がい・子ども・困窮の各分野における支援事業を一体的・重層的に実施することによって、新たな包括的支援体制を整備し、相談者に寄り添った伴走支援を行うことにより、地域共生社会の実現を目指します。本市においては、令和4年度からスタートしました。



障害者総合支援法改正と市町村障害児福祉計画

「改正障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律）」が平成28年6月に成立、一部を除き平成30年4月に施行され、障害者総合支援法における①障害者の望む地域生活の支援、②障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、③サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等の改正が行われました。②に関しては、各自治体における障害児福祉計画の策定が盛り込まれました。



障害者基本計画（第5次）

障害者基本法第1条に明記されているように「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指す計画です。このような社会の実現に向け、障害者を必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援し、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定める計画です。

第5次計画は、令和5年3月に策定され、「アクセシビリティ向上に資する新技術の利活用の推進」を計画の各分野に共通する横断的視点とし、国、地方公共団体、企業、国民等が皆で支え合うデジタル共生社会の実現を図る取組を推進することが明記されました。

＊アクセシビリティ（accessibility）

「近づきやすさ」「接近できること」と訳され、転じてどんな人でも使えるよう意識する、使いやすいように工夫するという意味で使用します。障がい者が他の人と同じように物理的環境、輸送機関、情報通信及びその他の施設・サービスを利用できることをいいます。

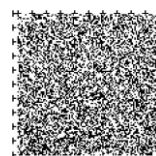
（2）県・本市の動向

群馬県では令和3年度から8年度までを計画期間とする「バリアフリーぐんま障害者プラン8」を策定し、「県民が、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現」を基本理念とし、以下3つを基本目標としています。

- ・「お互いの理解の促進、共生社会の実現に向けた取組の推進」
- ・「自己決定の尊重、意思決定の支援、当事者本位の総合的支援」
- ・「安全で安心できる地域づくり」

本市においては、国・県等の動向及び障がい者の実態やニーズに対応し、在宅サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、さまざまな施策を推進し、障がい者福祉の向上と地域のノーマライゼーションの実現を図るため、平成29年6月に「第4次太田市障がい者福祉計画」が策定され、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

また、障がい者の生活支援に係る「太田市障がい福祉計画」については、改訂を重ねて第6期計画を策定、障がい児支援に対するき支援の充実を目的とする「第2期太田市障がい児福祉計画」を策定し、障がい者が自ら望む地域生活を実現するための支援を充実させてきました。

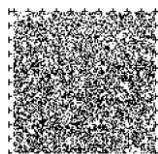
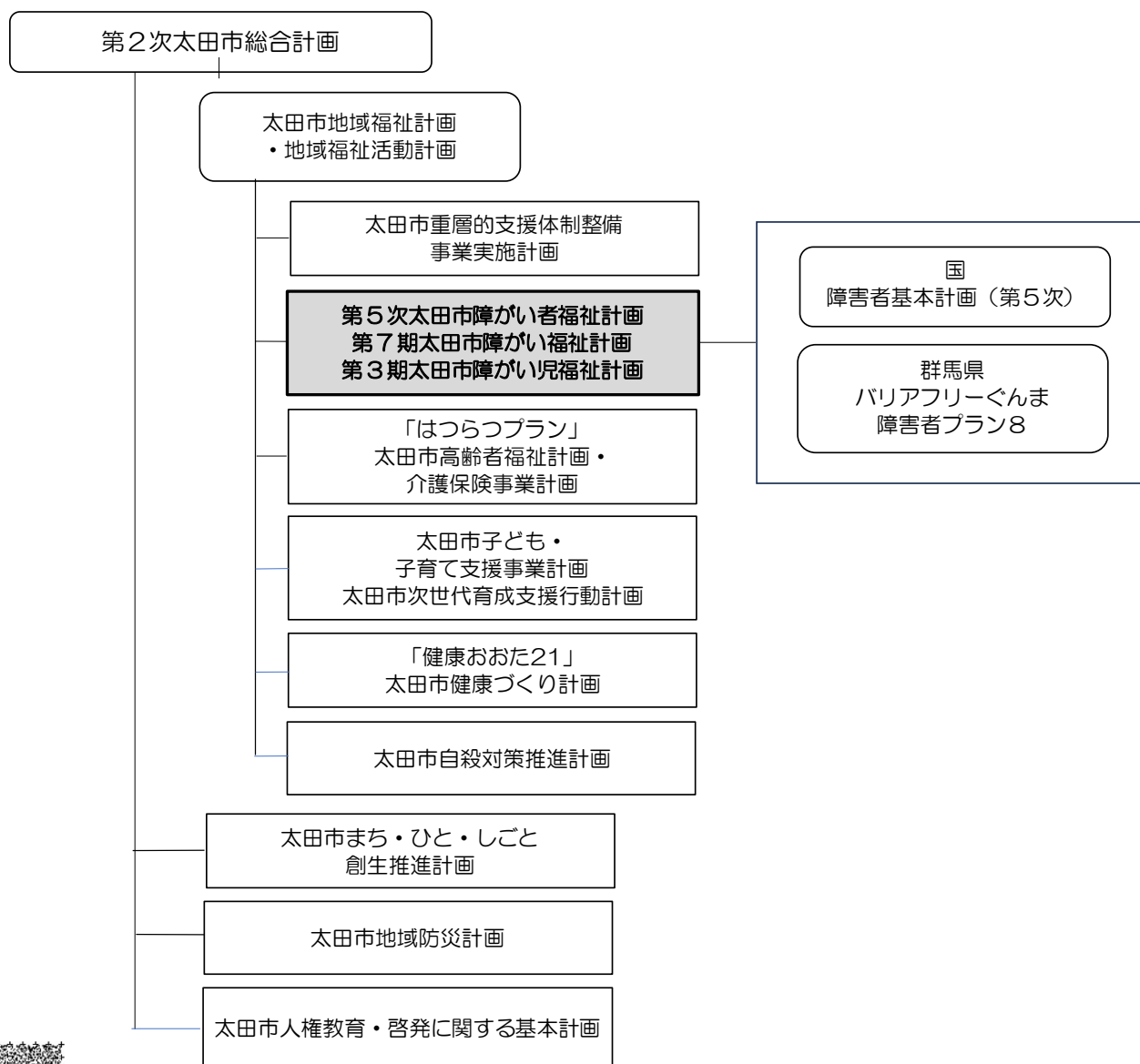


3 計画の位置づけ

本計画は、障がい者の自立や社会参加の支援等のために、市が取り組むべき今後の障がい者施策の基本的な考えや方向性を示すとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保方策等について定めるものであり、以下の3つの計画を一体的に策定するものです。

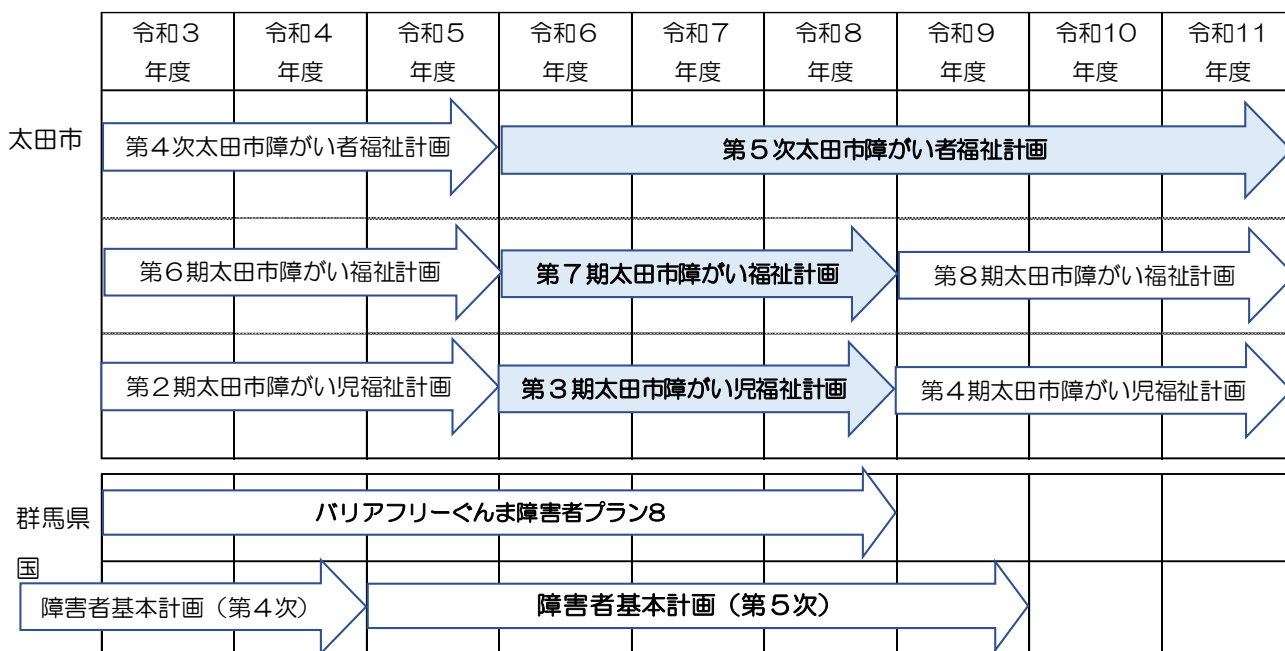
- ・障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」
- ・障害者総合支援法第88条第1項に基づく「障害福祉計画」
- ・児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」

さらに、本計画は、市民や関係企業・各種団体等が、障がいのある人も障がいのない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現のため、自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものであり、本市の最上位計画である「太田市総合計画」の部門別計画として、本市の上位計画・関連計画等との整合・連携を図るとともに、国及び県の関連計画との整合・連携を図ります。



4 計画の期間

本計画の対象期間は、令和6年度から8年度までの3年間とします（障がい者福祉計画は令和6年度から11年度までの6年間）。ただし、計画期間内において、国・県の方針変更、社会情勢の変化や新たなニーズへの対応等により計画変更が必要となった場合は、必要な見直しを行う等柔軟に対応することとします。



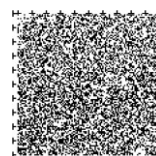
5 計画の対象

本計画は、障がいのある人も障がいのない人も、地域の中で互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできるまちづくりの実現を目指すものであるため、本計画の対象は、障害者手帳の有無にかかわらず、障がいや難病などがあるために日常生活又は社会生活の中で、何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方だけでなく、支援を行う方も含め、すべての市民となります。

6 計画の策定体制

■太田市障がい者支援協議会

障がい者団体、保健福祉関係者、民生児童委員及び関係行政機関（教育・雇用関係機関、相談支援事業者、福祉サービス事業者）等で構成している太田市障がい者支援協議会において、市民アンケート調査による現状把握とともに、これまでの取組の評価・検証を行い、パブリックコメントの実施を経て、最終的な計画内容を決定しました。

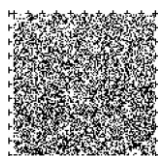


7 SDGsを踏まえた計画の推進

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、国際社会全体の令和12（2030）年までの持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals エス ディー ジーズ）が採択されました。本市でも「太田市総合計画」の中にSDGsを基本視点として位置づけ、17の開発目標と各施策の対応を示しています。

SDGsは「誰も置き去りにしない」ことを根底にしており、「第2次太田市総合計画」において本計画が該当する主要な施策では、このうち以下の7目標の開発目標への対応が位置づけられています。

3 すべての人に健康と福祉を 	すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
4 質の高い教育をみんなに 	質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
8 働きがいも経済成長も 	働きがいも経済成長も すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある、人間らしい仕事）を推進する
10 人や国の不平等をなくそう 	人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する
11 住み続けられるまちづくりを 	住み続けられるまちづくりを 都市を包摂的、安全、レジリエント（回復力、復元力、弾力）かつ持続可能にする
16 平和と公正をすべての人に 	平和と公正をすべての人に 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する
17 パートナリシップで目標を達成しよう 	パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する



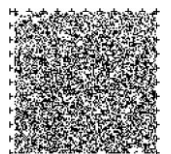
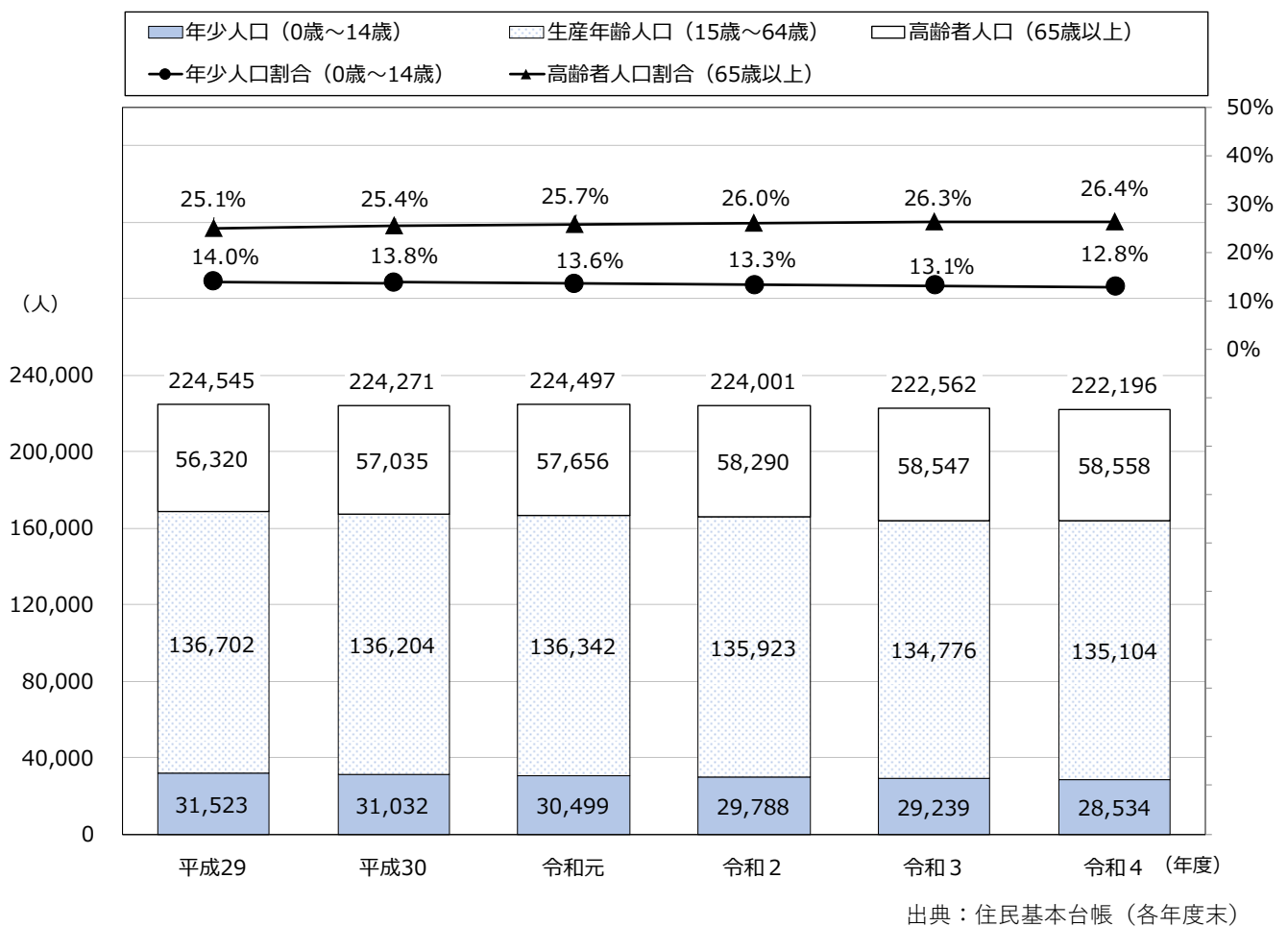
第2章 本市の障がい者（児）を取り巻く現状

1 障害者手帳所持者等の状況

（1）人口の推移

平成17年の合併以降、総人口は20万人を超えて増え続けていましたが、近年は少子高齢化により緩やかな減少傾向が続いており、今後もこの傾向は続くと思われます。

高齢化率（総人口に対する65歳以上の割合）は令和4年度末で26.4%と国全体の29.0%、県全体の30.8%と比べ、低くなっています。



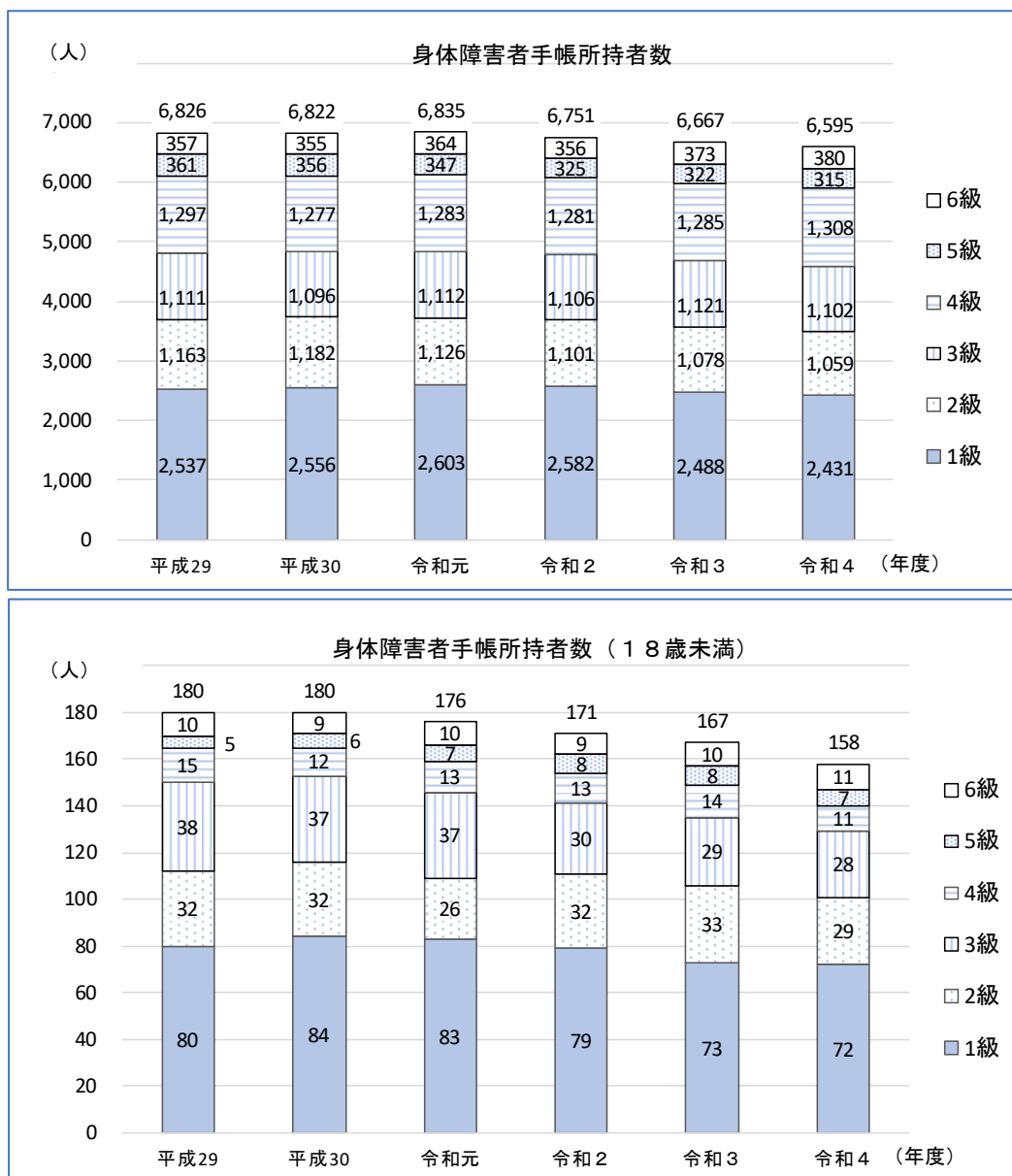
（２）身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳とは、「身体障害者福祉法」に定める一定以上の障がいのある人に交付されるものであり、障がいに応じた福祉サービスを受けることができます。障害等級は、その程度に応じて１級から６級まであります（級が小さいほど重度の障がい）。

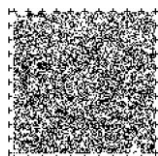
■身体障害者手帳の所持者人数、等級別状況、障がい別状況

本市の身体障害者手帳の所持者数は、令和元年度末の6,835人から、令和４年度末の6,595人と緩やかな減少傾向にあります。

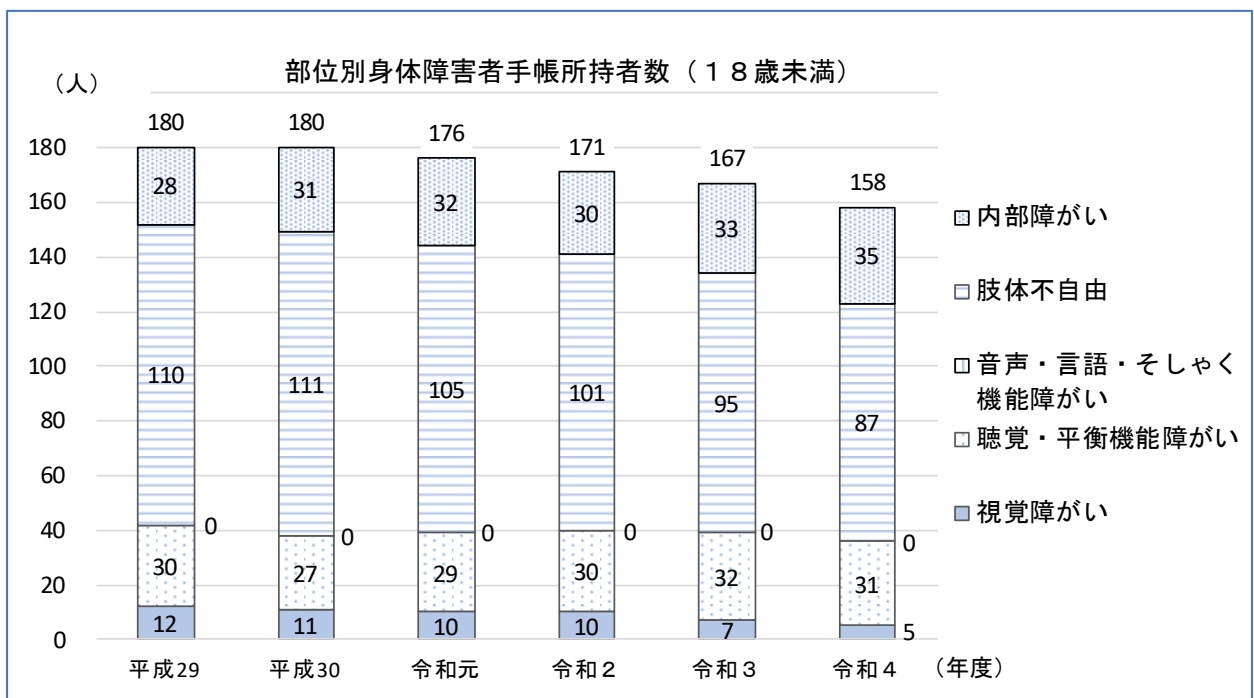
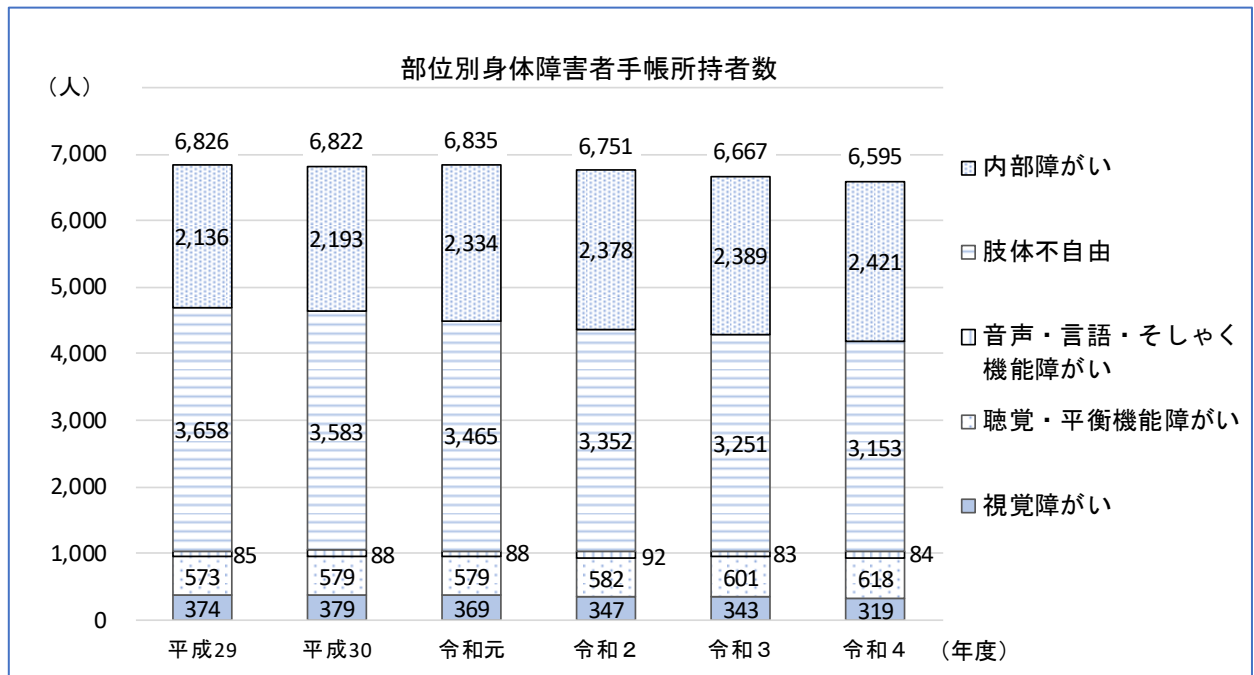
等級別状況については、割合としては重度である１・２級が約半数を占めていますが、令和元年度末の3,729人から、令和４年度末の3,490人と緩やかな減少傾向にあります。



出典：障がい福祉課資料（各年度末）



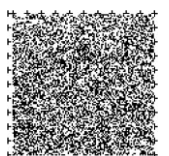
障がい部位別では、内部障がい(*)が平成29年度末の2,136人から令和4年度末の2,421人と増加傾向にあり、対して肢体不自由は減少しています。



出典：障がい福祉課資料（各年度末）

*内部障がい

疾患等による内臓機能の障がいにより、日常生活活動が制限されること。「身体障害者福祉法」では、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能の永続する障がいを、内部障がいとして定めています。

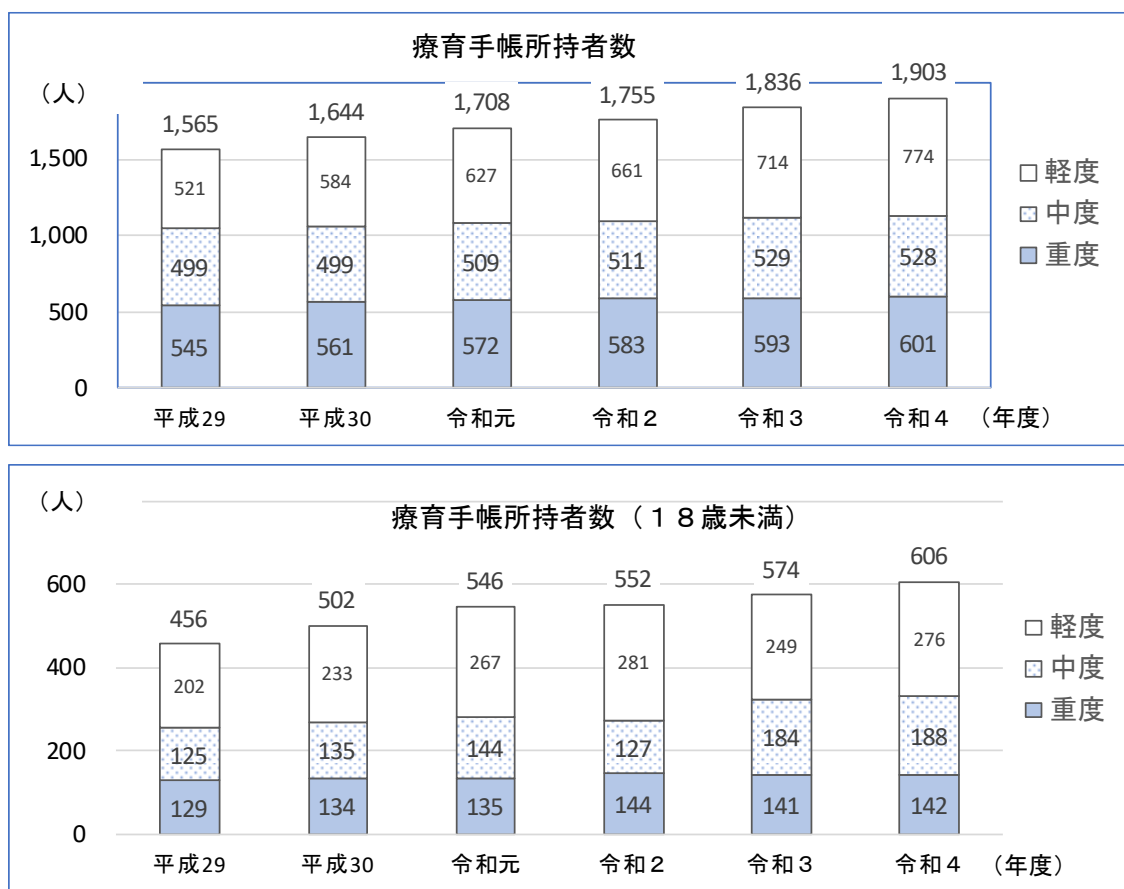


（2）療育手帳所持者

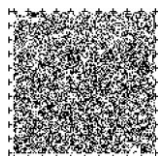
療育手帳とは、「知的障害者福祉法」等の法律に基づいた制度ではなく、1973年当時の厚生省通達に基づき知的障がい者を対象に整備された制度であり、障がいに応じた福祉サービスを受けることができます。障害等級は、その程度に応じて、重度（A1～A3）、中度（B1）、軽度（B2）等があります。

■療育手帳の所持者人数、等級別状況

本市の療育手帳の所持者数は、平成29年度末の1,565人から令和4年度末の1,903人と増加傾向にあります。等級別状況については、軽度、中度、重度とも年々増加傾向にあります。



出典：障がい福祉課資料（各年度末）

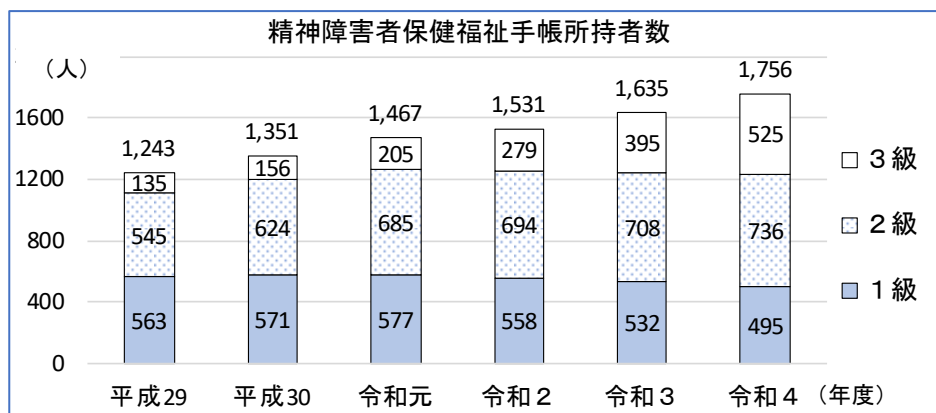


（３）精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳とは、「精神保健福祉法」に定める一定以上の障がい・疾患がある人に交付されるものであり、障がいに応じた福祉サービスを受けることができます。障害等級は、その程度に応じて１級から３級まであります（級が小さいほど重度の障がい）。

■精神障害者保健福祉手帳の所持者人数、等級別状況

本市の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成29年度末の1,243人から令和4年度末の1,756人と年々増加傾向にあります。等級別状況については、３級が平成29年度末から令和4年度末でほぼ４倍になっています。２級も年々増加していますが、１級は緩やかな減少傾向にあります。

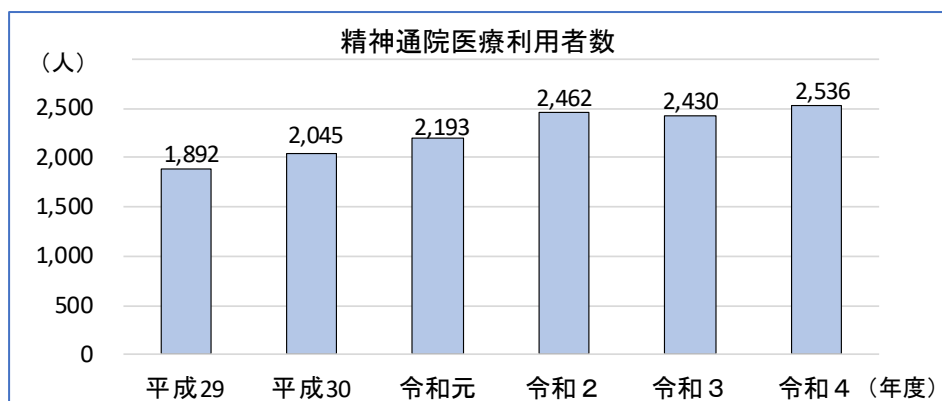


出典：障がい福祉課資料（各年度末）

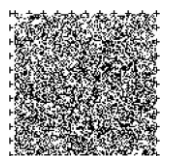
■自立支援医療費（精神通院医療）の利用者

自立支援医療費制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

本市の精神通院医療の利用者は、平成29年度末の1,892人から令和4年度末の2,536人と年々増加傾向にあります。



出典：障がい福祉課資料（各年度末）



また、自立支援医療費制度には、更生医療（身体障害者手帳交付者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者）と育成医療（18歳未満で身体障害者手帳の交付は不要）もあります。

（年度）

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
更生医療	98	111	93	101	100	112
育成医療	31	40	34	19	19	22

出典：障がい福祉課資料（各年度末）

（４）難病等患者

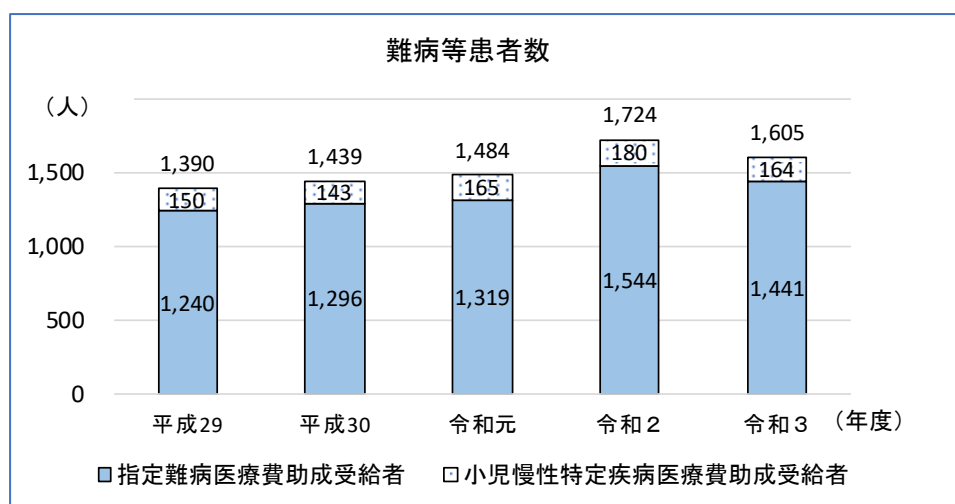
「難病法」による医療費助成の対象となるのは、原則として「指定難病」と診断され、「重症度分類等」に照らして病状の程度が一定程度以上の場合です。

確立された対象疾病の診断基準とそれぞれの疾病の特性に応じた重症度分類等が、個々の疾病ごとに設定されています。

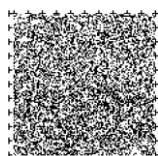
指定難病とは「難病法に定められた難病のうち、医療費助成の対象となる難病」のことで、指定難病に該当するためには「難病」の定義に加えて、「指定難病」の要件も満たす必要があります、令和3年11月現在で338疾患あります。

ただし、障害者総合支援法では指定難病の要件である「発病の機構が明らかでない」、「患者数が人口の0.1%未満」を要件としないため、366疾患となります。

令和3年度末は前年度に比べ、減少していますが、全体的には増加の傾向にあります。

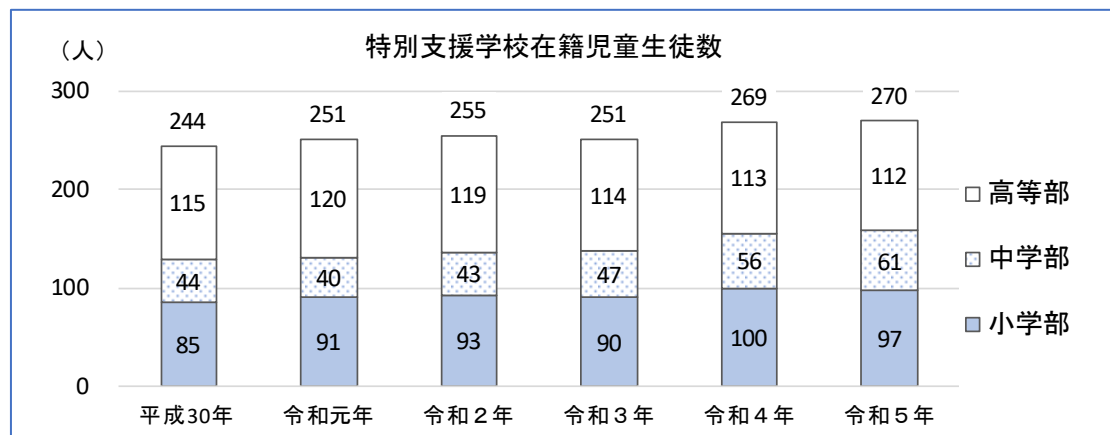


出典：健康福祉統計年報（各年度末）



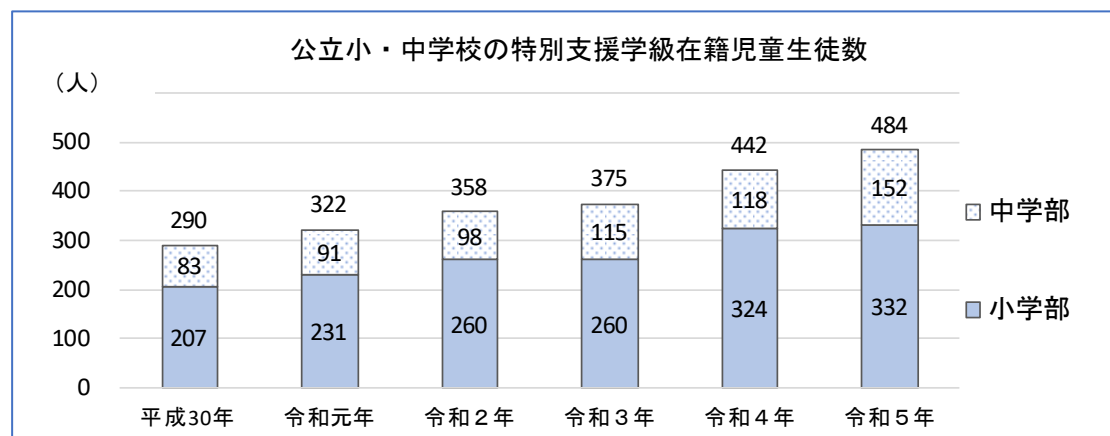
(5) 障がいのある児童・生徒の就学状況

本市には、県立太田高等特別支援学校と県立太田特別支援学校（小・中学生対象）の2校があります。

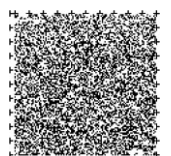


出典：障がい福祉課資料（各年5月1日）

本市の小学校は知的障がい向けとして24校、身体障がい向けで9校、中学校では知的障がい向けとして16校、身体障がい向けで4校に特別支援学級が設置されています。（令和5年4月現在）



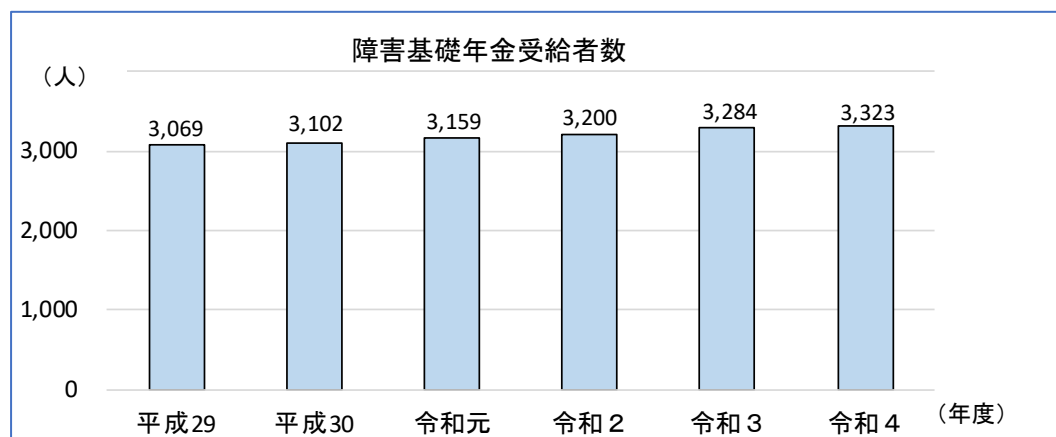
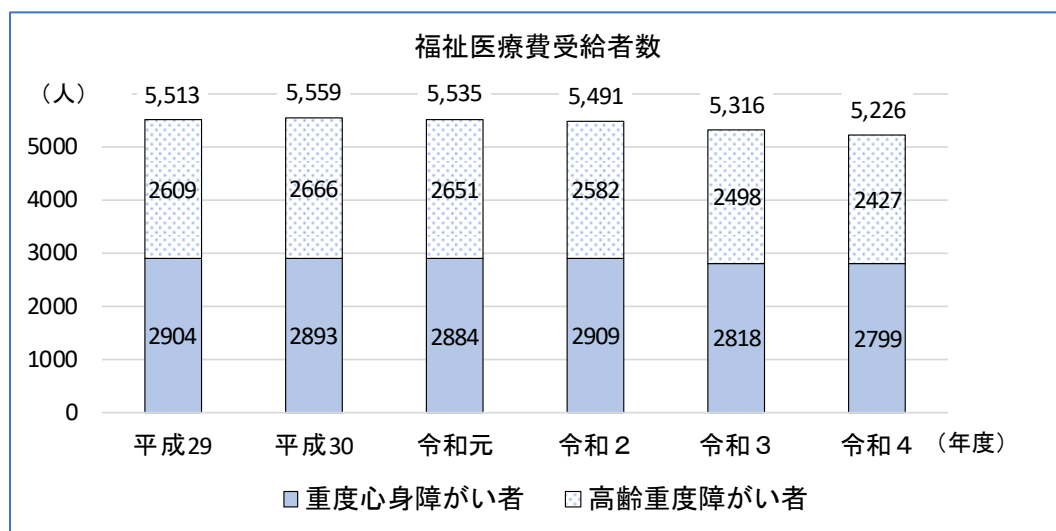
出典：障がい福祉課資料（各年5月1日）



(6) 福祉医療費受給者、障害基礎年金受給者数の状況

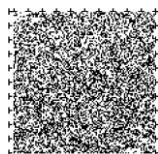
福祉医療費助成制度とは、医療保険被保険者証（保険証）やその他の公費負担制度（自立支援、特定疾患など）を利用し、医療機関等で受診した場合、保険診療の自己負担分を市が助成する制度です。主な対象者は、18歳未満の子ども、重度の障がい者、ひとり親世帯などの方です。

障害基礎年金(*)とは、病気やケガなどで、日常生活に支障をきたし、今まで通りに働くことが難しくなった場合などに、一定の条件を満たしていればもらうことができる公的な制度です。視覚・聴覚・手足の不自由だけでなく、がんや高血圧、糖尿病による合併症や心疾患、うつや統合失調症などの精神疾患など、数多くの病気やケガが対象とされています。



出典：医療年金課資料（各年度末）

* 障害基礎年金は国民年金の加入者が受け取ることができる年金であり、厚生年金加入者は障害厚生年金も受け取れます。



2 アンケート調査結果から見る現状と課題

（１）調査の目的

本市では、これまで『すべての人にやさしいまち～おおた～』を基本理念とした「太田市障がい者福祉計画」を策定し、さらに障がい者・障がい児に対するサービス提供等の具体的な実施計画として「太田市障がい福祉計画」と「太田市障がい児福祉計画」を策定し、これらの計画に基づいて障がい福祉施策の推進を図ってきました。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき３年ごとに見直すこととなっており、「第５次太田市障がい者基本計画」、「第７期太田市障がい福祉計画」及び「第３期太田市障がい児福祉計画」の策定（３つの計画を一体的に策定）に向け、策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

（２）調査の概要

①調査の実施期間

当事者：令和５年８月１８日（金）～令和５年９月１５日（金）

事業所：令和５年９月１４日（木）～令和５年９月３０日（土）

団体：令和５年９月６日（水）～令和５年９月２２日（金）

②実施方法

郵送による発送、回収及びWEB回答（事業所）

③調査対象者及び回収率等

アンケート区分	対象者	発送数	回収数	有効数	有効回収率
当事者 (障がい者)	市内在住の障害者手帳所持者	1,500	659	659	43.9%
事業所	市内の障害福祉サービス事業所	100	61	61	61.0%
団体	市内の福祉に携わる障がい者団体 及び障がい者支援団体	11	11	11	100.0%

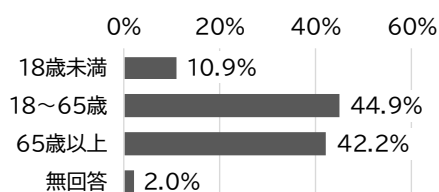
（３）当事者（障がい者）調査結果の概要（一部を抜粋）

■障害者手帳の内訳（障がい者向けアンケート調査）

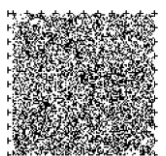
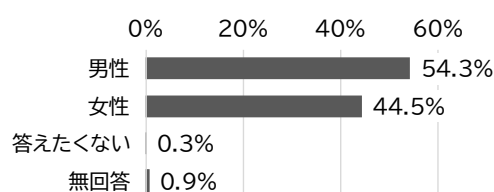
手帳区分	所持者数（人）
身体障害者手帳	443
療育手帳	152
精神障害者保健福祉手帳	139
難病（特定医療費受給者証）	66

*複数の障害者手帳を所持、または難病の方がいるため、上記有効数より所持者数合計は多くなります。

■年齢別の内訳



■性別の内訳

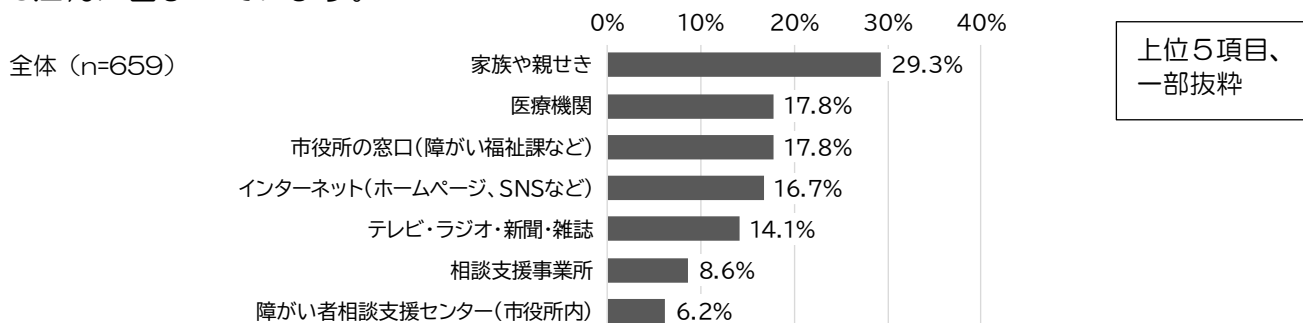


①相談支援・情報提供体制について

■福祉サービスに関する情報を、どこから得ていますか。

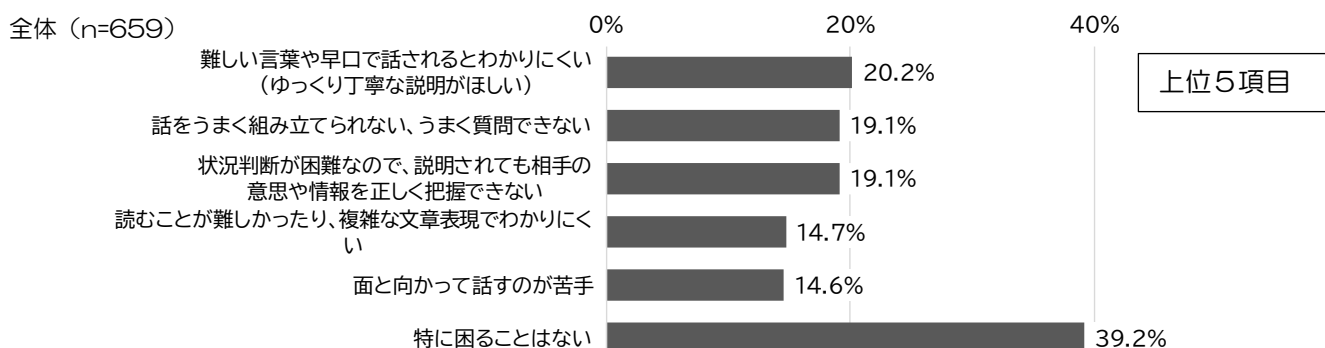
「家族や親せき」が29.3%と最も多く、次いで「医療機関」、「市役所の窓口」が17.8%、「ホームページ、SNSなど」が16.7%となっています。

一方、「相談支援事業所」や「障がい者相談支援センター」の相談支援機関の比率は8.6%、6.2%に留まっています。



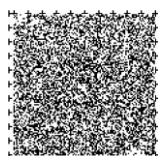
■情報を入手したり、コミュニケーションをとるうえで困ることはありますか。

「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい」が20.2%と最も多く、次いで「話をうまく組み立てられない、うまく質問できない」、「状況判断が困難なので、説明されても相手の意思や情報を正しく把握できない」が19.1%、「読むことが難しかったり、複雑な文章表現でわかりにくい」が14.7%となっています。



※障がい別※

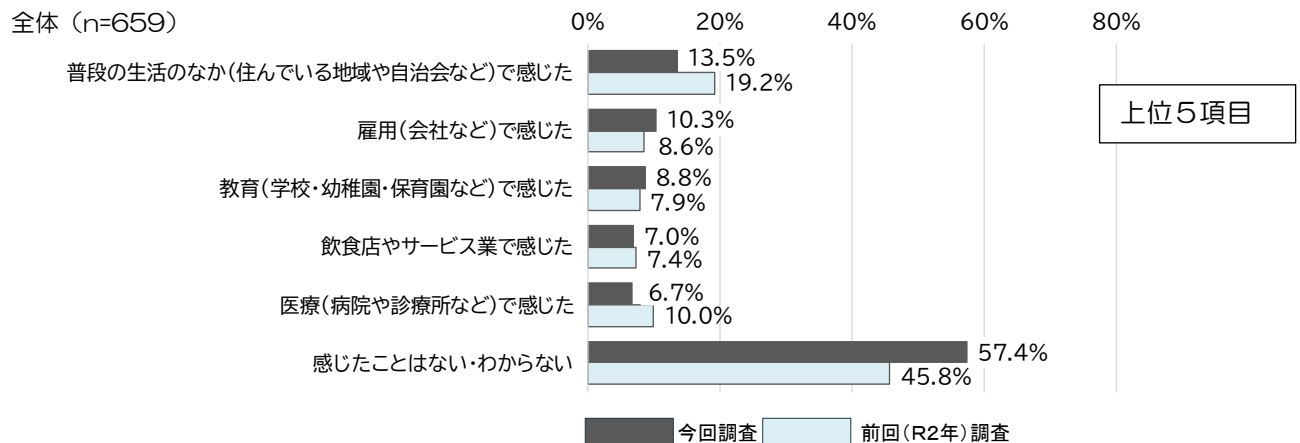
項目	なく話難 説いさし 明へれい がゆる言 ほっと葉 しくわや いりか早 〜丁寧で	問ら話 でれを きなう ないま い、く う組 まみ く立 質て	いを手で状 正の、況 し意説判 く思明断 把やさが 握情れ困 で報て難 きもな な相の	現た読 でりむ わ、こ か複と り雑が にな難 く文し い章か 表つ	が面 苦と 手向 か つ て 話 す の	く案 内 表 示 が わ か り に
全体(N=659)	20.2%	19.1%	19.1%	14.7%	14.6%	7.4%
身体障がい(N=443)	15.1%	9.5%	11.7%	9.9%	9.3%	7.4%
知的障がい(N=152)	30.3%	34.9%	44.7%	32.2%	19.7%	12.5%
精神障がい(N=139)	29.5%	34.5%	25.2%	12.9%	33.1%	8.6%
難病(N=66)	19.7%	21.2%	15.2%	13.6%	16.7%	10.6%



②障がいのある人の権利擁護について

■日常生活や学校、職場で、障がい者への差別や嫌な思いを感じたことはありますか。

「普段の生活のなか（住んでいる地域や自治会など）」が13.5%と最も多く、次いで「雇用（会社など）」が10.3%、「教育（学校・幼稚園・保育園など）」が8.8%となっています。一方、「感じたことはない・わからない」は57.4%となっています。

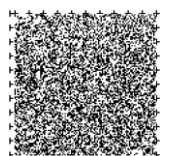
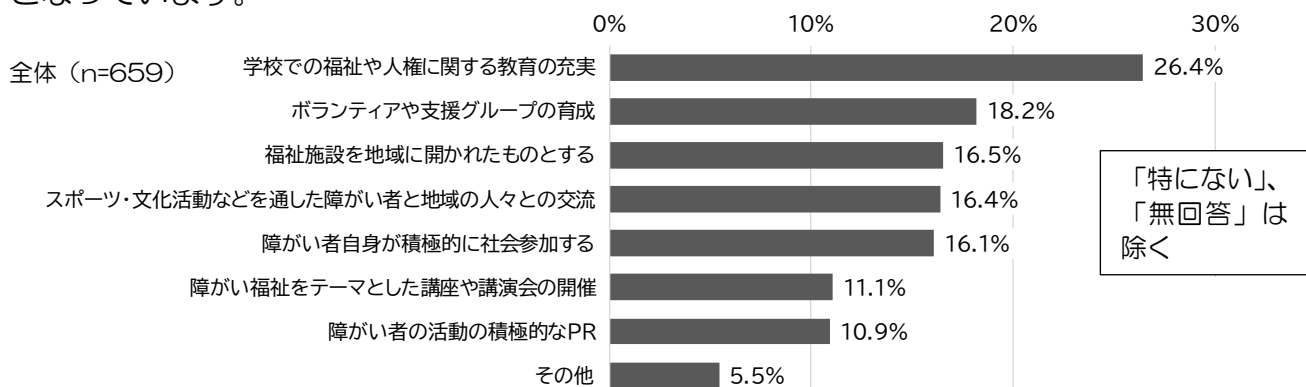


※障がい別※

項目	た自（普 治住段 会んの なで生 どい活 るの で地な 感域か じや	感雇 じ用 た（会 社な ど） で	感園教 じ・育 た保（学 育園校 な・幼 稚 で	で飲 感食 じ店 たや サ ー ビ ス 業	な医 ど療 （病 院や 診 療 所	バ公 ス交 通 機 関 で 感 じ た ・
全体(N=659)	13.5%	10.3%	8.8%	7.0%	6.7%	4.4%
身体障がい(N=443)	10.4%	7.0%	4.7%	6.1%	5.4%	3.4%
知的障がい(N=152)	24.3%	11.8%	25.7%	17.8%	10.5%	11.2%
精神障がい(N=139)	16.5%	21.6%	7.2%	3.6%	7.9%	2.9%
難病(N=66)	12.1%	10.6%	3.0%	6.1%	10.6%	4.5%

■障がい者への理解を深めるために力を入れるべきことは何だと思いますか。

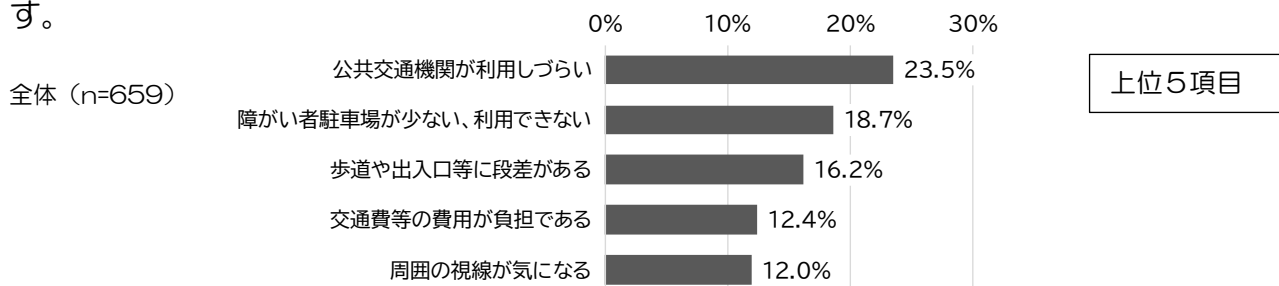
「学校での福祉や人権に関する教育の充実」が26.4%と最も多く、次いで「ボランティアや支援グループの育成」が18.2%、「福祉施設を地域に開かれたものとする」が16.5%となっています。



③地域生活を送るための支援について

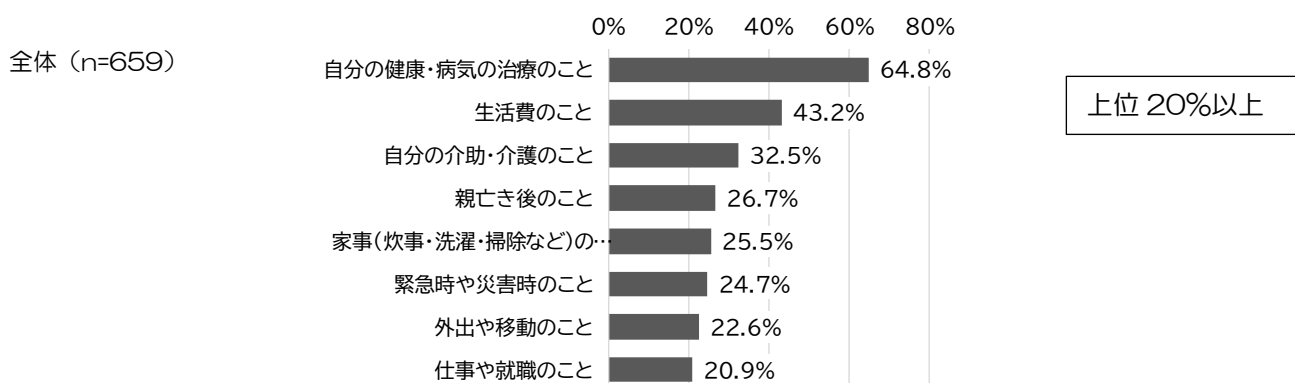
■外出するとき困ること、または整備が必要と思われることは何ですか。

「公共交通機関が利用しづらい」が23.5%と最も多く、次いで「障がい者駐車場が少ない、利用できない」が18.7%、「歩道や出入口等に段差がある」が16.2%となっています。



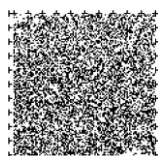
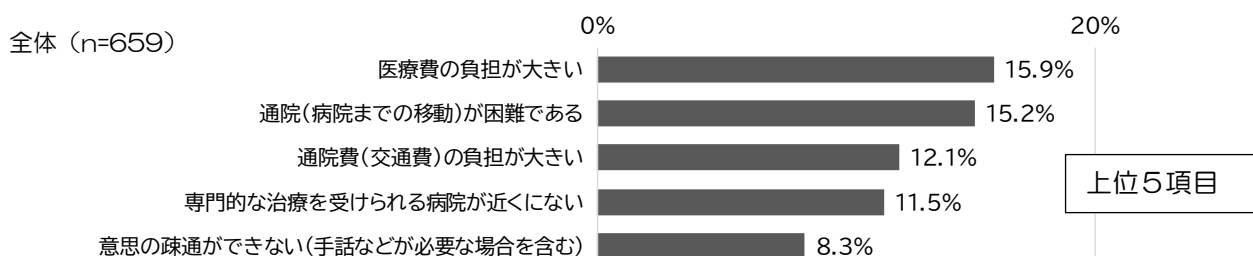
■現在（将来）、日常生活の中で心配していることは何ですか。

「自分の健康・病気の治療のこと」が64.8%と最も多く、次いで「生活費のこと」が43.2%、「自分の介助・介護のこと」が32.5%となっています。



■医療を受けるうえで困っていることはありますか。

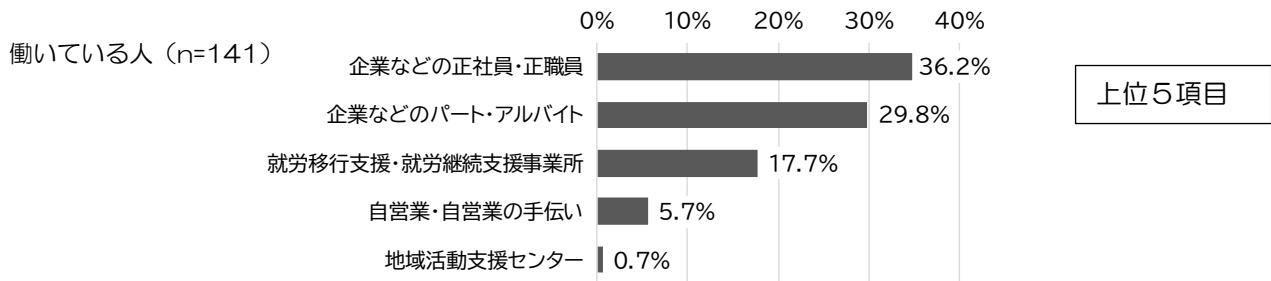
「医療費の負担が大きい」が15.9%と最も多く、次いで「通院（病院までの移動）が困難である」が15.2%、「通院費（交通費）の負担が大きい」が12.1%となっています。



④就労・社会参加支援について

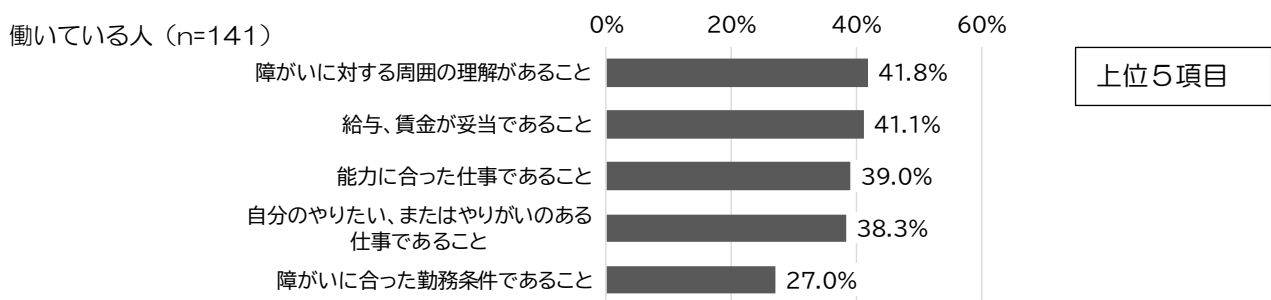
■あなたは、どこで働いていますか。

「企業などの正社員・正職員」が36.2%と最も多く、次いで「企業などのパート・アルバイト」が29.8%、「就労移行支援・就労継続支援事業所」が17.7%となっています。



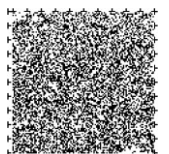
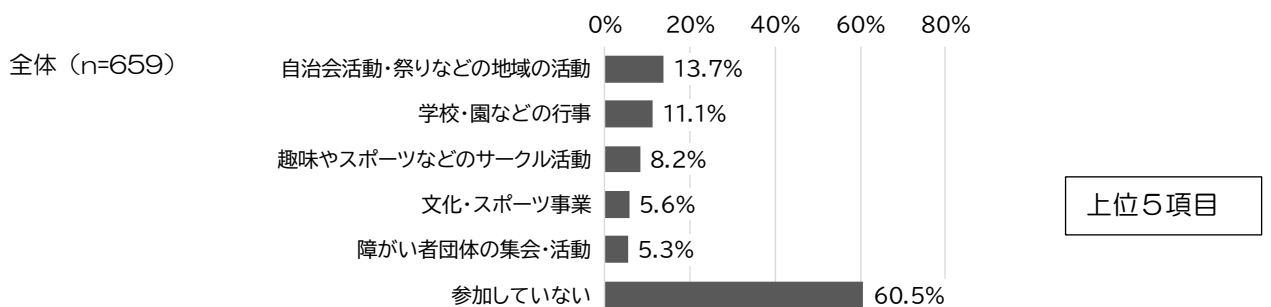
■働くうえで、どのようなことが重要だと思いますか。

「障がいに対する周囲の理解があること」が41.8%と最も多く、次いで「給与、賃金が妥当であること」が41.1%、「能力に合った仕事であること」が39.0%となっています。



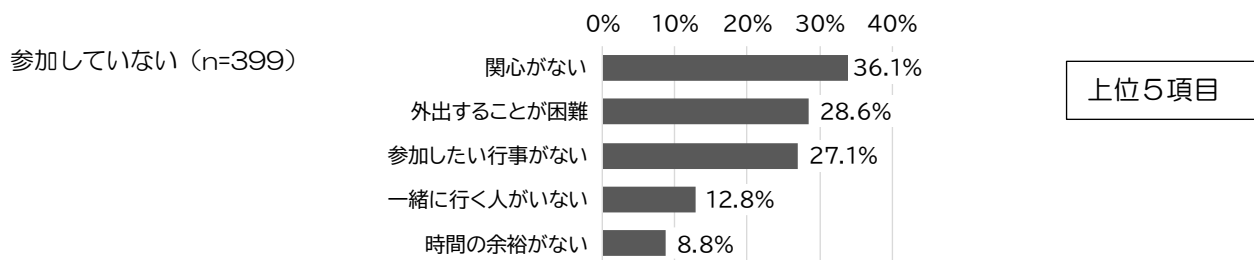
■最近1年間、あなたは、地域の行事や活動に参加しましたか。

「自治会活動・祭りなどの地域の活動」が13.7%と最も多く、次いで「学校・園などの行事」が11.1%、「趣味やスポーツなどのサークル活動」が8.2%となっています。一方、「参加していない」は60.5%となっています。



■参加していない理由は何ですか。

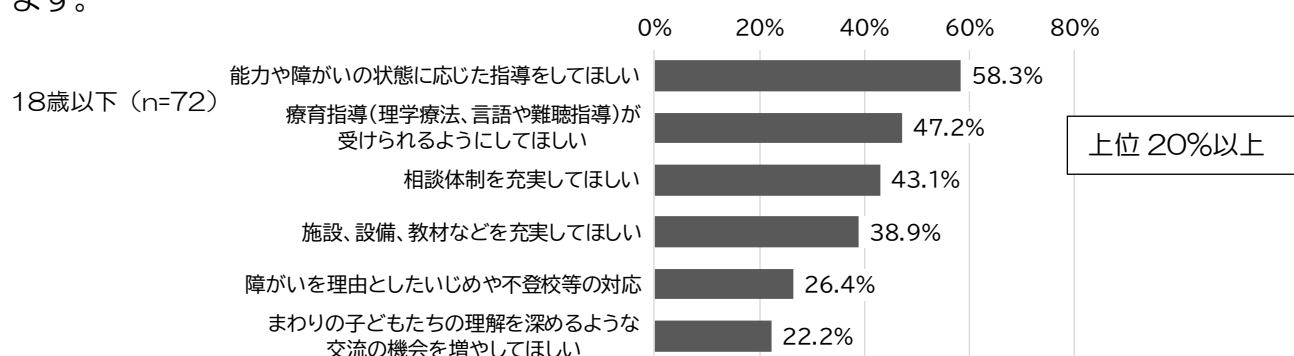
「関心がない」が36.1%と最も多く、次いで「外出することが困難」が28.6%、「参加したい行事がない」が27.1%となっています。



⑤障がい児支援について

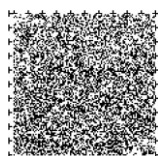
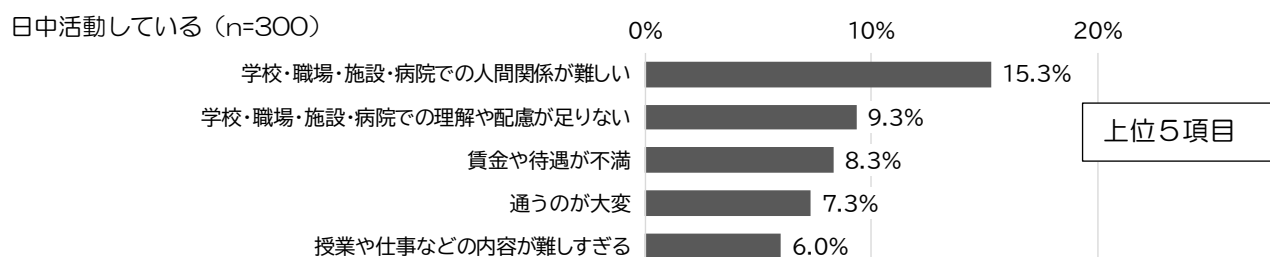
■保護者の方にお聞きします。幼稚園、保育園、学校に望むことは何ですか。

「能力や障がいの状態に応じた指導」が58.3%と最も多く、次いで「療育指導（理学療法、言語や難聴指導）が受けられる」が47.2%、「相談体制を充実」が43.1%となっています。



■活動の場において困っていることや不満はありますか。

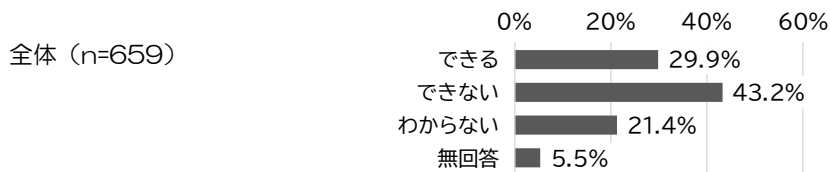
「学校・職場・施設・病院での人間関係が難しい」が15.3%と最も多く、次いで「学校・職場・施設・病院での理解や配慮が足りない」が9.3%、「賃金や待遇が不満」が8.3%となっています。



⑥災害時の避難等について

■大きな災害があったときに一人で避難できますか。

一人で避難できない方は 43.2%となっています。

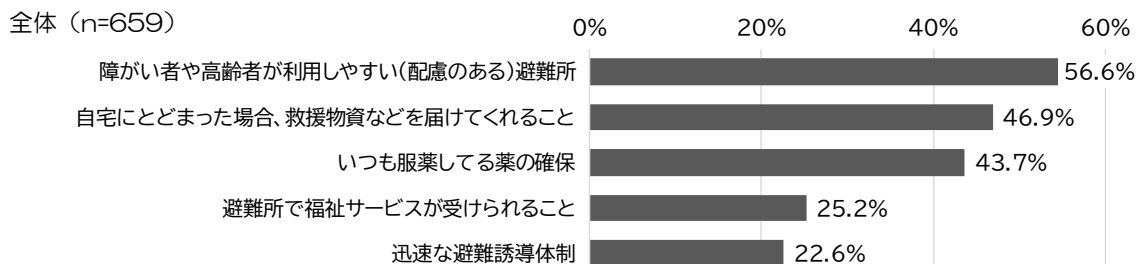


※障がい別※

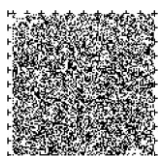
項目	できる	できない	わからない	無回答
全体(N=659)	29.9%	43.2%	21.4%	5.5%
身体障がい(N=443)	31.2%	43.6%	19.4%	5.9%
知的障がい(N=152)	16.4%	67.1%	12.5%	3.9%
精神障がい(N=139)	37.4%	30.2%	27.3%	5.0%
難病(N=66)	24.2%	54.5%	19.7%	1.5%

■大きな災害があったときにどんな支援があったらいいと思いますか。

「障がい者や高齢者が利用しやすい（配慮のある）避難所」が 56.6%と最も多く、次いで「自宅にとどまった場合、救援物資などを届けてくれること」が 46.9%、「いつも服薬してる薬の確保」が 43.7%となっています。



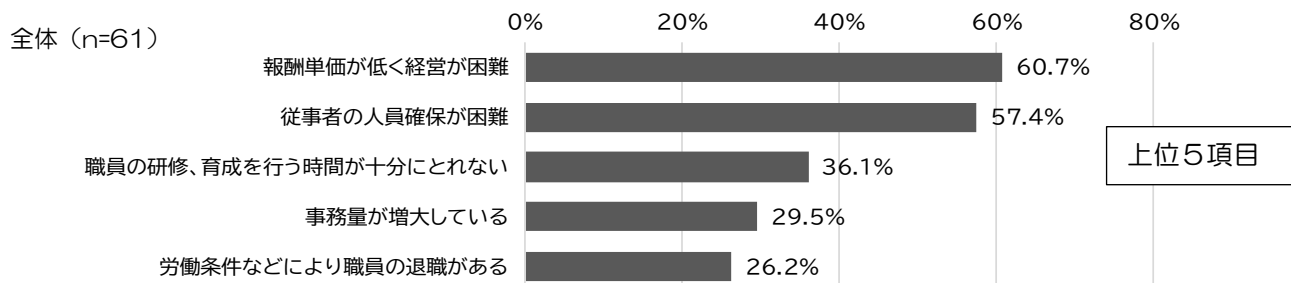
上位5項目



（４）障害福祉サービス事業所調査結果の概要（一部を抜粋）

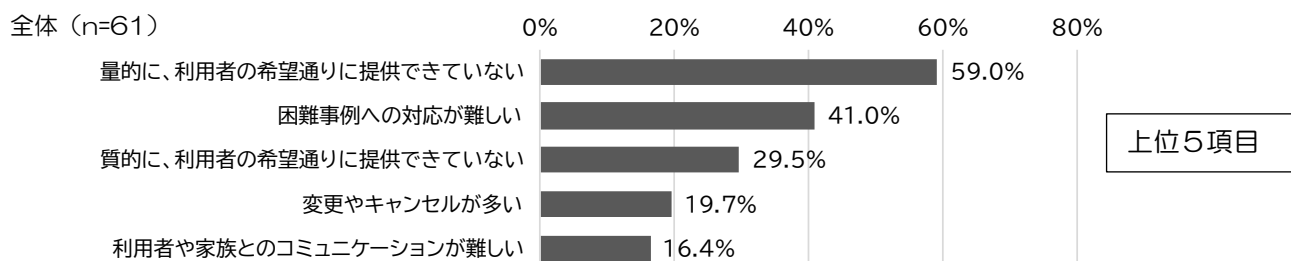
■運営上の課題にはどのようなものがあると考えますか。

「報酬単価が低く経営が困難」が60.7%と最も多く、次いで「従事者の人員確保が困難」が57.4%、「職員の研修、育成を行う時間が十分にとれない」が36.1%となっています。



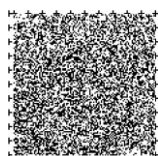
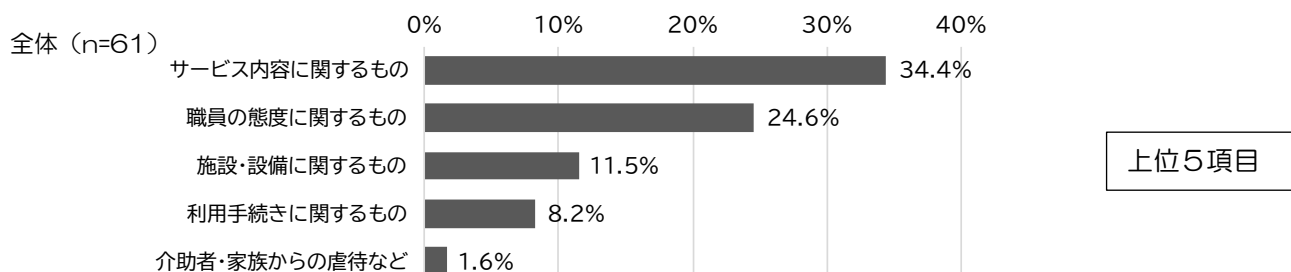
■サービスを提供するうえで、問題となっていることは何ですか。

「量的に、利用者の希望通りに提供できていない」が59.0%と最も多く、次いで「困難事例への対応が難しい」が41.0%、「質的に、利用者の希望通りに提供できていない」が29.5%となっています。



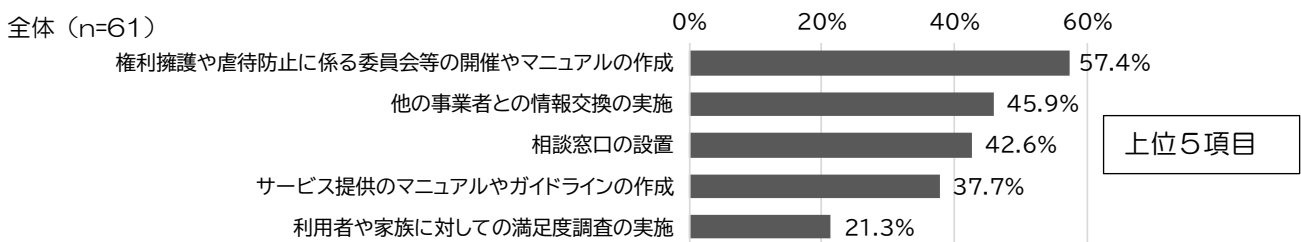
■利用者やその家族からの苦情や相談はどのようなものが多いですか。

「サービス内容に関するもの」が34.4%と最も多く、次いで「職員の態度に関するもの」が24.6%、「施設・設備に関するもの」が11.5%となっています。



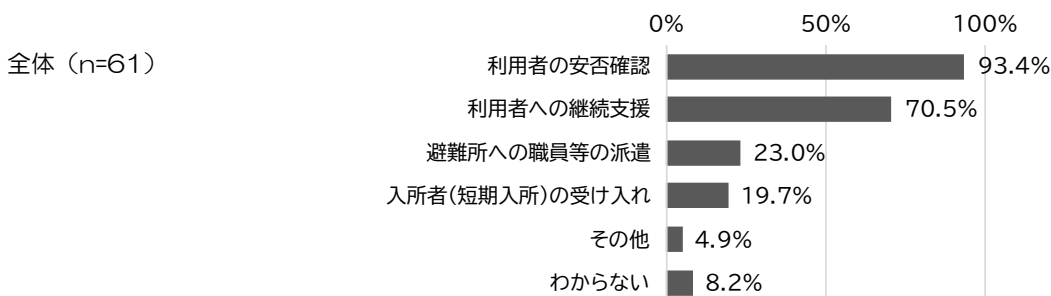
■サービスの質の向上のためにどのようなことに取り組んでいますか。

「権利擁護や虐待防止に係る委員会等の開催やマニュアルの作成」が 57.4%と最も多く、次いで「他の事業者との情報交換」が 45.9%、「相談窓口の設置」が 42.6%となっています。



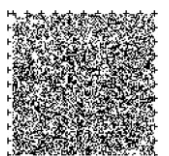
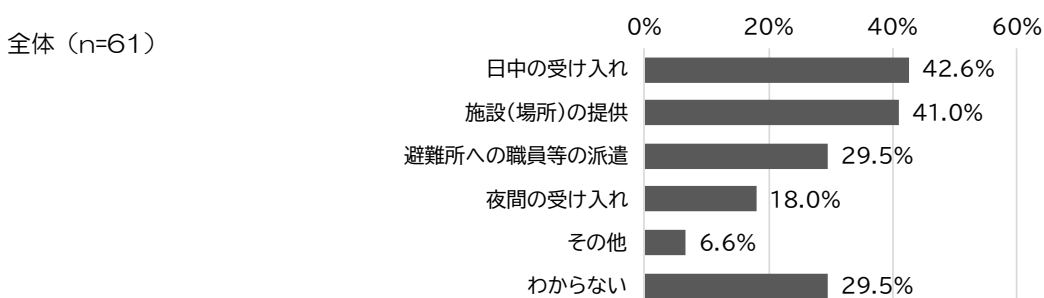
■災害時、利用者（契約者）に対して、どのような支援が可能だと思いますか。

「利用者の安否確認」が 93.4%と最も多く、次いで「利用者への継続支援」が 70.5%、「避難所への職員等の派遣」が 23.0%となっています。



■災害時、利用者（契約者）以外の障がい者に対して、どのような支援が可能だと思いますか。

「日中の受け入れ」が 42.6%と最も多く、次いで「施設（場所）の提供」が 41.0%、「避難所への職員等の派遣」が 29.5%となっています。



（５）障がい者団体及び障がい者支援団体（一部を抜粋）

＊【】内は障がい種別

◆生活環境・住環境について

- ・歩行困難者等のために歩道の整備（道路脇除草）【身体障がい者】
- ・点字ブロックの必要性などをもっと周知してほしい。【聴覚障がい者】
- ・利用したい福祉用具をレンタルできたらありがたいです。【重症心身障がい児】
- ・市営無料バスやおうかがいバス等ですが、利用方法がよくわからなかったり、面倒だと思ってしまったりしますので広く周知していただければと思います。【精神障がい者】
- ・親亡き後が心配な方が多いです。グループホーム等への移行がスムーズに行くように支援をお願いいたします。また在宅の方への支援もお願いいたします。【精神障がい者】

◆障害福祉サービスについて

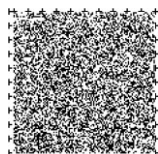
- ・手話と聴覚障がいについて知識のある相談支援専門員がゼロ。【聴覚障がい者】
- ・強度行動障がい者の受け入れ先がどうなのか、また施設の設備、環境（実践できる支援者がいるかどうか）が不足しているかどうか太田市で調査して不足を補ってほしい。【知的障がい者】
- ・通所施設内（障がい者）での入浴ができる施設とサービスが欲しい。【知的障がい者】
- ・精神障がい者に対する訪問介護の実施をぜひお願いしたい。話し相手、カウンセリング、買い物等もお願いいたします。【精神障がい者】

◆医療・保健について

- ・保健センターに聴覚障がい児のことを相談しても難しいと思う。専門機関につなげることや基本的な知識を学んでほしい。【聴覚障がい者】
- ・18歳になると小児科ではなくなり、地域の「かかりつけ医」を勧められますが、親としては悩みます。スムーズに進められる体制があるとありがたいです。【重症心身障がい児】
- ・何処の医療機関を頼っていいのかわからず会員の中でロコミの状態です。専門医療機関の明確化、及び医療専門の相談機関があると良い。【知的障がい者】
- ・精神障がい者に対する訪問診療をぜひお願いしたい。ACT（包括型地域生活支援プログラム）が日本国内でも出来つつあります。【精神障がい者】

◆相談・情報提供について

- ・団体会員とは相談する機会があるが、プライバシーの問題がある。ろう者相談員や手話ができる相談員など体制がほしい。【聴覚障がい者】
- ・個別支援計画を作成する相談支援員の充実、相談支援センターにて作成できると良い【重症心身障がい児】
- ・相談支援センターに行ってもどうなるのか情報提供して欲しい。パンフレット等があれば当会でも配布できます。【精神障がい者】



◆教育・保育について

- ・教育現場での身障者への理解の啓蒙【身体障がい者】
- ・就学時検診において障がいが発見される可能性があります。そういう場合に備えて保護者の心がまえを事前に知らせておいた方が良いと思います。【精神障がい者】

◆雇用・就労について

- ・療育手帳を持っている方が、特例子会社や福祉工場、一般就労者がどの位いるのか、既婚、未婚、暮らし方を（自宅、ホーム、家族構成など）を知りたい、また今後の暮らし方のプランはどうなのか。【知的障がい者】
- ・精神障がい者の場合なかなか就労に繋がりません。理解者を何とか増やしてほしい。【精神障がい者】

◆生涯学習、文化・スポーツ活動について

- ・身障者自身がハンデを乗り越えて活動する気持ちが必要だと思います。【身体障がい者】
- ・太田市に居拠点を置くバスケットのクレインサンダーズの試合を見に行きたいが、障がい者年金受給者ではチケットが高く、介助者の親子ペアでは更に足が遠のく。何か援助をお願いしたい。【知的障がい者】

◆安全・安心について

- ・災害が起きた時の避難場所にコミュニケーション支援（手話通訳）があるか心配。【聴覚障がい者】
- ・今後個別避難計画に大いに期待する。福祉課から支援計画に関し本人、支援者の確認を取って情報提供できれば社会支援課の個別避難計画が進むと思うが、連携をしてほしい。【知的障がい者】

◆障がいや障がい者への理解と交流について

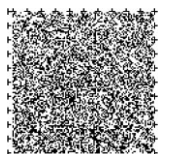
- ・障がい者自身がハンデを克服する事と気持ちを前向きに持つ事が必要と考えます。【身体障がい者】
- ・教職員、太田市職員の特別支援学校運動会の見学をお勧めしたいです。（新規採用研修に含める等。）【精神障がい者】

◆差別の解消・権利擁護について

- ・障がい者本人がハンデを前向きに気持ちを持つ事、大切だと思います。【身体障がい者】
- ・障がいがある理由なのか、仕事に合わないのが理由なのか、不採用の理由がわからないケースがあります。ぼやかされないようにしてほしいです。【精神障がい者】

◆今後取り組みたい・充実したい活動について

- ・心の病気勉強会をさらに充実させ、広く市民に呼びかけ啓発活動を続けていきたい。【精神障がい者】
- ・定例会等で会員や相談者等に寄り添い、日常生活での問題点をまとめ、共有し、要望書として提出したい。【精神障がい者】



（６）アンケート調査結果から見た今後の課題等

1 相談支援・情報提供体制の充実・強化

アンケート調査によると、情報の入手やコミュニケーションについて「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい」と感じる方が最も多く（全体で20.2%）、次いで「話をうまく組み立てられない、うまく質問できない」、「説明されても相手の意思や情報を正しく把握できない」が多くなっています。特に知的障がいの方では「説明されても相手の意思や情報を正しく把握できない」と感じる方が44.7%となっています。

サービス事業者アンケートによると、利用者や家族からの苦情や相談については「サービス内容に関するもの」が34.4%と最も多くなっています。

また、運営上の課題としては、6割近くが「従事者の確保が困難」と回答し、サービスを提供するうえでの問題は、同じく6割近くが「量的に利用者の希望通りに提供できていない」と回答しています。

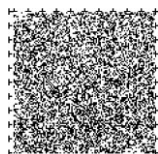
【現状と課題】

障害福祉サービスを受けようとする場合、障がいの特性に合った支援はどれなのか、どの事業所を選べばよいのか、障がい者やその家族だけでは判断ができないのが普通であり、サービス内容も専門性が高く、利用する側との情報量に大きな差があります。

市の障がい福祉課をはじめとする関係機関、社会福祉協議会や福祉サービス事業者、その他ボランティアグループ等など様々な機関や団体に対し、幅広いネットワーク構築の充実を進め、利用者とサービス提供事業所などの橋渡しと障がいの特性に合ったサービス提供のための相談や支援を行っていきます。

サービス事業者については、障がい福祉の現場で人材不足に起因するサービスの低下が懸念されます。

障がい者に質の高いサービスを提供するためには、専門性の高い人材の確保が不可欠です。障がい福祉の現場が働き甲斐のある魅力的な職場であることを周知するとともに、サービス事業者の人材確保を支援していくことが必要とされています。



2 障がいのある人の権利擁護の推進

アンケート調査によると、障がいによる差別や人権侵害について、全体では57.4%の方が「差別や嫌なおもいは感じない」と回答しています。ただし、「普段の生活のなか」（13.5%）、「雇用（会社など）」（10.3%）、「教育（学校・幼稚園・保育園など）」（8.8%）や「飲食店やサービス業」（7.0%）と、依然として差別や人権侵害は残っています。

特に知的障がいの方では「教育（学校・幼稚園・保育園など）」で25.7%、「普段の生活のなか」で24.3%となっており、精神障がいの方では「雇用（会社など）」が21.6%となっています。

また、障がいについての理解を広げるためには、「学校での福祉や人権に関する教育の充実」と回答した方が26.4%と最も多く、次いで「ボランティアや支援グループの育成」、「福祉施設を地域に開かれたものとする」や「スポーツ・文化活動などを通した障がい者と地域の人々との交流」が多くなっています。

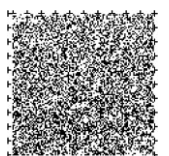
【現状と課題】

障がいのある人もない人も、ともに平等に生活し活動できるノーマライゼーションの理念を市民が正しく理解し、障がい者に対する差別や偏見といった「心の壁」を取り除くことが大切です。

そのため、各種広報媒体の活用や様々な行事を通じて、障がいや障がい者に関する正しい知識の啓発・広報活動の充実、子どもの頃からその発達の段階に応じた福祉教育、地域や職場でともに活動しながら互いに理解を深める交流の促進、障がいのある人のニーズに沿ったボランティアの育成などの充実を図ります。

また、交流及び社会参加にあたり、前提となる障がい者に対する虐待の防止や差別の解消に関する施策を推進します。

なお、障がい者団体向けアンケートでは、「障がい者自身がハンディを克服する気持ちと前向きに生きること」が必要との意見も見られました。



3 地域生活を送るための支援の充実

地域で生活をしていくためには、就労や趣味、買い物等、外出のための移動手段の確保が必要となってきます。アンケート調査によると、外出する時に困ることとしては、「公共交通機関が利用しづらい」が23.5%と最も多く、次いで「障がい者駐車場が少ない、利用できない」、「歩道や出入口等に段差がある」が多くなっています。

また、日常生活の中で心配していることでは、「自分の健康・病気の治療」が64.8%と最も多く、次いで「生活費」、「自分の介助・介護」が多くなっています。

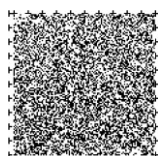
【現状と課題】

障がい者が自立した生活を営むためには、その基盤となる住まい、働く場、生きがいを得る場等が必要となり、地域の基盤整備と様々な支援強化が求められています。

そのため、障がいのある人がライフスタイルに応じて様々な生き方を選択できるよう制度の充実に努め、家族も含めた利用者のニーズに応じた生活支援を支えるサービスの充実が重要です。

また、各サービスを有効に活用していくためにも、相談窓口の整備が求められており、基幹相談支援センターの重要性が高まっています。

すべての人が快適で利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備と、安全・安心な生活が送れるよう防災や防犯体制の充実が必要です。



4 就労・社会参加支援の充実

アンケート調査によると、働いている方は21.4%（141人）おり、36.2%が正社員・正職員で29.8%がパート・アルバイトとして働いています。

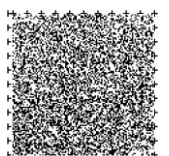
また、働くうえで重要なこととしては、「障がいに対する周囲の理解があること」が41.8%と最も多く、次いで「給与、賃金が妥当であること」、「能力に合った仕事であること」が多くなっています。

地域の行事や活動への参加については、6割強の方が「参加していない」と回答されており、参加しない理由としては、「関心がない」が36.1%と最も多く、次いで「外出することが困難」、「参加したい行事がない」が多くなっています。

【現状と課題】

一般就労を目指す障がい者に対し、障がい者自身の職業能力の開発を支援し、障がい者の雇用・就労を促進するために必要な、事業主や社会一般の障がい者雇用に対する深い理解が生まれるよう啓発を進めます。一般就労はもちろん、福祉的就労も含め、障がい者一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労から職場定着に至るまでの支援を行うための相談支援・生活支援の充実を図ります。

地域活動や文化芸術活動は、障がい者の社会参加を促進する機会となります。地域社会が障がい者を受け入れ、協力し、彼らが多様な活動に参加できるよう支援することで、社会的な結束が強化されます。活動に参加するための場所やイベントのアクセシビリティの不足の懸念もあり、バリアフリーな環境や施設、より様々な芸術分野に参加できるようなプログラムの拡充や、情報提供の改善が求められます。



5 障がい児支援の提供体制の充実

18歳未満の方とその保護者の方へのアンケート調査では、幼稚園、保育園、学校に望むことでは、「能力や障がいの状態に応じた指導」が58.3%と最も多く、次いで「療育指導（理学療法、言語や難聴指導）が受けられる」、「相談体制を充実」が多くなっています。

【現状と課題】

学齢期においては、障がい児それぞれのニーズに対応した教育を充実して自立を支援するとともに、学校教育終了後も生涯にわたって主体的、継続的に学習できる環境づくりが必要です。

障がい者が、地域で豊かで自立した生活をしていくためには、障がい者が社会の一員としての生活を可能にする環境の整備が図られなければなりません。

障がい者とその家族等の不安を軽減するため、障害福祉サービスの質の確保や向上を図る取組の推進と充実に努めます。

6 災害時の避難等緊急対応

アンケート調査によると、大きな災害があったときに一人で避難できますかの問いに対し、43.2%の方が「できない」と回答されています。特に知的障がい者では67.1%の方が「できない」と回答されています。

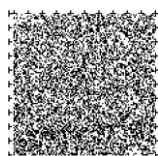
また、大きな災害があったときにどんな支援が必要かでは、「障がい者や高齢者が利用しやすい（配慮のある）避難所」が56.6%と最も多く、次いで「自宅にとどまった場合、救援物資などを届けてくれること」、「いつも服薬してる薬の確保」が多くなっています。

避難場所や避難所への迅速な避難誘導體制やハード・ソフト両面の対策、地域での助け合いが重要との意見が多く寄せられています。

【現状と課題】

被災リスクが高い地域や孤立のおそれのある地域の避難行動要支援者への対応や情報収集、視覚障がい者や聴覚障がい者等の障害種別による伝達手段や避難方法等の対策等、地域全体での事前の準備やルール化を図る必要があります。そのためにも、優先度の高い避難行動要支援者（優先作成者）について、個別避難計画の速やかな策定が求められます。

さらに避難所設営では、視覚、聴覚、知的障がい等の障害種別や、車いすの使用の有無等による配慮が必要です。町の空き家情報等の幅広い情報の活用も含め、障がい者が利用しやすい避難所の確保等について、検討を進めていく必要があります。



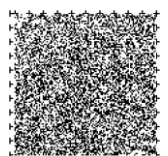
3 「第4次太田市障がい者福祉計画」の推進状況

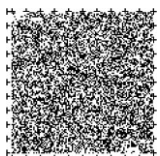
第4次太田市障がい者計画（H29年度～R5年度）の各施策・事業の評価を行いました。

評価 ○：進捗あり / △：変化なし / ×：後退

施策・事業	事業数	○	△	×
1 理解と交流の促進	12	4	8	0
（1）啓発・広報活動の促進	5	2	3	0
（2）交流機会の拡大	2	0	2	0
（3）ボランティア活動の推進	3	2	1	0
（4）福祉教育の充実	2	0	2	0
2 保健・医療の充実	13	8	5	0
（1）障がいの早期発見・早期療育体制の整備	2	2	0	0
（2）保健・医療体制の整備	4	3	1	0
（3）精神保健福祉対策の充実	7	3	4	0
3 福祉サービスの充実	5	1	4	0
（1）総合相談援助システムの充実	3	1	2	0
（2）障がい福祉サービスの充実	1	0	1	0
（3）生活安定のための施策の充実	1	0	1	0
4 教育・育成の充実	15	2	12	1
（1）就学前援助の充実	2	0	1	1
（2）学校教育の充実	9	1	8	0
（3）生涯学習の充実	3	0	3	0
（4）図書館の充実	1	1	0	0
5 雇用・就労の促進	6	5	1	0
（1）一般就労の促進	4	4	0	0
（2）福祉就労の場の確保と支援	2	1	1	0
6 余暇活動・社会活動参加の促進	4	0	4	0
（1）スポーツ・レクリエーション、文化活動の振興	2	0	2	0
（2）社会参加活動の促進	2	0	2	0
7 生活環境の整備	12	6	6	0
（1）福祉のまちづくりの推進	1	1	0	0
（2）住宅施策の充実	1	0	1	0
（3）移動手段の充実	4	2	2	0
（4）コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化	3	0	3	0
（5）防災・防犯体制の充実	3	3	0	0
計	67	26	40	1

第4次太田市障がい者計画に基づいて実施した67事業のうち「○進捗あり」が26事業（38.8%）、「△変化なし」が40事業（59.7%）、「×後退」が1事業（1.5%）となっています。





第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市では、平成29年度を始期とする「第2次太田市総合計画」において目指すべき都市像として「人と自然にやさしく、品格のあるまち太田」を掲げ、地域福祉推進の全体像を定める「太田市地域福祉計画」の基本理念に掲げた『ささえ愛 みんなで育む福祉のまちづくり おおた ～ともに支え合い、自立を実現する福祉を目指して～』に基づき、地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりを推進してきました。

前期計画である「第4次太田市障がい者福祉計画」では『すべての人にやさしいまち～おおた～』を基本理念とし、障がい者のライフステージに応じた様々な課題を整理し、それに対応する保健・医療・教育・雇用・生活環境などの各分野を対象に「ノーマライゼーション」の理念に基づき、様々な施策・事業を展開してきました。

第5次太田市障がい者福祉計画は、第4次計画の後継計画として、引き続き障がい者施策の更なる推進と充実を図ることを目的とすることから、計画の基本理念についても第4次計画の理念、『すべての人にやさしいまち～おおた～』を引き継ぎ、障がいの有無にかかわらず、すべての市民がうるおいとやすらぎに満ちた暮らしのできるまち「おおた」を目指します。

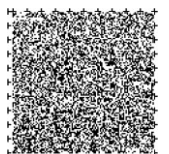
すべての人にやさしいまち～おおた～

すべての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会こそ、本市の考える地域社会のあるべき姿です。

その実現に向け、障がい者が、自らの意思による選択と決定のもとに自立し、社会のあらゆる活動に参加できるよう、各種支援制度や事業の実施、サービス提供等の面における行政側の更なる支援の充実を図ります。

さらに、地域においては、すべての市民が障がいと障がいのある人に対する理解を深め、正しい認識を持つことはもちろん、障がい者への配慮や支援が普通のこととして日常的に行われることが望まれます。

障がい者が地域の中で安心して自分らしく暮らせることは、本市が豊かな地域社会であるひとつの証です。すべての市民が、障がいの有無にかかわらず、それぞれがかけがえない個人として尊重され、互いの個性を認め合いながら思いやり、共に暮らし、共に支え合うまちづくりを推進します。



2 計画の基本方針

(1) 障がい者の自主性を尊重し、社会参加を進めるまちづくり

地域活動への障がい者自身の積極的な参加により交流の機会を拡大し、障がい者の地域での孤立を回避するとともに、市民の正しい障がい者観を定着していきます。

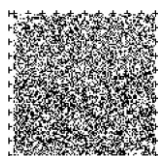
乳幼児期から高齢期に至る生涯のすべての段階において、保健・医療・福祉など関係する機関が密接に連携し、障がいの早期発見・早期療育に努め、障がいの軽減や重度化の予防につながる施策を充実していきます。

(2) とともに学び働き、生きがいを感じるまちづくり

障がい者一人ひとりの適性や能力に応じて、可能な限り就労の場を確保するよう努めます。障がい児の教育については、その可能性を最大限に伸ばし、自立し生きていくための基礎となる力を培い、就学前の段階からその障がいの種類や程度、発達の段階などに応じて、盲・ろう・特別支援学校や小・中学校の特別支援学級による指導など、様々な形態で、一人ひとりに応じた教育を充実します。

(3) 障がい者が豊かに生活できるまちづくり

障がい者自身が主体性・自主性をもってスポーツ・レクリエーション、文化活動に参加できる環境づくりや、住みよい生活環境の整備を推進し、生活に豊かさが感じられるまちづくりを進めます。



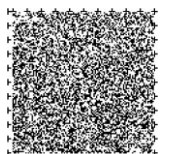
3 基本目標と施策の体系

これまでの取組の検証・見直し、市民ニーズ、意識等を踏まえ、基本方針を推進するための基本目標と、それに対応する主要な施策を、次のとおり設定します。

基本目標

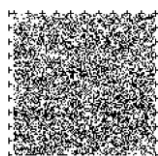
施策

1. 理解と交流の促進	(1) 啓発・広報活動の促進 (2) 交流機会の拡大 (3) ボランティア活動の推進 (4) 福祉教育の充実
2. 保健・医療の充実	(1) 障がいの早期発見・早期療育体制の整備 (2) 保健・医療体制の整備 (3) 精神保健福祉対策の充実
3. 福祉サービスの充実	(1) 総合相談援助システムの充実 (2) 障がい福祉サービスの充実 (3) 生活安定のための施策の充実 (4) 地域子ども・子育て支援事業の充実
4. 教育・育成の充実	(1) 就学前援助の充実 (2) 学校教育の充実 (3) 生涯学習の充実 (4) 図書館の充実
5. 雇用・就労の促進	(1) 一般就労の促進 (2) 福祉的就労の場の確保と支援
6. 余暇活動・社会活動参加の促進	(1) スポーツ・レクリエーション、文化活動の振興 (2) 社会参加活動の促進
7. 生活環境の整備	(1) 福祉のまちづくりの推進 (2) 住宅施策の充実 (3) 移動手段の充実 (4) コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化 (5) 防災・防犯体制の充実

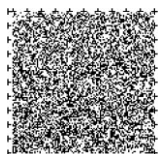


★は令和4年度以降に開始した新事業です。

1. 理解と交流の促進	(1) 啓発・広報活動の促進
	①啓発・広報・広聴活動の促進 ②障がい者による啓発促進の支援
	③障がい者虐待防止センターの充実 ④障がい者差別解消の推進
	⑤障がい者差別解消に係る相談窓口の設置及び地域協議会の設置等の推進
	(2) 交流機会の拡大
	①地域と施設の交流活動事業の促進
	(3) ボランティア活動の推進
2. 保健・医療の充実	①ボランティア活動の活性化
	(4) 福祉教育の充実
	①学校における福祉教育の充実 ②人権教育の推進
	(1) 障がいの早期発見・早期療育体制の整備
	①相談支援体制の整備 ②妊婦及び乳幼児健康診査の充実
	(2) 保健・医療体制の整備
	①各種健（検）診・健康教育・健康相談の充実
3. 福祉サービスの充実	②医療機関等との連携
	③重度心身障がい者医療費公費負担制度の充実
	④自立支援医療費（更生医療・育成医療）の支給制度の周知
	(3) 精神保健福祉対策の充実
	①精神保健に関する知識の普及・啓発 ②相談・支援体制の整備
	③社会復帰対策の促進 ④家族会等への支援の充実
	⑤精神障害者保健福祉手帳の取得促進 ⑥人材の確保
4. 充実 教育・育成の	⑦自立支援医療費（精神科通院医療）支給制度の周知
	(1) 総合相談援助システムの充実
	①相談体制の充実 ②障がい者相談機能の強化
	③相談体制のネットワーク化
	(2) 障がい福祉サービスの充実
	①障がい福祉サービスの充実
	(3) 生活安定のための施策の充実
4. 教育・育成の	①各種年金、手当の支給
	(4) 地域子ども・子育て支援事業の充実
	①放課後児童健全育成事業の充実 ★
	(1) 就学前援助の充実
	①心身障がい児保育の充実 ②福祉幼児教室の充実
	(2) 学校教育の充実
	①個に応じた就学支援の充実
4. 教育・育成の	②個別の支援が必要な児童生徒への教育内容の充実
	③特別支援学級の整備充実 ④通常の学級在籍児への援助の充実



4. 教育・育成の充実	⑤指導教員の専門性の充実	⑥特別支援学校との交流
	⑦特別支援教育就学奨励費補助の充実	⑧障がい児の日中活動の充実
	(3) 生涯学習の充実	
	①学習情報の提供	②学習支援体制の整備
	③各種講座等の充実	
5. 雇用・就労の促進	(1) 一般就労の促進	
	①事業主、社会一般の理解と協力の促進	②市職員の採用
6. 余暇活動・社会活動参加の促進	③働きやすい職場環境づくり	④適職の開発促進
	⑤太田市障がい者雇用創出事業の実施 ★	
	(2) 福祉的就労の場の確保と支援	
	①障がい者就労施設等の物品等の調達の推進	
	②障がい者就労施設等の物品等の販売の支援	
7. 生活環境の整備	(1) スポーツ・レクリエーション、文化活動の振興	
	①福祉スポーツ大会の充実	②障がい者スポーツの充実
	③障がい者スポーツの推進支援に係る情報提供 ★	
	④全国障害者スポーツ大会の開催協力 ★	
	(2) 社会参加活動の促進	
7. 生活環境の整備	①障がい者団体への支援	②権利擁護事業の活用促進
	(1) 福祉のまちづくりの推進	
	①バリアフリーのまちづくり	
	(2) 住宅施策の充実	
	①重度身体障がい者（児）住宅改造費の補助	
	(3) 移動手段の充実	
	①道路環境の整備	②福祉タクシー利用料金の給付
	③障がい者自動車運転免許取得費の補助	
	④障がい者自動車改造費の補助	
	(4) コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化	
	①手話奉仕員の養成	②手話通訳者等設置と派遣
	③コミュニケーション支援事業の拡充	
	(5) 防災・防犯体制の充実	
	①災害発生時の避難誘導体制の推進	②自主防災組織の育成
	③避難行動要支援者支援制度の推進	



4 計画の推進体制

障がい者をはじめ、難病患者や高齢者、生活困窮者等、さまざまな課題を抱える人が、「制度の狭間」の問題で適切な支援を受けられないことがないように、医療機関や介護事業所、NPO等の関係機関から、地域住民や関係団体、行政等の多様な主体が一体となって本人や家族に寄り添い支援する、包括的かつ重層的な支援体制の充実を図ります。

（１）関係機関、近隣市町村、地域との連携

・関係機関との連携

障がい者の地域生活を支えるさまざまな施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の障がい者福祉に係る動向を注視しつつ、密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

また、地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位により良い制度に向けて、国や県に対し必要な要望を行うとともに、財政上の措置を要請していきます。

・近隣市町村との連携

地域の限られた社会資源を生かし、障がい者の生活支援ニーズに対応するため、サービス提供・施設等の広域利用等について近隣市町村との連携を図り、取組を推進します。

・地域との連携

市民や関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、医療・教育・雇用・施設関係者や市民等、さまざまな立場からの参画を得て、地域ネットワークの強化や地域の社会資源の改善、地域関係機関の連携のあり方等について検討していきます。

（２）サービスの質の向上と供給体制の確保

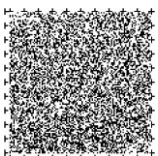
・事業者への支援

サービスの質の向上と安定した供給体制を確立するため、サービスの担い手となる事業者に対し、県や社会福祉協議会等と連携し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行います。

・人材確保・資質向上の支援

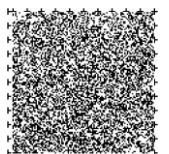
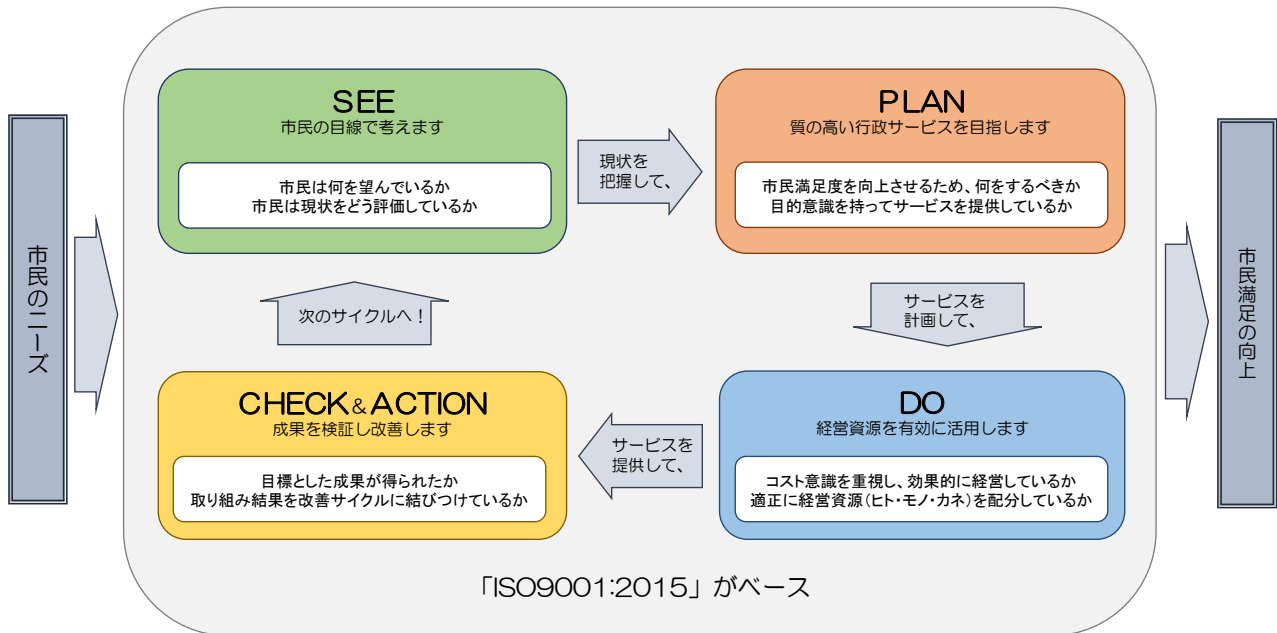
より質の高い福祉サービスを充実させるためには、専門人材の確保が必要であることから、社会福祉士、相談支援専門員等の専門人材の確保を支援します。

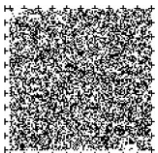
また、障がい者へのサービス提供に従事する人は、障がいの特性や障がい者のことを正しく理解し、本人の気持ちに寄り添うことが大切です。さまざまな障がい者に適切な対応ができるように、福祉関係者、ボランティア等のさらなる資質の向上を図ります。



(3) 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、SEE（見る）、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK & ACTION（評価・改善）を繰り返す太田市マネジメントシステムの理念を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行うことで、実効性のある計画を目指します。





第4章 施策の展開

1 理解と交流の促進

すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を推進します。

特に、障がい者の差別解消については、「障害者差別解消法」が平成28年4月から施行されたことを受け、本市では、「職員対応要領」を定めるとともに、不当な差別的取扱いの禁止と障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うように努めています。

また、障がい者が生涯を通じて心豊かな充実した生活を実現するために、相談体制や権利擁護等の日々の生活にかかわる支援に、引き続き取り組みます。

(1) 啓発・広報活動の促進

障がいや疾患の状況など、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病に対する市民の理解は十分とは言えない面も見られ、障がい者への理解を深めることが求められます。特に、見た目障がいが分かりづらい知的障がい者や精神障がい者への理解は十分とは言えず、交流や触れ合う機会を通じて周囲の意識を変えていく必要があります。

①啓発・広報・広聴活動の促進

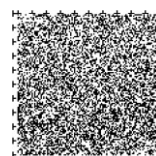
事業内容	○広報紙やホームページによる情報提供を強化するとともに、各種行事等を活用し積極的な啓発活動に努めます。 ○広報紙の音声化とその活用を支援します。 ○ホームページの運営を強化します。 ○デージー機器を利用した音源のCD化を支援します。
------	---

②障がい者による啓発促進の支援

事業内容	○障がい者が参加できる機会を増やすだけでなく、障がい者が自ら企画、参加し、啓発を促進するシンポジウムやミニ座談会などのプログラムの実施を支援します。
------	--

③障がい者虐待防止センターの充実

事業内容	○「障がい者相談支援センター」内に設置された「障がい者虐待防止センター」における虐待の通報や相談への対応を継続します。
------	---



④障がい者差別解消の推進

事業内容	○障がい者に対する不当な差別的取り扱いや合理的配慮の提供について、具体例を示した「職員対応要領」を用いた職員研修を行い、差別解消に努めるとともに、リーフレットの配布やホームページへの掲載等の方法により市民への周知を図ります。
------	--

⑤障がい者差別解消に係る相談窓口の設置及び地域協議会の設置等の推進

事業内容	○障がい者への差別に係る相談窓口を設置するとともに、相談情報を共有し、紛争の防止や解決の後押しをする組織として地域協議会設置等を推進します。
------	--

(2) 交流機会の拡大

障がいのない人たちにも、理解を深めてもらうほかに、障がい当事者自らもより積極的に社会参加していく必要があります。

①地域と施設の交流活動事業の促進

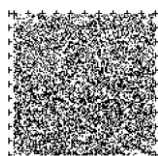
事業内容	○障害者支援施設と地域住民の日常的な交流機会を推進し、障がい者への理解促進を図ります。 ○社会福祉法人を含む各サービス事業者において、「開かれた施設」を目標に地域住民との交流を積極的に行います。
------	--

(3) ボランティア活動の推進

行政やサービス事業者だけでなく、今後は地域住民、ボランティア等によるインフォーマルサービス等の社会資源の活用にも取り組み、地域に根差した障がい者福祉の仕組みを整備することが重要となっています。

①ボランティア活動の活性化

事業内容	○ボランティアセンターを運営する太田市社会福祉協議会を支援し、ボランティアセンターの活動である、ボランティアに関する情報周知、ボランティア活動をしたい人への情報提供、各種ボランティア講座開催、福祉教育への支援、各種ボランティア保険の加入受付などを通じて、ボランティアの活性化を進めます。
------	---



（４）福祉教育の充実

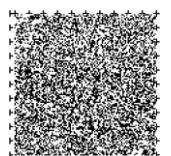
人の意識を変えるためには通常多くの時間を要します。障がいのある人もない人も集える機会・場の提供や、福祉教育の充実等を図り、これを継続していくことが重要です。

①学校における福祉教育の充実

事業内容	○基本的人権の尊重の精神を基盤に、福祉社会の実現を目指し、ともに豊かに生きていこうとする力や社会福祉に関する問題を解決する実践力を身につけるために、市内小・中学校における福祉教育の充実を図ります。 ○群馬県社会福祉協議会主催の福祉教育セミナーを市内小・中学校に周知し、福祉教育への理解の促進の拡張に努めています。
------	---

②人権教育の推進

事業内容	○障がい者に対する正しい理解を深め、相互に人格と個性を尊重しあい、ともに生きる心を育む人権教育を推進します。 ○人権啓発講演会、ラジオ放送（エフエム太郎）、啓発冊子配布（児童・企業）、人権啓発ポスター作成を行っています。
------	---



2 保健・医療の充実

障がいの発生予防と早期発見については、関係機関との連携を強化し、疾病や発達障がいなどの早期発見及び継続的な支援を充実していきます。

精神保健福祉施策については、精神障がいに対する市民の理解を一層深めるとともに、保健福祉事務所、医療機関や精神障害者社会復帰施設と連携して、地域での自立した生活の支援の充実を図ります。

（１）障がいの早期発見・早期療育体制の整備

発達の遅れなどに対する早期支援体制を確保するため、関係機関との連携体制の充実が必要です。

①相談支援体制の整備

事業内容	○乳幼児を対象とし、医師、心理相談員、保健師による診察、相談、指導等を行い、関係機関や地域の関係者等と連携を図り、一貫した相談支援体制の整備を進めます。 ○こども発達支援センター「にじいろ」において、発達に遅れのある乳幼児の相談支援に努めます。
------	---

②妊婦及び乳幼児健康診査の充実

事業内容	○妊婦に対し医療機関での健康診査を勧奨し、疾病の早期発見等を図るとともに、健康教育、訪問などを行い、安心して妊娠・出産に臨めるよう援助します。 ○4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健診、3歳児健康診査の内容を充実し、必要な治療、相談が受けられるよう支援します。
------	---

（２）保健・医療体制の整備

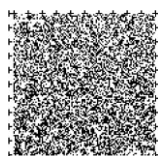
それぞれの障がいの特性に応じた医療体制の充実と、連携したサービス体制の整備が必要です。

①各種健（検）診・健康教育・健康相談の充実

事業内容	○成人を対象に健康診査や各種がん検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、歯周病検診などを行い、疾病の早期発見、早期治療を促し、障がいの予防や症状の悪化、再発防止を図ります。 ○生活習慣病などの予防を目的として、栄養や運動などをテーマにした健康教育の充実を図ります。 ○健康相談や健康診査後の相談を行い、健康づくりを支援します。
------	--

②医療機関等との連携

事業内容	○医療機関に委託し、各種の検診の実施を継続します。 ○障がいの重症化防止や障がいに起因する二次的障がいを予防するため、保健、医療、福祉の各分野が連携し、相談、治療、訓練の一貫した体制の整備に努めます。
------	---



③重度心身障がい者医療費公費負担制度の充実

事業内容	○受給対象者が増加している現状から医療費の増加も見込まれますが、保険診療に係る自己負担分を助成し、重度心身障がい者の健康管理、福祉の増進を図ります。
------	--

④自立支援医療費（更生医療・育成医療）支給制度の周知

事業内容	○健康保持と経済的負担の軽減を図るため、自立支援医療費（更生医療・育成医療）の支給を行うとともに、制度の周知を図ります。
------	--

（３）精神保健福祉対策の充実

精神疾患に対する誤解や偏見は、残念ながら解消されているとはいえない状況があります。社会復帰のハード面の整備と同時に、市民の中に心の健康や精神疾患に関する理解を拡げるための取組を進めることも必要です。

①精神保健に関する知識の普及・啓発

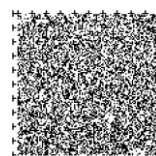
事業内容	○市民が心の健康づくりに関心をもち、精神疾患の初期症状や前兆に対処できるよう、また、精神的な健康の保持増進ができるよう知識の普及、啓発を行います。 ○精神障がい者に対する誤解や偏見を是正し、社会参加に対する市民の関心と理解を深めるため、講演会や広報誌等で正しい知識の普及を図ります。 ○家族等に対して、精神疾患に関する知識や社会資源の活用等についての教室を開催し、学習する機会を設けます。 ○高い水準で推移している自殺率を下げるため相談支援体制を強化し、知識の普及、啓発を行います。 ○健康推進員を対象とするゲートキーパー研修の実施や、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を目安に、関係機関と連携し、自殺予防キャンペーンを実施し、啓発活動に努めます。
------	---

②相談・支援体制の整備

事業内容	○精神科医師による本人や家族、関係者に対する精神保健相談日を開設し、早期相談の支援体制の強化を図ります。 ○精神保健福祉士や保健師が面接、訪問、電話による相談、支援を随時行うとともに、保健福祉事務所や医療機関、地域関係者等との連携を図ります。
------	--

③社会復帰対策の促進

事業内容	○回復途上にある精神障がい者を対象に、ソーシャルクラブ（社会復帰支援事業）を定期的に開催し、社会復帰のための訓練を行い、社会的自立の促進を図ります。 ○在宅の精神障がい者を含む、障がい者の生活支援、相談などを行う障害者就業・生活支援センターと連携し、社会復帰の促進に努めます。
------	---



④家族会等への支援の充実

事業内容	○精神障がい者に係る家族会やボランティア団体等の諸活動に対して、必要な助言、援助を行い、支援の充実に努めます。
------	---

⑤精神障害者保健福祉手帳の取得促進

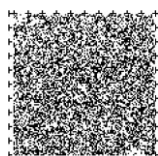
事業内容	○精神障がい者が様々なサービスが受けられるよう、精神障害者保健福祉手帳の取得を促進します。
------	---

⑥人材の確保

事業内容	○精神保健福祉をより一層充実させるため、精神保健福祉士や保健師など専門スタッフの人材確保と資質の向上に努めます。 ○基幹相談支援センターである「太田市障がい者相談支援センター」に精神保健福祉士を配置し、職員の資質の向上に努めます。
------	--

⑦自立支援医療費（精神科通院医療）支給制度の周知

事業内容	○精神障がいの治療や、再発予防などの効果を高めるため、自立支援医療費（精神通院医療）支給制度の周知を図り、利用の促進に努めます。
------	--



3 福祉サービスの充実

障がい福祉サービスは、障がい者の基本的人権を守り、自立と社会参加を進めていくものでなくてはなりません。そのための基盤として、障がい福祉サービスの充実に努めます。

(1) 総合相談援助システムの充実

障がい者とその家族が抱える多様な課題へ柔軟に対応し、ライフステージに合わせた切れ目のない適切な支援を実現するためには、個々に応じた相談のできる環境や早期発見につながる環境の構築が重要です。

①相談体制の充実

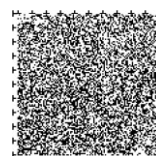
事業内容	○「太田市障がい者相談支援センター」において、障がい者の状況に応じた適切な相談、指導ができる体制や、必要な保健・福祉サービスなどが的確に提供される体制の強化に努めます。
------	--

②障がい者相談機能の強化

事業内容	○障がい者「専門」と特化するのではなく、福祉サービス利用援助、障がい者就労支援等の各種相談機会における対応を強化します。
------	--

③相談体制のネットワーク化

事業内容	○部署における専門職の特性を活かした相談に加え、複合・複雑化した市民の生活課題に対応するため、各種相談窓口の充実に努めるとともに、地域包括支援センター、子育てそうだん課、児童相談所、保健センター、保健福祉事務所、社会支援課伴走支援センター、社会福祉協議会など関係機関との連携を強化し、相談体制のネットワーク化を図ります。
------	--



（２）障がい福祉サービスの充実

生活支援サービスの利用の促進や、居宅介護や日中活動支援、就労支援等の各種障がい福祉サービスの拡充及び質の向上を図っていくとともに、一人ひとりが必要なサービスを適切に利用できるように、ケアマネジメントを継続的に行い、障がい福祉サービスのさらなる充実を図ります。

①障がい福祉サービスの充実

事業内容	○第7期太田市障がい福祉計画に基づき、各種サービスの充実を図ります。 （障がい福祉サービスについては3年ごとの見直しを行います。）
------	--

（３）生活安定のための施策の充実

障がい者が自立した生活を営むためには、その基盤となる住まい、働く場、生きがいを得る場等が必要となり、地域の基盤整備と様々な支援強化が求められています。そのため、障がい者がライフスタイルに応じて様々な生き方を選択できるよう制度の充実に努めます。

①各種年金、手当の支給

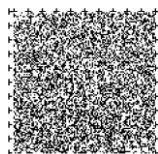
事業内容	○障害基礎年金や特別障害者手当、特別児童扶養手当などについて、適切に申請がなされるよう制度の周知に努めます。 ○手帳交付時に該当すると思われる方に個別に説明するとともに、案内冊子やホームページに掲載し制度の周知に努めます。
------	--

（４）地域子ども・子育て支援事業の充実

近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援します。

①放課後児童健全育成事業の充実 （※新規事業）

事業内容	○放課後児童クラブの障がい児の受け入れについては、保護者の理解と協力を求めながら、柔軟な受け入れに努めます。 ○放課後の生活を通して様々な児童と活動をとむにすることにより、障がい児の心身の健全な育成となるよう努めます。 ○障がい児を積極的に受け入れる施策として、クラブの運営費を助成する制度を継続します。
------	--



4 教育・育成の充実

障がい児の可能性を最大限に伸ばすためには、医療、福祉、雇用など各分野との連携のもとで、一人ひとりのニーズや障がいの特性に応じたきめ細やかな教育や療育を、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に行うことが重要です。

このため、学齢期においては、障がい児それぞれのニーズに対応した教育を充実して自立を支援するとともに、学校教育終了後も生涯にわたって主体的、継続的に学習できる環境づくりを推進します。

（１）就学前援助の充実

発達期にある幼児期からの早期療育体制を充実し、幼稚園・保育所（園）における障がい児の受入れを推進します。

①心身障がい児保育の充実

事業内容	○保育所では、今後も障がい児の受け入れを継続し、障がい児に対応できる保育士の確保に努めます。また、障がいのある児童とない児童がともに生活する統合保育を行い、お互いを理解しあい、育ちあうことができるよう保育の充実に努めます。
------	---

②福祉幼児教室の充実

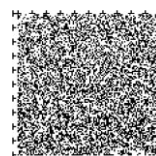
事業内容	○就学前の発達に遅れのある児童に対し、個々の発達に応じた指導などを充実し、保護者に対する相談事業も併せて行うことにより、児童の発達に対する支援と福祉の増進に努めます。 ○関連機関と連携し、児童発達支援事業や保育所等訪問支援事業を活用し、専門的な支援に努めます。
------	---

（２）学校教育の充実

教職員の発達障がいをはじめとする障がいへの理解を促進するとともに、本人の意向や障がいの状況等を踏まえた適切な進路指導を推進します。また、障がい児の放課後の居場所づくりを充実します。

①個に応じた就学支援の充実

事業内容	○就学支援に係る人員の確保が難しいため、人材の確保や育成が急務です。また、太田市教育支援委員会の組織と活動の充実に図り、他の機関との連携も深めながら、個に応じた就学支援の充実に図ります。 ○教育的、医学的及び心理的な観点から、子どもの教育的ニーズを把握し、教育内容、教育の場について調査、審議を行っていきます。
------	--



②個別の支援が必要な児童生徒への教育内容の充実

事業内容	○個に応じた教育が受けられるよう、現在は、特別支援学級に在籍している児童生徒へ作成されている個別の指導計画を、通常学級に在籍している児童生徒の中での個別の支援が必要な子ども達にも必要に応じ、順次作成を進めています。
------	---

③特別支援学級の整備充実

事業内容	○障がいの種別に応じた教育、個に応じた教育が受けられるよう、教員の研修の機会を充実させ、教材等の整備充実、学校の教育環境の整備を図ります。 ○校内教育支援委員会代表者会議、個別知能検査（田中ビネーV）講習会、特別支援教育夏季研修会、小学校（中学校）特別支援教育担当主任会等の教職員研修の場を設けています。
------	---

④通常の学級在籍児への援助の充実

事業内容	○通常の学級に在籍する障がい児のために通級による指導の充実を図るとともに、特別支援教育支援員（介助員）の配置、学校施設・設備の充実などに努めます。
------	---

⑤指導教員の専門性の充実

事業内容	○特別支援学級や通常の学級において、障がい児にかかわる教員への専門的な知識と技術を系統的に習得するために研修の機会を充実します。また、担任が研修を受けやすい条件整備を積極的に進めます。
------	--

⑥特別支援学校との交流

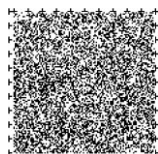
事業内容	○特別支援学校に在籍している児童、生徒が居住している地域の学校との更なる交流を深めます。「居住地校交流」「学校間交流」「地域間交流」などにより、子どもたちの地域とのつながりや互いの理解を深め、生きる力を高めます。
------	--

⑦特別支援教育就学奨励費補助の充実

事業内容	○特別支援学校、特別支援学級に通学している児童生徒のいる世帯の経済的負担軽減を図るため、特別支援教育就学奨励費補助制度の周知を図り、適切な給付が確保されるよう努めます。
------	--

⑧障がい児の日中活動の充実

事業内容	○放課後や夏休み等における障がい児の生活能力向上訓練を継続的に提供するため、日中活動の場の確保や放課後等の居場所づくりに努めます。
------	---



（３）生涯学習の充実

学齢期においては、障がい児それぞれのニーズに対応した教育を充実して自立を支援するとともに、学校教育終了後も生涯にわたって主体的、継続的に学習できる環境づくりが必要です。地域活動や文化芸術活動は、障がい者の社会参加を促進する機会となります。

地域社会が障がい者を受け入れ、協力し、彼らが多様な活動に参加できるよう支援します。

①学習情報の提供

事業内容	○障がい者の学習を促進するため、多様な学習情報の提供方法の改善を検討しながら、学習情報（学習内容、施設、資料、方法、人材、団体・サークル、資格取得）の一元化を図り、いつでも学習者に提供できるよう整備に努めます。
------	---

②学習支援体制の整備

事業内容	○生涯学習で得た様々な知識、技能をもつ生涯学習実践者が講師として、地域、団体の要請を受けて活動する出前講座や各種ボランティアなどの人材の情報化を進め、地域にある教育力を高めるとともに、地域福祉の向上や高齢化社会への対応を図ります。
------	---

③各種講座等の充実

事業内容	○市民の多岐にわたるニーズに対応した学習機会の充実に努めるとともに、障がい者の特性に配慮した講座等について開催を検討します。市民教室等においては、対象者を限定せずに広く募集を行っており、申し込みについてはホームページから二次元コードにて申し込みできるようにしているほか、ファックスや筆談等適宜対応しています。
------	--

（４）図書館の充実

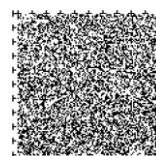
情報通信、その他の分野における先端的な技術等を活用して、視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障がい者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障がい者等が利用しやすい書籍の提供を推進します。

①バリアフリー資料の充実 （※新規事業）

事業内容	○高齢者や障がい者、また障がいのない人も、全ての人がともに利用でき楽しめる図書館資料の充実を図ります。
------	---

②宅配サービスの推進

事業内容	○障がい者に読みたい本を無償でお届けする、宅配サービスの推進を図ります。
------	--------------------------------------



5 雇用・就労の促進

障がい者自身の職業能力の開発を支援し、障がい者の雇用・就労を促進するために必要な、事業主や社会一般の障がい者雇用に対する深い理解が生まれるよう、啓発とともに各種の助成を進めます。

一般就労はもちろん、福祉的就労も含め、障がい者一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労から職場定着に至るまでの支援を行うための相談支援、生活支援の充実を図ります。

(1) 一般就労の促進

一般就労をめざす障がい者に対し、障がい者自身の職業能力の開発を支援し、障がい者の雇用・就労を促進するために必要な、事業主や社会一般の障がい者雇用に対する深い理解が生まれるよう、啓発とともに各種の助成を進めます。

①事業主、社会一般の理解と協力の促進

事業内容	○公共職業安定所（ハローワーク）や関係機関と連携を図り、事業所に対し障がい者雇用率制度、障がい者雇用に関する各種助成制度などの普及を推進するとともに、障がい者雇用の理解と協力を促進します。 ○太田市労政対策推進協議会（太田市、商工会議所、ハローワークによる協議会）での障がい者雇用優良事業所表彰を実施します。
------	---

②市職員の採用

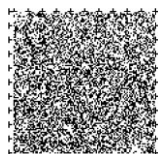
事業内容	○制度の趣旨を踏まえ、障がい者の法定雇用率の基準達成に努めます。 ○身体障がい者に限らず障害者手帳の交付を受けている者を対象に職員採用試験を実施し、障がい者の雇用促進を図ります。 ○おおたんワークスを設置することで障がい者の雇用創出を図り、活躍の場を整備しています。
------	---

③働きやすい職場環境づくり

事業内容	○公共職業安定所（ハローワーク）や関係機関と連携を図り、事業所に対しバリアフリー化の推進など、障がい者が働きやすい職場の環境づくりを推進するよう、啓発を行います。
------	---

④適職の開発促進

事業内容	○公共職業安定所（ハローワーク）や関係機関等と連携を図り、障がい者を雇用する際の職場環境整備の助成制度の普及に努め、障がい者がその適性と能力に応じて働ける職場環境づくりを推進します。
------	---



⑤太田市障がい者雇用創出事業の実施（※令和4年度からの新規事業）

事業内容	○市主催の啓発セミナーを開催し、市内企業の法定雇用率達成及び障がい者雇用率向上を図るほか、働きたい障がい者の就職を支援します。 ○障がい者テレワーク雇用啓発セミナー、特別支援学校と連携した障がい者雇用セミナーを開催することで、市内企業における障がい者雇用への理解を深め、障がい者の採用に向けて意識付けを図ります。 ○庁内情報交換会（産業政策課、人事課、障がい福祉課）を定期的に行い、意見交換を行うことにより、太田市における障がい者雇用を推進します。
------	---

（２）福祉的就労の場の確保と支援

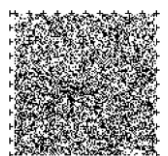
障がい者一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労から職場定着に至るまでの支援を行うための相談支援、生活支援の充実を図ります。

①障がい者就労施設等の物品等の調達の推進

事業内容	○障がい者就労施設等の物品等の紹介、PR への協力など活動を支援します。
------	--------------------------------------

②障がい者就労施設等の物品等の販売の支援

事業内容	○障がい者就労施設等で生産された製品の販売拠点を設置できるよう支援します。 ○市役所ロビーにおいて、ふくしショップ「ぐんぐん」を月1回開催し、障がい者就労施設等で生産された野菜や、加工品などの販売の機会を提供しています。 ○北関東自動車道太田強戸PAにおいて、ネクスコ東日本と連携し、ふくしショップ「ぐんぐん」サテライトを月1回開催しています。 ○市内郵便局において、ふくしショップ「ぐんぐん」コーナーを設け、無人販売を実施しています。
------	--



6 余暇活動・社会活動参加の促進

障がい者の生活をより豊かにするために、スポーツや文化活動を含めた様々な余暇活動への参加を支援します。

また、障がい者が日常的に気軽にスポーツに親しみ参加できるよう、障がい者スポーツの振興を図るほか、文化活動やレクリエーション活動を支援するなど、地域におけるノーマライゼーションの理念の浸透を推進します。

（１）スポーツ・レクリエーション、文化活動の振興

障がいの有無にかかわらず、広く市民がスポーツに参画できる環境を整備するとともに、障がい者スポーツの関心を高め、障がい者スポーツの裾野を広げていくための取組を行っています。

①福祉スポーツ大会の充実

事業内容	○福祉スポーツ大会は、障がい者の健康増進にとどまらず、運営にかかわるボランティア等の障がい理解を進める啓発的側面、障がい者スポーツ競技の普及促進の側面があり、充実に努めることで多方面にわたる成果を図ります。
------	---

②障がい者スポーツの充実

事業内容	○障がい者がスポーツに参画することができる環境の整備を推進します。
------	-----------------------------------

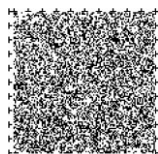
③障がい者スポーツの推進支援に係る情報提供 （※新規事業）

事業内容	○障がい者や障がい者団体が競技活動において抱える課題等について、「ぐんまパラアスリート支援ワンストップセンター」を始めとする相談機関に係る情報提供を行います。
------	---

④全国障害者スポーツ大会の開催協力 （※新規事業）

事業内容	○令和 11 年に本県で開催される「第 28 回全国障害者スポーツ大会」が円滑に実施できるよう、担当課と協力して取り組みます。
------	---

◆全国障害者スポーツ大会は、毎年、国民スポーツ大会を開催した都道府県で開催される全国的な障がい者スポーツの祭典です。大会は3日間の会期で行われ、全国から都道府県・指定都市選手団約 5,500 人（選手約 3,500 人、役員約 2,000 人）が参加します。競技は個人 7 競技、団体 7 競技の計 14 正式競技と、正式競技の他にオープン競技が実施されます。



（２）社会参加活動の促進

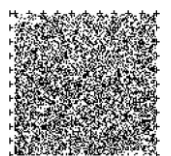
障がい者が地域社会で豊かに自立した生活を行い、自由に活動できるようにするために、個々の障がい者に対する福祉サービスの充実だけではなく、障がい者の地域社会での自立を促す環境づくりを目指します。

①障がい者団体への支援

事業内容	○障がい者団体に対し、社会参加と互助活動を支援します。
------	-----------------------------

②権利擁護事業の活用促進

事業内容	○認知症や知的障がい、精神障がいなどにより意思表示が困難な方の権利を擁護するために成年後見制度があります。ある程度の判断能力がある人には、群馬県社会福祉協議会関係機関において、日常的な金銭管理や各種申請などを支援する福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）が行われています。 成年後見制度を利用する必要があると認められるにもかかわらず、経済的な理由などで制度を利用できない方を対象とした「成年後見制度利用支援事業」の普及と利用支援に取り組みます。また、法人後見の普及と利用促進に努めます。
------	--



7 生活環境の整備

障がい者が地域で自立した生活をしていくためには、障がい者が社会の一員としての生活を可能にする環境の整備が図られなければなりません。

障がい者に限らず、誰もが住みよいまちづくりを推進していくためには、建築物や道路などハード面の整備にとどまらず、地域の人々の理解やサポートが極めて大切なことから、ハード・ソフト両面にわたる福祉のまちづくりを、今後も推進します。

（１）福祉のまちづくりの推進

障がい者がいきいきと心豊かに日常生活を営み、社会活動を行うに当たり、これらを困難にする障壁を取り除き、又は障壁を設けないようにするための施策を推進し、人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。

①バリアフリーのまちづくり

事業内容	○群馬県の「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づき既存の事業の中で都市公園等のバリアフリー化を図ります。 ○土地区画整理事業やまちづくりを進めるにあたり、段差の解消や点字ブロックの設置等、障がい者や高齢者に配慮した安全で住みやすい都市形成を図ります。
------	--

（２）住宅施策の充実

身体障がい者が安心して健やかに日常生活を送ることができるよう対象者の身体状況や日常生活動作に応じて住宅の改造等を支援します。

①重度身体障がい者（児）住宅改造費の補助

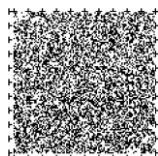
事業内容	○重度身体障がい者（児）の日常生活の利便性の向上を図るため、重度身体障がい者（児）住宅改造費の補助制度の周知に努めます。
------	--

（３）移動手段の充実

障がい者が地域社会の中で自分らしく自立して生活していくためには、「移動しやすく活動しやすい」まちであることは重要なことであり、障がいの種類や特性に配慮した環境整備や、外出の支援が求められています。

①道路環境の整備

事業内容	○障がい者や高齢者が安心して利用できる空間の創出を図るため、段差の解消や視覚障がい者誘導用ブロックの設置を積極的に推進します。
------	---



②福祉タクシー利用料金の給付

事業内容	○福祉タクシー利用料金の助成制度の周知を図ります。
------	---------------------------

③障がい者自動車運転免許取得費の補助

事業内容	○障がい者自動車運転免許取得費補助制度の周知を図ります。
------	------------------------------

④障がい者自動車改造費の補助

事業内容	○障がい者自動車改造費補助制度の周知を図ります。
------	--------------------------

(4) コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化

障がい者が地域で生活するためには、十分なコミュニケーション手段の確保と情報提供が不可欠となります。社会において高度情報化が進展する中で、障がい者もその利便性を等しく活用できるよう、各種情報提供手段の充実に努め、その活用により社会参加の場を広げる取組を進めます。

①手話奉仕員の養成

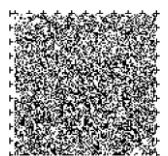
事業内容	○聴覚障がい者や手話に対する理解の広がり、手話通訳者の養成につながる、手話奉仕員養成講座の充実を図るとともに、事業の周知徹底により、利用の促進に努めます。 ○入門課程、基礎課程、他に受講者を対象にフォローアップ講座、スキルアップ講座を適宜実施します。
------	--

②手話通訳者等の設置と派遣

事業内容	○聴覚障がい者の日常生活におけるコミュニケーションや情報を保障するために、手話通訳者を設置し、手話通訳者派遣体制の充実と整備に努めます。 ○要約筆記者の派遣事業を推進し、聴覚障がい者のコミュニケーション手段の選択肢を拡大します。
------	---

③コミュニケーション支援事業の拡充

事業内容	○意思疎通の困難な障がい者等を対象に、日常生活を営む上でコミュニケーションを必要とする場合、当該障がい者とのコミュニケーションを熟知した支援者を派遣することにより、障がい者の自立と社会参加の促進を支援します。
------	--



（５）防災・防犯体制の充実

近年、甚大な被害を及ぼす自然災害等が各地で発生しており、障害者支援施設をはじめとした社会福祉施設における安全確保を徹底する必要があります。また、地域においても、災害発生時に迅速に避難・支援するための緊急避難支援体制を整備し、有事の際により有効な支援ができるように関係者の連携体制を強化する必要があります。

①災害発生時の避難誘導体制の推進

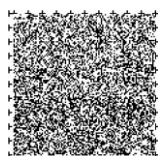
事業内容	○避難行動要支援者対応マニュアルについて、引き続き内容の精査と適正運用を行い、災害時に助けを必要とする障がい者の把握等に努めます。 ○避難行動要支援者に配慮した福祉避難所の整備と拡大を推進します。福祉避難所については、市有施設は整備することができていますが、福祉施設と協定等を締結することを目標に事業を拡大します。
------	--

②自主防災組織の育成

事業内容	○自主防災組織の育成を支援し、市内各地における災害対応能力向上を図ります。
------	---------------------------------------

③避難行動要支援者支援制度の推進

事業内容	○「避難行動要支援者台帳管理システム」による要支援者の把握を推進します。また、避難行動要支援者につきましては、令和 5 年度から個別避難計画の作成を進めています。まずは優先度の高い方から計画の作成に着手し、段階的に計画作成対象者を拡大します。 ○避難行動要支援者名簿に登録した方で、個人情報提供に同意を得られた方は、関係機関（庁内関係課、消防本部、警察、区長会、民生児童委員、社会福祉協議会等）に情報提供しています。発災時の円滑な避難支援実施のほか、平時から地域の体制づくりを支援するために提供しています。
------	--



第5章 障害福祉サービスの量の見込みと確保方策

1 障害福祉サービス等の概要と体系

(1) 障害福祉サービス等の概要

○障害者総合支援法における障害福祉サービス

障がい者や障がい児を対象とする障害福祉サービスについては、障害者自立支援給付事業と地域生活支援事業の2つに大別することができます。

障害者自立支援給付事業は、個別の障がい者の状況に応じ、必要な支援を給付する事業です。自立支援給付として重要なサービスが、介護や訓練等のサービスを提供する介護給付・訓練等給付です。介護給付の対象になるサービスには、自宅での食事等の介護を行う居宅介護をはじめ、移動の援護を行う同行援護、医療機関で看護等を行う療養介護等があります。訓練等給付の対象になるサービスには、身体的機能の向上をめざす自立訓練や、就労に関連する就労移行支援・就労継続支援、グループホームでの共同生活援助等があります。

なお、法律上の分類ではありませんが、サービスの内容に合わせた分類が用いられることがあります。具体的には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護などの訪問系サービスと短期入所、生活介護、就労支援などの日中活動系サービスや共同生活援助などの居住系サービスの3つに分類することができます。

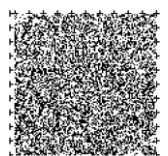
地域生活支援事業は、障がい者の居住地域において、サービスを行う事業所や施設等の社会資源（インフラ）の状況に応じて実施される事業です。都道府県や市町村による支援であり、各種相談支援や手話等の通訳者によるコミュニケーション支援等があります。

○児童福祉法における障害福祉サービス

障がい児を対象とする施設利用等の障害福祉サービスは、主に児童福祉法に基づいて提供されています。

具体的には、通所支援と入所支援の2つのサービスが提供されています。

通所支援は、市町村により行われるもので、障がい児が施設に通う形態で受けるサービスです。一方、入所支援は、都道府県により行われるもので、障がい児が施設に入所する形態で受けるサービスです。



(2) 障害福祉サービス等の体系

障害者総合支援法

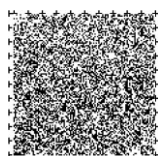
障害者自立支援給付事業
訪問系サービス
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援
日中活動系サービス
・生活介護 ・自立訓練（機能訓練） ・自立訓練（生活訓練） ・就労選択支援 ・就労移行支援 ・就労継続支援 A 型 ・就労継続支援 B 型 ・就労定着支援 ・療養介護 ・短期入所（福祉型・医療型）
居住系サービス
・自立生活援助 ・共同生活援助（グループホーム） ・施設入所支援 ・宿泊型自立訓練
相談支援
・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援

地域生活支援事業

必須事業
・理解促進研修・啓発事業 ・自発的活動支援事業 ・相談支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度法人後見支援事業 ・意思疎通支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ・手話奉仕員養成研修事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター事業
任意事業
・福祉ホーム事業委託 ・知的障害者職親委託制度 ・日中一時支援事業 ・訪問入浴サービス事業 ・自動車改造費用助成事業 ・自動車運転免許取得助成事業 ・生活サポート事業

児童福祉法

障害児通所支援等
障害児通所事業
・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援
障害児相談支援
医療的ケア児調整コーディネーター



2 計画の具体的な目標（令和8年度末）

国の基本指針に基づき、本市の第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画において障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するため、計画の具体的な目標を定めます。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

●国の基本指針

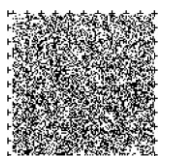
- ①令和8年度末には、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ②令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

※地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

項目	実績／目標	備考
【実績】 令和4年度末の施設入所者数	202人	令和4年度末時点での施設入所者数（実績値）、令和5年9月現在の市内の施設待機者数は80人
【目標①】 令和8年度末の地域生活移行者数	6人	国の基本方針では6%以上の人が地域生活へ移行する目標をたてているが、待機者もいることから本市の目標は3%とする。
【目標②】 令和8年度末の施設入所者数	現状維持	国の基本方針では5%以上の削減する目標であるが、待機者の状況より令和5年度時点と同数とする。

<本市の目標について>

今期の計画では、上記の現状を踏まえつつ、グループホーム等の障害福祉サービスの機能強化や、地域生活支援拠点等の整備等、「障がいの重度化・高齢化」に対応するための取組が推進されていることを勘案し、①3%以上、②現状維持とし、地域移行を推進していきます。



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

●国の基本指針

精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数や退院率の目標数値は、都道府県のみを設定であり、市町村には設定されていません。
市としては、国で示した活動指標を目標値として設定します。

①協議の場の開催

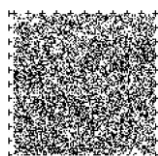
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
【活動指標①】 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回	保健、医療及び福祉関係者による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。
【活動指標②】 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	1回	1回	1回	1年間の実施回数を設定する。
【活動指標③】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	15人	15人	15人	協議の場への関係者の参加者数を設定する。

②精神障害者の地域移行支援等の利用促進

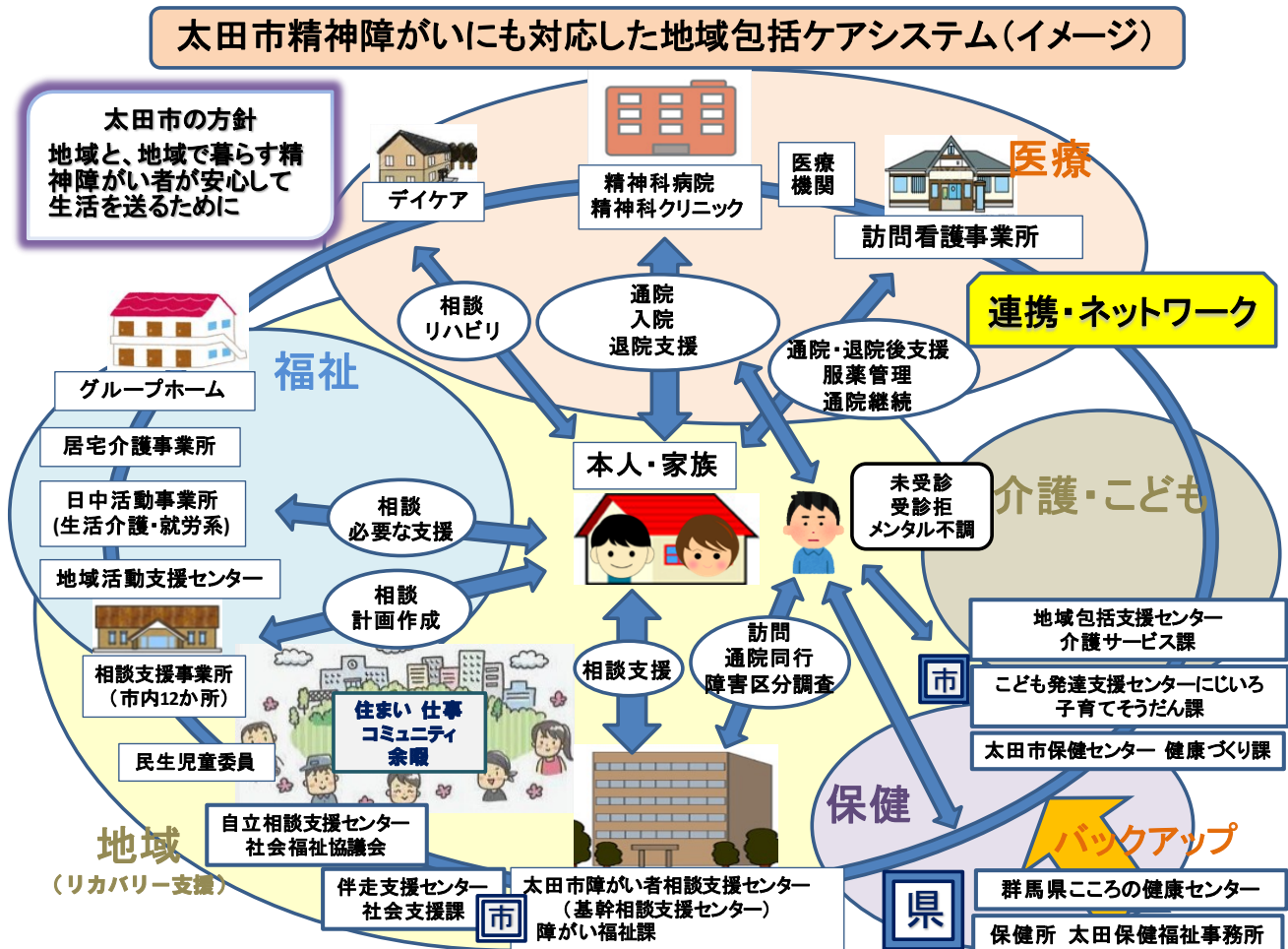
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
【活動指標④】 地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人	1年間の精神障がい者の地域移行支援の利用者数を設定する。
【活動指標⑤】 地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人	1年間の精神障がい者の地域定着支援の利用者数を設定する。
【活動指標⑥】 共同生活援助の利用者数	101人	107人	113人	1年間の精神障がい者の共同生活援助の利用者数を設定する。
【活動指標⑦】 自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人	1年間の精神障がい者の自立生活援助の利用者数を設定する。
【活動指標⑧】 自立訓練(生活訓練)の利用者数	2人	2人	2人	1年間の精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数を設定する。

<本市の目標について>

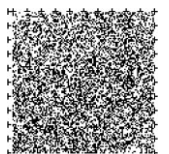
住民に最も身近な基礎自治体として、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、年2回以上を目標として協議の場を円滑に運営していきます。また、地域移行を推進する観点から、適切なサービスの利用を促していきます。



地域移行・地域定着支援および自立生活援助のサービスについて、現状ではサービスとしての利用はありません。今後必要とされる福祉サービスの利用と共に、医療との連携をとり、地域生活への移行を希望する人のニーズ把握や地域移行に関する課題の把握に努め、適切なサービスが提供できるよう体制を整え支援を実施します。



精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のイメージは、精神障害の有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労など）地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した、地域包括ケアシステムの構築を目指すものであり、地域共生社会の実現に向けて欠かせないシステム基盤である。（厚生労働省ホームページより）



(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

●国の基本指針

- ①令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

※国の基本指針に基づき、本市では地域生活支援拠点等の設置数を1か所とし、年1回以上の検証及び検討の実施回数を見込みます。

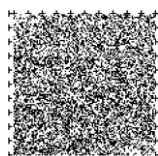
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
【活動指標①】 地域生活支援拠点等の設置数	1か所	1か所	1か所	年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
【活動指標②】 検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回	
【活動指標③】 コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人	

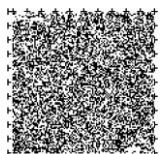
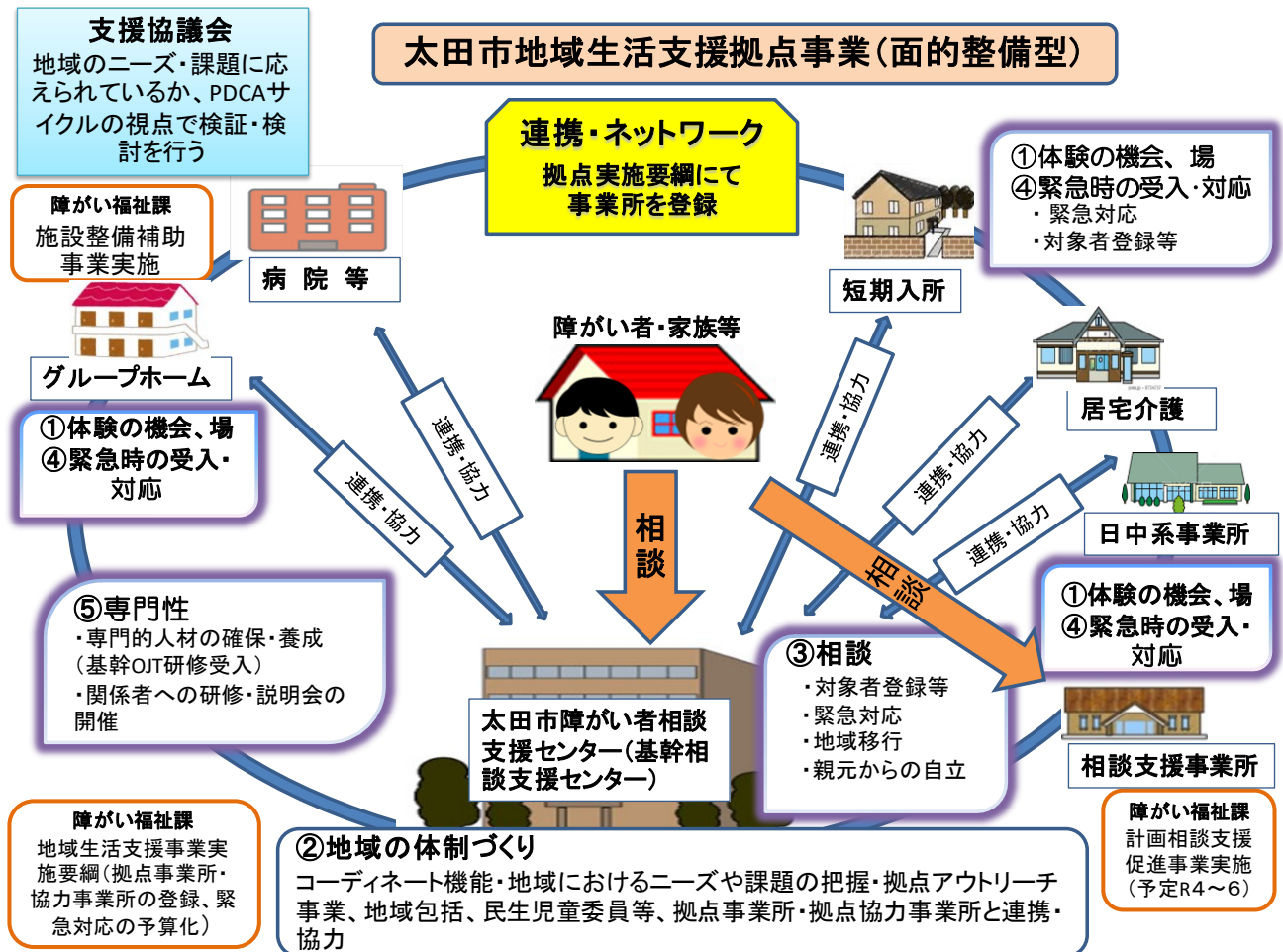
<本市の目標について>

障がい者の重度化や高齢化に向けた「親亡きあと」を見据え、令和元年より「地域生活支援拠点」の整備を始めました。障がい者の地域生活を推進するための機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ対応、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点の充実に向けた検討を行います。

また、検討に当たっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、太田市障がい者支援協議会にて協議を進めます。

地域生活支援拠点としてのアウトリーチ事業についても、太田市障がい者支援協議会での検証及び検討を行っていきます。





(4) 福祉施設から一般就労への移行等

●国の基本指針

【令和8年度における一般就労への移行者等】

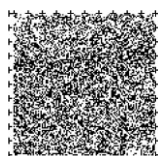
- ①福祉施設から一般就労に移行する者
 - ・令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
- ②就労移行支援事業の利用者のうち、一般就労する者
 - ・令和3年度の一般就労する者の1.31倍以上とする。
- ③就労継続支援A型の利用者のうち、一般就労する者
 - ・令和3年度の一般就労する者の1.29倍以上とする。
- ④就労継続支援B型の利用者のうち、一般就労する者
 - ・令和3年度の一般就労する者の1.28倍以上とする。
- ⑤就労定着支援事業の利用者
 - ・令和3年度の利用者の1.41倍以上とする。

【令和8年度における一般就労への事業所数】

- ⑥就労定着支援事業にて、一般就労を達成した者が7割以上の事業所を、全体の2割5分以上とする。
- ⑦就労移行支援事業利用修了者の一般就労へ移行が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。

【令和8年度における一般就労への移行者等】

	項目	実績／目標	備考
令和3年度の実績	①福祉施設から一般就労への移行	16人	
	②就労移行支援事業の利用者のうちから一般就労への移行	6人	
	③就労継続支援A型の利用者のうちから一般就労への移行	5人	
	④就労継続支援B型の利用者のうちから一般就労への移行	5人	
	⑤就労定着支援事業の利用者	3人	
令和8年度の目標	①福祉施設から一般就労への移行	21人	R3年度①×1.28
	②就労移行支援事業の利用者のうちから一般就労への移行	8人	R3年度②×1.31
	③就労継続支援A型の利用者のうちから一般就労への移行	7人	R3年度③×1.29
	④就労継続支援B型の利用者のうちから一般就労への移行	7人	R3年度④×1.28
	⑤就労定着支援事業の利用者	5人	R3年度⑤×1.41

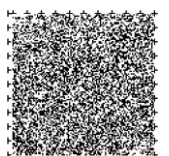


【令和8年度における一般就労への事業所数】

	項目	実績／目標	備考
令和3年度実績	⑥-1 就労定着支援事業所数	0か所	令和5年度においても就労定着支援事業所の指定はありません。
	⑥-2 上記のうち一般就労を達成した者が7割以上の事業所	0か所	
	⑦-1 就労移行支援事業所数	3か所	令和5年度の就労移行支援事業所数は3か所です。
	⑦-2 上記のうち一般就労へ移行が5割以上の事業所数	1か所	
令和8年度の目標	⑥-1 就労定着支援事業所数	1か所	令和8年度の就労定着支援事業所数の目標を1か所とします。
	⑥-2 上記のうち一般就労を達成した者が7割以上の事業所	1か所	
	⑦-1 就労移行支援事業所数	4か所	令和8年度の就労移行支援事業所数の目標を4か所とします。
	⑦-2 上記のうち一般就労へ移行が5割以上の事業所数	2か所	

<本市の目標について>

就労移行支援は、一般就労への移行を積極的に進めるうえで重要です。精神障がい者の利用の増加を見込み、就労移行支援事業所数を令和8年度の事業所数を4か所とし、そのうちの2か所について、一般就労への移行が5割以上となるよう見込みます。



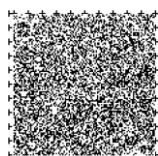
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

●国の基本指針

- ①令和8年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置する。
 - ②保育所等訪問支援等の活用
 - ・障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。
 - ③令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援するサービス事業所を確保する。
 - ・児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置する。
 - ④令和8年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場及びコーディネーターを配置する。
 - ⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施
- 【活動指標】

【令和8年度における障がい児支援の提供体制の整備等】

項目	目標	備考
【目標①】 児童発達支援センターの設置	1か所	現在1か所が設置されており、他の支援事業所と連携を取り、地域の障がい児とその家族からの相談を受け支援の充実を図っていきます。
【目標②】 保育所等訪問支援事業の実施	4か所	令和5年度では3か所の事業所が保育所等訪問支援を行っています。増加する発達障がい児の支援のため4か所を目標とします。
【目標③-1】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	重症心身障がい児を支援する事業所については現在1か所が指定をうけており、今後も安定したサービス提供ができるよう支援体制を確保します。
【目標③-2】 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	4か所	重症心身障がい児を支援する事業所については現在3か所が指定を受けています。児童発達支援同様支援体制の確保をしていきます。
【目標④-1】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1か所	平成30年度に、医療、保健、福祉、保育、教育等の関係機関が連携して対応するための協議の場を1か所設置し、年2回の会議開催を目標とします。
【目標④-2】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	5人	コーディネーターの配置は5人を目標とし、協議の場での情報共有や、各機関の連携の仕方についてコーディネーターの役割を明確化していきます。



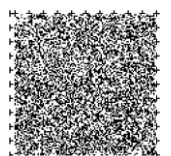
【活動指標】

項目	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	備考
【活動指標⑤-1】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	8人	8人	8人	子育てサロンを運営するNPO法人がペアレントトレーニングを実施しています。
【活動指標⑤-2】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	1人	1人	1人	
【活動指標⑤-3】 ペアレントメンターの人数	6人	6人	6人	発達障がいのある子育てを経験し、カウンセリングのトレーニングを受けた人をペアレントメンターとしての指標とします。

<本市の目標について>

障がい児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を設置していきます。

また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設け、コーディネーターを配置します。



(6) 相談支援体制の充実・強化等

●国の基本指針

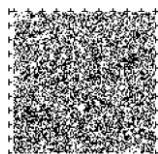
- ①令和8年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保（基幹相談支援センター等で実施）
 ②地域の相談支援体制の強化【活動指標】

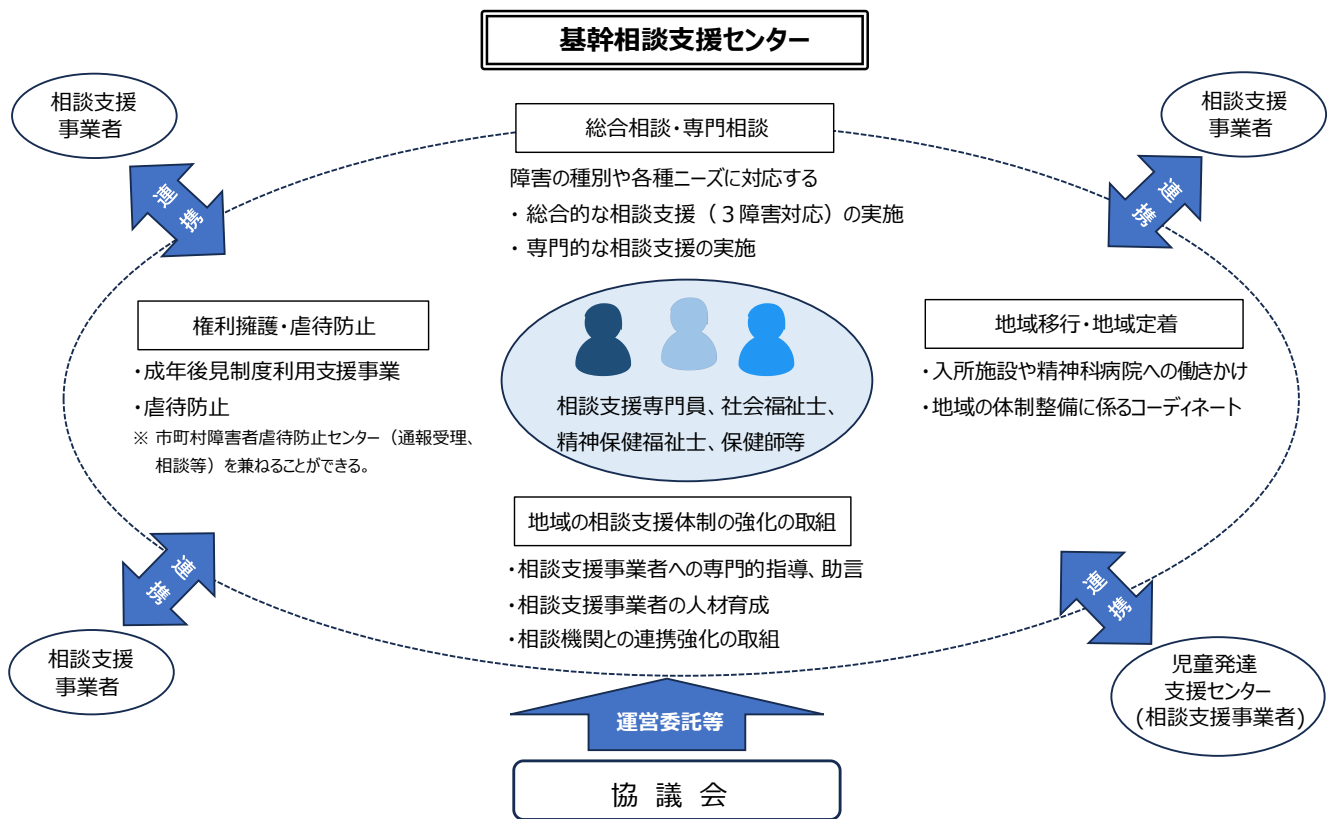
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
【目標①】 基幹相談支援センターの設置	有	有	有	地域の相談支援体制強化のため、中心的な役割を担っていきます。
【活動指標②-1】 相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	20件	20件	20件	相談支援事業所の訪問相談を年1回以上行います。
【活動指標②-2】 相談支援事業者の人材育成の支援件数	10件	10件	10件	支援協議会専門部会主催の研修を行います。また、相談支援専門員OJT研修を行っています。
【活動指標②-3】 相談機関との連携強化の取組の実施	4回	4回	4回	各相談機関の役割や専門性を理解し連携強化に取り組みます。
【活動指標②-4】 個別事例の支援内容の検証の実施	24回	24回	24回	各相談機関と個別ケースの支援内容を共有し、検証する機会を定期的に持ちます。
【活動指標②-5】 主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人	基幹相談支援センターに1人以上の配置ができるよう人員を整えます。
【活動指標②-6】 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を行う取組	有	有	有	専門部会等であげられた地域の課題をボトムアップし、地域サービス基盤の開発・改善を行う体制を確保します。

<本市の目標について>

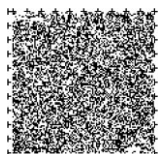
相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを設置しています。障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めます。





資料：厚生労働省資料より作成



(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

●国の基本指針

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。【活動指標】

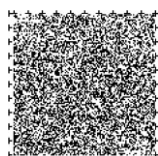
- ①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- ②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析及びその結果の活用
- ③指導監査結果の関係市町村との共有

項目	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	備考
【活動指標①】 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	20人	20人	20人	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数を見込みます。
【活動指標②】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果	2回	2回	2回	審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する場の開催回数を見込みます。
【活動指標③】 指導監査結果の関係市町村との共有	1回	1回	1回	県が実施する指導監査の適正実施と共有体制の構築及び共有回数を見込みます。

<本市の目標について>

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用については、オンライン開催も増えているため、県等が実施する研修等へ積極的に参加します。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果や、指導監査の結果については、県内の市町村と情報共有し適切な処理をしていきます。



3 障害者自立支援給付事業

障がい者を支援するサービスとして、訪問系サービスの居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、日中活動系サービスの生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所、居住系サービスの自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、宿泊型自立訓練等があります。これらのサービスは、障害支援区分によって受けられる給付が決定される介護給付、障害支援区分にかかわらずサービス内容に適合すれば給付が受けられる訓練等給付に分けられ、さらに補装具の支給等があります。

また、サービスの利用等において計画的な支援を必要とする障がい者を対象に、相談支援を行います。

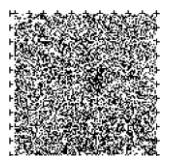
（１）訪問系サービス

在宅生活を支援するサービスとして、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事等の身体介護、食事の支度、居室の清掃等の家事援助、通院等の移動介護を行うサービスです。
重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の肢体不自由障がい者を対象に、自宅等にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事等の身体介護、食事の支度、居室の清掃等の家事援助、外出時の移動介護等を総合的に行います。日常的に同サービスを利用する重度の障がい者への支援のため、入院中の医療機関においても利用者の状態等を熟知しているヘルパーを引き続き利用し、利用者のニーズを的確に医療従事者へ伝達する等の支援も行うことができるように、訪問先が医療機関にまで拡大されています。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者を対象に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、排せつ・食事の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいによって常に介助を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。



■サービス量の見込み

【共通事項】

- ・令和5年度の実績値は、令和5年9月末時点の実績により算出した年度末の見込み値
- ・1か月分の実績（「人／月」、「時間／月」等）は、各年度年度末（3月利用分）の実績
- ・「人日」は、利用延べ人数（1か月あたりの実利用者数×1か月あたりの平均利用日数）

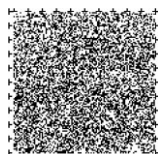
①訪問系サービス

（実利用者数：人／月、サービス量：時間／月）

前期の見込み・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
居宅介護		196 人		204 人		198 人
		2,933 時間		3,205 時間		3,168 時間
重度訪問介護		5 人		4 人		5 人
		1,253 時間		1,323 時間		1,406 時間
同行援護		39 人		40 人		40 人
		414 時間		509 時間		509 時間
行動援護		18 人		19 人		17 人
		454 時間		432 時間		408 時間
重度障害者等包括支援		0 人		0 人		0 人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
居宅介護		225 人		238 人		251 人
		3,600 時間		3,808 時間		4,016 時間
重度訪問介護		4 人		6 人		8 人
		996 時間		1,495 時間		1,993 時間
同行援護		46 人		49 人		52 人
		584 時間		622 時間		660 時間
行動援護		21 人		23 人		25 人
		504 時間		552 時間		600 時間
重度障害者等包括支援		0 人		0 人		0 人

【算出根拠等】

令和5年9月までの実績を基礎として、事業所アンケート等による今後のサービス利用の動向と入所施設や精神科病院からの地域移行を勘案し、令和8年度末の1か月あたりの利用者を見込み、令和6、7年度の利用者数、利用量を算出しました。



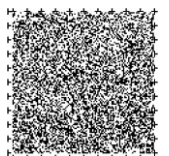
(2) 日中活動系サービス

日中活動を支援するサービスとして、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	内容
①生活介護	常に介護を必要とする人に、主に日中、障害者支援施設等で食事や入浴、排泄等の介護や生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
②自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練等を一定期間（18 か月以内）行います。
③自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練等を一定期間（24 か月以内）行います。
④就労選択支援	障がいを持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担い、障がい者本人と支援側が共に整理・評価（就労アセスメント）することで、適切な一般就労や就労系障害福祉サービスにつなげます。
⑤就労移行支援	一定期間（24 か月以内）、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑥就労継続支援（A型）	雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
⑦就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、生産活動その他の活動機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
⑧就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した者に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
⑨療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、病院等の施設で医学的管理の下に、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援、機能訓練等を行います。
⑩短期入所	介護者が病気等の理由で一時的に介護ができない場合、施設への短期間の入所が必要な障がい者に、施設に宿泊して入浴や排泄、食事の介護等の日常生活上の支援を行います。



■サービス量の見込み

【共通事項】

- ・令和5年度の実績値は、令和5年9月末時点の実績により算出した年度末の見込み値
- ・1か月分の実績（「人／月」、「時間／月」等）は、各年度年度末（3月利用分）の実績
- ・「人日」は、利用延べ人数（1か月あたりの実利用者数×1か月あたりの平均利用日数）

①生活介護

（実利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	491 人	480 人	522 人	481 人	558 人	496 人
	9,668 人日	9,428 人日	10,219 人日	9,846 人日	10,849 人日	10,168 人日
今期の 見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	548 人		558 人		568 人	
	11,234 人日		11,439 人日		11,644 人日	

【算出根拠等】

令和5年9月までの実績を基礎として、事業所アンケート等による今後のサービス利用の動向と入所施設や精神科病院からの地域移行を勘案し、令和8年度末の1か月あたりの利用者数を568人、利用量を11,644人日（1人あたり20.5日）と見込むこととしました。令和6年度は地域活動支援センターの民営化や、多機能事業所として生活介護を始める事業所もあるため増加となっています。

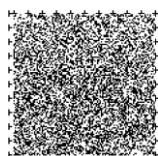
②自立訓練（機能訓練）

（実利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	3 人	0 人	3 人	1 人	3 人	1 人
	27 人日	0 人日	27 人日	14 人日	27 人日	14 人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	2 人		3 人		3 人	
	28 人日		42 人日		42 人日	

【算出根拠等】

令和5年9月までの実績を基礎として、今後新規に利用者となる人数を見込み、令和8年度末の1か月あたりの利用者数を3人、利用量を42人日（1人あたり14日）と見込みました。令和3年度実績は新型コロナウイルス感染症の影響により減少が見られました。



③自立訓練（生活訓練）

（実利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	9人	9人	10人	3人	11人	4人
	164人日	138人日	183人日	43人日	201人日	65人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	9人		13人		14人	
	147人日		212人日		228人日	

【算出根拠等】

令和5年9月までの実績を基礎としました。令和4年度に減少が見られましたが、令和5年6月には6名の利用者がいたため、今後の新規に利用者となる人数と、障がい者の地域生活を送る上でのサービスの必要性を鑑み、令和8年度末の1か月あたりの利用者数を14人、利用量を228人日（1人あたり16.3日）と見込みました。

④就労選択支援

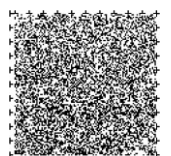
（実利用者数：人／月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	—	—	—	—	—	—
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	—		48人		49人	

【算出根拠等】

就労選択支援については、2025年10月にスタートする新たなサービスです。障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものです。見込まれる人数については、就労移行支援と就労継続支援の新たなサービス利用者数としました。

就労選択支援は、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望や就労能力、適正などに合った選択を支援するものです。省令では、支援が必要な利用者と協同して「障害の種類・程度」「就労の意向、経験」「就労に必要な配慮・支援・作業環境」を確認・整理し、障害福祉サービス事業者や公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどとの「支援に必要な連絡調整」「地域の障害者就労に関する情報提供・助言」の便宜を供与する旨が規定されています。



⑤就労移行支援

(実利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	38 人	34 人	41 人	26 人	44 人	28 人
	654 人日	485 人日	705 人日	467 人日	757 人日	504 人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	33 人		40 人		43 人	
	594 人日		720 人日		774 人日	

【算出根拠等】

令和5年9月までの実績を基礎としました。実績値は就労移行支援事業所の減少により利用者数は減少傾向でありましたが、今後新規の利用者が見込まれることと、特別支援学校の卒業生の就労移行支援利用等を勘案し、令和8年度末の1か月あたりの利用者数を43人、利用量を774人日（1人あたり18日）と見込みました。

⑥就労継続支援（A型）

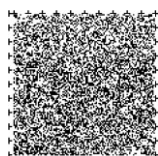
(実利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	131 人	140 人	140 人	149 人	150 人	140 人
	2,623 人日	2,726 人日	2,803 人日	2,913 人日	3,003 人日	2,758 人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	153 人		165 人		177 人	
	3,014 人日		3,251 人日		3,487 人日	

【算出根拠等】

令和5年9月までの実績を基礎として、アンケート等による今後のサービス利用の動向と、サービス提供事業者数の増加による利用者の増加を勘案し、令和8年度末の1か月あたりの利用者数を177人、利用量を3,487人日（1人あたり19.7日）と見込みました。

就労継続支援A型の事業所のアンケート結果を抽出すると、今後のサービス利用を希望する人数について75%の事業所が増加すると回答しています。



⑦就労継続支援（B型）

（実利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	190 人	230 人	198 人	265 人	206 人	284 人
	3,449 人日	4,167 人日	3,594 人日	4,944 人日	3,739 人日	5,310 人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	302 人		331 人		360 人	
	5,647 人日		6,190 人日		6,732 人日	

【算出根拠等】

令和5年9月までの実績を基礎として、アンケート等による今後のサービス利用の動向と、サービス提供事業者数の増加による利用者の増加を勘案し、令和8年度末の1か月あたりの利用者を360人、利用量を6,732人日（1人あたり18.7日）と見込みました。

前期の令和5年度の実績値は見込み値を大きく上回る結果となり、3年間の伸び率は120%と高く推移しています。

就労継続支援B型の事業所のアンケート結果を抽出すると、今後のサービス利用を希望する人数について、50%の事業所が増加すると回答しています。

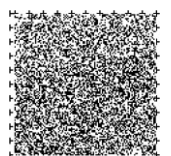
⑧就労定着支援

（実利用者数：人／月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	5 人	2 人	9 人	3 人	13 人	1 人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	2 人		3 人		4 人	

【算出根拠等】

令和5年9月までの実績を基礎として、令和8年度末の1か月あたりの利用者数を4人と見込みました。現在、就労定着の事業所は市内にありません。一般就労への移行者を増やすため、令和8年度末には1事業所の指定を目標としています。



⑨療養介護

(実利用者数：人／月)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	31人	31人	32人	32人	32人	33人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	34人		34人		34人	

【算出根拠等】

令和5年9月までの実績を基礎として、相談支援事業所等からの情報を勘案して、令和8年度末の1か月あたりの利用者数を34人と見込みました。

⑩短期入所（福祉型）

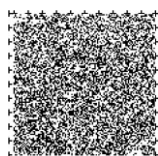
(実利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	54人	6人	62人	27人	72人	28人
	233人日	51人日	267人日	193人日	310人日	204人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	42人		51人		60人	
	307人日		372人日		438人日	

【算出根拠等】

令和5年9月までの実績を基礎として、地域生活支援拠点による緊急時の対応等を勘案して、令和8年度末の1か月あたりの利用者数を60人、利用量を438人日（1人あたり7.3日）と見込みました。

※令和3年度実績は新型コロナウイルス感染症の影響により減少が見られました。



(3) 居住系サービス

居住の場を支援するサービスとして、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、宿泊型自立訓練があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	内容
①自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する者を対象に、一定の期間にわたり、利用者の居宅への定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や関係機関との連絡調整を行います。
②共同生活援助（グループホーム）	日中は就労または就労継続支援等の日中活動サービスを利用している身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者に共同生活の場を提供し、相談や日常生活上の援助を行います。また、利用者のニーズに応じて食事等の介護も行います。
③施設入所支援	夜間に介護が必要な人や自立訓練・就労移行支援を利用している障がい者で単身の生活が困難な方、通所が困難な方に夜間の居住の場を提供し、日常生活上の支援を行います。
④宿泊型自立訓練	知的障がい者または精神障がい者につき、居室その他の設備を利用しながら、家事等の日常生活能力を向上させていくための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

■サービス量の見込み

【共通事項】

- ・令和5年度の実績値は、令和5年9月末時点の実績により算出した年度末の見込み値
- ・1か月分の実績（「人／月」、「時間／月」等）は、各年度年度末（3月利用分）の実績

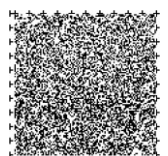
①自立生活援助

（実利用者数：人／月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	3人	0人	3人	0人	3人	0人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	0人		0人		0人	

【算出根拠等】

本市においては、利用実績がなく、サービス提供事業者もいない状況です。



②共同生活援助（グループホーム）

（実利用者数：人／月）

前期の 見込み・実績値 271	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	211 人	245 人	225 人	264 人	241 人	271 人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	280 人		291 人		303 人	

【算出根拠等】

令和5年9月までの実績を基礎として、地域生活支援拠点による緊急時の対応や同居家族の高齢化による需要拡大、また、グループホームの新規開設予定等を勘案して、令和8年度末の1か月あたりの利用者数を303人と見込むこととしました。

障がい者の地域生活への移行をすすめ、地域における住まいの場を確保するため、グループホーム施設整備費補助事業を実施しています。市内外のグループホームの事業所数は増加しており、グループホームの利用者については、目標値を大きく上回る数値となっています。

※令和3年度より日中サービス支援型のグループホームが開設されています。

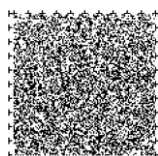
③施設入所支援

（実利用者数：人／月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	198 人	200 人	196 人	202 人	194 人	201 人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	201 人		201 人		201 人	

【算出根拠等】

令和5年9月の施設入所者数を基礎として、国の基本指針では、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することとしています。多くの施設入所待機者がいるため現状維持とし、令和8年度末の1か月あたりの利用者数を201人としました。なお、令和8年度末の施設からの地域生活移行者数は6人を見込んでいます。



④宿泊型自立訓練

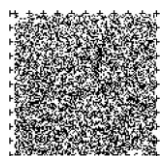
(実利用者数：人／月)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	4人	1人	5人	3人	6人	2人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	7人		10人		10人	

【算出根拠等】

令和5年9月までの実績を基礎としました。令和4年度は精神科病院からの退院者の2人の利用が確認でき、今後のサービス利用の動向と精神科病院からの退院者等を勘案し、令和8年度末の1か月あたりの利用者数を10人と見込みました。

宿泊型自立訓練の施設は市内になく県内の事業所数も少ないため見込み値との乖離がみられました。



(4) 相談支援

計画的な支援を必要とする障がい者を対象に、相談支援を行います。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	内容
①計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者を対象に、サービス等利用計画案の作成、定期的なモニタリング、サービス事業者等との連絡調整を行います。
②地域移行支援	障害者支援施設に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
③地域定着支援	居宅において単身で生活する障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談等の対応を行います。

■サービス量の見込み

【共通事項】

- ・令和5年度の実績値は、令和5年9月末時点の実績により算出した年度末の見込み値
- ・1か月分の実績（「人／月」、「時間／月」等）は、各年度末（3月利用分）の実績

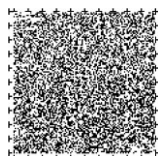
①計画相談支援

（実利用者数：人／月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	220 人	249 人	225 人	262 人	230 人	285 人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	327 人		354 人		383 人	

【算出根拠等】

令和5年9月までの実績を基礎としました。障害福祉サービスの利用者は増加傾向ではありますが相談支援専門員は不足しており、アンケートによる事業所の状況や、相談支援専門員の不足の解消も勘案しつつ、令和8年度末の1か月あたりの利用者数を383人と見込みました。



障害福祉サービスを利用する全ての人にサービス等利用計画の作成が求められている中、児童では保護者によるセルフプランによる割合が高くなっています。新規の相談支援事業所の開設や既存の事業所の相談支援専門員を増やすため、相談支援事業の促進のための補助事業を継続して行っていく必要があります。

また、基幹相談支援センターと連携し、事業者への相談支援専門員の増員の働きかけや、新規の相談支援事業者へのサポートを行い、事業の継続と相談支援専門員の負担の軽減、相談の質の向上に努めます。

②地域移行支援

(実利用者数：人／月)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1人	0人	2人	0人	2人	0人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	3人		3人		3人	

【算出根拠等】

地域移行支援については、令和元年度の1件以外の利用がない状況です。一般相談については、計画相談を兼ねて行っている状況がありますが、地域移行を進める上での有用なサービスであるため、令和8年度末の1か月あたりの利用者数を3人と見込みました。

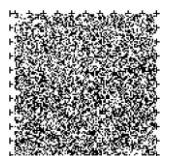
③地域定着支援

(実利用者数：人／月)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	2人	0人	4人	0人	4人	0人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	1人		1人		1人	

【算出根拠等】

地域定着支援については、過去においても利用がない状況です。一般相談については計画相談を兼ねて行っている状況が見受けられますが、地域移行や地域生活支援拠点の整備等も勘案して、令和8年度末の1か月あたりの利用者数を1人と見込みました。



4 障害児通所支援等

障がい児等を支援するサービスとして、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援等があります。

また、サービスの利用等において計画的な支援を必要とする障がい児を対象に、相談支援を行います。

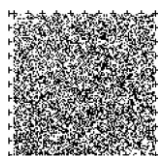
（１）障害児通所事業

障がい児の通所等を支援するサービスとして、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援等があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	内容
①児童発達支援	障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。
②医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。
③放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中における居場所づくりとともに、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行い、自立を促進します。
④保育所等訪問支援	保育所等を利用する障がい児が、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し、支援方法の指導等を行います。
⑤居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい等の重度の障がい児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。



■サービス量の見込み

【共通事項】

- ・令和5年度の実績値は、令和5年9月末時点の実績により算出した年度末の見込み値
- ・1か月分の実績（「人／月」、「時間／月」等）は、各年度年度末（3月利用分）の実績
- ・「人日」は、利用延べ人数（1か月あたりの実利用者数×1か月あたりの平均利用日数）

①児童発達支援

（実利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	120 人	179 人	136 人	238 人	152 人	263 人
	1,454 人日	2,197 人日	1,648 人日	2,778 人日	1,842 人日	2,893 人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	315 人		359 人		403 人	
	3,465 人日		3,949 人日		4,433 人日	

【算出根拠等】

令和5年9月までの実績を基礎としました。年々利用者数は増加傾向にあり、施設の不足も懸念されています。新規利用者となる児童の見込み数や就学によるサービス変更の減少を勘案して、令和8年度末の1か月あたりの利用者数を403人、利用量を4,433人日（1人あたり11日）と見込みました。

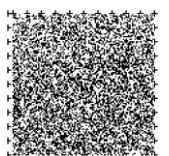
②医療型児童発達支援

（実利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	

【算出根拠等】

医療型児童発達支援については、過去に利用実績がなく、また、県内においてもサービスを提供する事業所も少ないことから、今期の計画では利用を見込まないこととします。



③放課後等デイサービス

(実利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	394 人	400 人	426 人	447 人	461 人	491 人
	6,391 人日	6,392 人日	6,910 人日	7,255 人日	7,477 人日	7,856 人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	524 人		555 人		586 人	
	8,384 人日		8,880 人日		9,376 人日	

【算出根拠等】

令和5年9月までの実績を基礎としました。年々利用者数は増加傾向にあり、サービス提供事業者も増加をしているが、施設の不足も懸念されています。就学等により新規利用者となる児童の見込み数や、卒業等によるサービス変更の減少を勘案して、令和8年度末の1か月あたりの利用者数を586人、利用量を9,376人日（1人あたり16日）と見込みました。

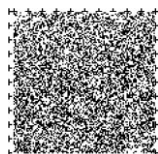
④保育所等訪問支援

(実利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	5 人	3 人	6 人	7 人	7 人	9 人
	10 人日	5 人日	12 人日	10 人日	14 人日	17 人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	9 人		10 人		11 人	
	17 人日		19 人日		20 人日	

【算出根拠等】

令和5年9月までの実績を基礎としました。幼稚園・保育園児が卒園するのと同時に終了するケースも見受けられますが、利用児童数は増加しており、令和8年度末の1か月あたりの利用者数を11人、利用量を20人日（1人あたり1.8日）と見込みました。



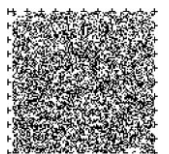
⑤居宅訪問型児童発達支援

(実利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	8人日	0人日	8人日	0人日	8人日	0人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	1人		2人		2人	
	10人日		20人日		20人日	

【算出根拠等】

居宅訪問型児童発達支援については、過去に実績がありませんが、市内に1か所のサービス提供事業所が開設されています。医療的ケアの必要な児童の利用意向はありましたが利用実績に繋がりませんでした。利用意向があることにより令和8年度末の1か月あたりの利用者数を2人、利用量を20人日と見込みました。



(2) 障害児相談支援

計画的な支援を必要とする障がい児を対象に、相談支援を行います。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	内容
①障害児相談支援	障害児通所支援を申請した障がい児について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行った場合、障害児相談支援給付費を支給します。

■サービス量の見込み

【共通事項】

- ・令和5年度の実績値は、令和5年9月末時点の実績により算出した年度末の見込み値
- ・1か月分の実績（「人／月」、「時間／月」等）は、各年度年度末（3月利用分）の実績

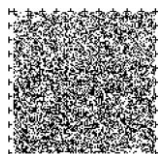
①障害児相談支援

（実利用者数：人／月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	110人	133人	121人	199人	132人	155人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	237人		261人		286人	

【算出根拠等】

令和5年9月までの実績を基礎としました。障害児相談支援の利用者数は増加の傾向にありますが、障害児相談支援専門員は不足しています。アンケートによる事業所の状況や、一時的なセルフプランの利用も勘案し、令和8年度末の1か月あたりの利用者数を286人と見込みました。



(3) 医療的ケア児等コーディネーター配置

医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるように、コーディネーターを配置します。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	内容
①医療的ケア児等コーディネーター配置	医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が増加していることから、医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるように、コーディネーターを配置し、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行います。

■サービス量の見込み

【共通事項】

- 令和5年度の実績値は、令和5年9月末時点の実績により算出した年度末の見込み値

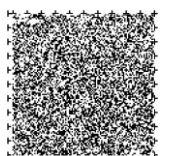
①医療的ケア児等コーディネーター配置

(人／年)

前期の見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	3人	3人	3人	3人	3人	3人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	5人		5人		5人	

【算出根拠等】

医療的ケア児等支援体制の充実のため、県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修へ参加するよう働きかけ、令和8年度末の医療的ケアのコーディネーターの配置人数を5人と見込みました。



5 地域生活支援事業

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、地域生活支援事業を実施します。地域生活支援事業には「必須事業」と、市町村が任意に行うことができる「任意事業」があります。

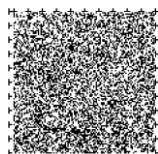
(1) 必須事業

地域生活支援事業の必須事業には、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業等があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	内容
①理解促進研修・啓発事業	障がい者福祉に関する関係法令等の理解促進活動及び障がい者に対する差別や偏見が生じないように市民等の意識の高揚を図る啓発活動を行います。
②自発的活動支援事業	障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
③相談支援事業	障がい者の自立した日常生活、社会生活を営むことを目的に福祉サービスの利用援助、権利擁護のために必要な援助を行います。
④成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービス利用の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障がい者の権利擁護を図ります。
⑤成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。
⑥意思疎通支援事業	聴覚障がいや言語障がい、音声機能その他の障がいのため、意思の疎通が困難な障がい者に対して手話通訳者、要約筆記者を派遣します。
⑦日常生活用具給付等事業	障がい者が日常生活に必要な以下の用具の給付を行います。
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等、障がい者の入浴、食事、移動等を支援する用具
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車や電動式たん吸引器、視覚障がい者用体温計等の在宅療養を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等の情報収集や情報伝達、意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ装具等の排泄管理を支援する用具
住宅改修費	居宅生活の動作を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う用具



サービス名	内容
⑧手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立した日常生活または社会生活のために、日常会話を行うのに必要な手話を習得するための講習を行います。
⑨移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がい者に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。
⑩地域活動支援センター事業	障がい者の生産活動や創作活動の支援を目的に設置された施設です。 Ⅰ型：専門職員、精神保健福祉士等を配置し、医療・福祉や地域の社会基盤との調整、地域におけるボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る普及啓発等を行います。（規模：利用人員 20 人以上） Ⅱ型：地域での就労が困難な在宅の障がい者に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。（規模：利用人員 15 人以上） Ⅲ型：創作的活動または生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、地域の実情に応じた支援を行います。（規模：利用人員 10 人以上）

■サービス量の見込み

①理解促進研修・啓発事業

(実施有無／年)

前期の 見込み・実績値	令和 3 年度 (2021)		令和 4 年度 (2022)		令和 5 年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	有	有	有	有	有	有
今期の見込み	令和 6 年度 (2024)		令和 7 年度 (2025)		令和 8 年度 (2026)	
	有		有		有	

【現状と今後】

本市では、発達障がいに関することや障がい者と健常者の共生社会に関すること等の講演会を実施していますが、引き続き講演会や広報活動等により事業の推進を図ります。

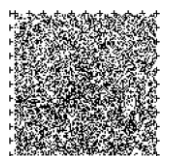
②自発的活動支援事業

(実施団体有無／年)

前期の 見込み・実績値	令和 3 年度 (2021)		令和 4 年度 (2022)		令和 5 年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	有	有	有	有	有	有
今期の見込み	令和 6 年度 (2024)		令和 7 年度 (2025)		令和 8 年度 (2026)	
	有		有		有	

【現状と今後】

本市では、平成 28 年度より実施しており、令和 5 年度では 3 団体に対して支援を行っています。引き続き、地域において自発的に取り組む団体に対して支援を行います。



③相談支援事業

(実施か所、有無／年)

前期の見込み・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
障害者相談支援事業	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	有	有	有	有	有	有
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	1 か所		1 か所		1 か所	
	有		有		有	
	有		有		有	

【現状と今後】

本市では、市役所内に「太田市障がい者相談支援センター」を設置し対応に当たっています。また、基幹相談支援センターとして、専門的な職員を配置し、相談支援の機能強化を図っていきます。

住宅入居等支援事業とは、賃貸契約によるアパート等への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行う事業です。引き続き相談支援事業にて実施してまいります。

④成年後見制度利用支援事業

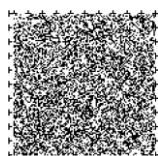
(利用支援：人／年度)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	6 人	6 人	7 人	4 人	8 人	4 人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	6 人		6 人		7 人	

【現状と今後】

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援しています。

令和4年度は成年後見制度利用支援事業の規則の改正により対象者の減少が見られましたが、今後の利用の増加を見込み令和8年度末には7人とします。



⑤成年後見制度法人後見支援事業

(有無／年度)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	無	有	無	有	無	有
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	有		有		有	

【現状と今後】

令和3年度より市民後見人養成講座へ講師として参加する等、成年後見制度における業務が適正に行うことができるよう体制の整備に努めます。

本市では、社会福祉協議会において「おおた成年後見支援センター」を設置し、成年後見制度に関する相談および利用支援を行っています。また、家庭裁判所にて決定される法人後見の受任を受け、財産管理や身上監護を行っており、令和5年度の法人後見は6件で、半数が障がい者となっております。

⑥意思疎通支援事業

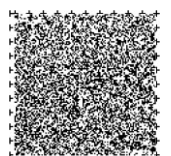
(件、人／年)

前期の見込み・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	520 件	607 件	550 件	422 件	580 件	540 件
手話通訳設置事業	2 人	1 人	2 人	1 人	2 人	1 人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	590 件		600 件		610 件	
	2 人		2 人		2 人	

【現状と今後】

本市では、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を太田市社会福祉協議会に委託して実施しており、障がい福祉課及び太田市社会福祉協議会に手話通訳者を設置しています。

障がい者が主体的に社会参加するために、情報の配慮と豊かなコミュニケーションを目指して意思疎通の円滑化を図るため手話通訳者の充実に努めます。



⑦日常生活用具給付等事業

(件／年)

前期の見込み・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
介護・訓練支援用具	10件	2件	10件	6件	10件	10件
自立生活支援用具	20件	14件	20件	20件	20件	20件
在宅療養等支援用具	15件	11件	15件	33件	15件	30件
情報・意思疎通支援用具	30件	21件	30件	23件	30件	30件
排泄管理支援用具	1,200件	1,413件	1,250件	1,458件	1,300件	1,500件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	3件	1件	3件	0件	3件	7件
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
介護・訓練支援用具	10件		10件		10件	
自立生活支援用具	20件		20件		20件	
在宅療養等支援用具	30件		30件		30件	
情報・意思疎通支援用具	30件		30件		30件	
排泄管理支援用具	1,500件		1,550件		1,600件	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	5件		5件		5件	

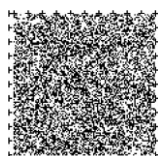
※実績値の令和5年度は、令和5年9月末の実績値による推計値（年間）

※排泄管理支援用具については、申請件数の数値を掲載

※在宅療養等支援用具については、令和4年度から人工呼吸器用衛生用品を追加

【現状と今後】

在宅での日常生活の便宜を図るため、利用者のニーズや社会情勢等の変化を考慮し、必要に応じて日常生活用具の対象品目の追加など事業の充実に努めます。



⑧手話奉仕員養成研修事業

(課程修了者：人／年)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値	
	入門課程	15人	11人	16人	14人	17人	24人
	基礎課程	10人	11人	12人	10人	13人	8人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)		
	入門課程	18人	19人		20人		
	基礎課程	13人	14人		15人		

【現状と今後】

本市では、本事業を太田市聴覚障害者福祉協会に委託しています。手話通訳者の確保のため手話奉仕員の養成研修を実施し、人材の育成を行います。

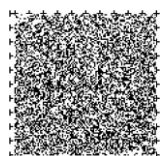
⑨移動支援事業

(利用者：人／年度)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	140人	116人	145人	111人	150人	115人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	120人		125人		130人	

【現状と今後】

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から利用を控える傾向が見られましたが、今後の地域生活移行に向けての利用のニーズが見込まれるため、令和8年度の利用実績を130人と見込みます。引き続き、利用者ニーズを的確に把握し、利用対象者や利用方法の見直しを検討します。



⑩地域活動支援センター事業

(センター利用者：人／年度)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	5 か所	5 か所
	190 人	182 人	190 人	180 人	160 人	149 人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	3 か所		3 か所		3 か所	
	105 人		110 人		115 人	

【現状と今後】

本市では、令和5年度において、指定管理を含む直営事業所が2か所、委託事業所が3か所の5事業所が本事業を実施しています。

今まで直営事業所として運営してきたⅡ型の地域活動支援センター4か所については、令和5年度から令和6年度にかけて生活介護事業所に移行となりますが、精神保健福祉士等の専門職員を配置した相談事業を行うⅠ型等の地域活動支援センターは、地域の社会基盤との連携強化のため継続して事業実施していきます。

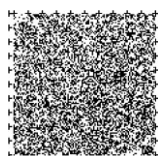
(2) 任意事業

地域生活支援事業の任意事業として市が取り組んでいる事業には、日中一時支援事業、自動車改造費用助成事業、自動車運転免許取得助成事業等があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	内容
①日中一時支援事業	在宅の障がい者を一時的に預かることで、日中活動の場を提供し、家族の一時的な介護負担の軽減を図ります。
②自動車改造費用助成事業	自動車改造の費用の一部を助成します。
③自動車運転免許取得助成事業	自動車運転免許取得の費用の一部を助成します。
④点字・声の広報等発行事業	市内在住の目の不自由な方々を対象に、太田朗読奉仕会が録音したCD「広報おおた」を配布しています。
⑤スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	太田スポーツ・レクリエーション祭等への参加の機会を図り、障がい者がスポーツに参画できるよう環境を整備していきます。



■サービス量の見込み

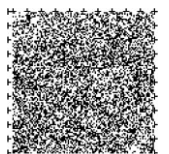
【共通事項】

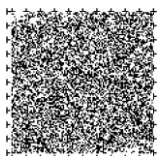
- 令和5年度の実績値は、令和5年9月末時点の実績により算出した年度末の見込み値
(件、人、回/年)

前期の見込み・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
日中一時支援事業 (日帰り短期)	3,200 件	1,913 件	3,400 件	2,148 件	3,600 件	4,732 件
日中一時支援事業 (登録介護)	600 件	432 件	625 件	425 件	650 件	306 件
日中一時支援事業 (サービスステーション)	1,800 件	1,511 件	1,850 件	1,164 件	1,900 件	1,168 件
自動車運転免許取得助成 事業	2 人	1 人	2 人	0 人	2 人	0 人
自動車改造費用助成事業	7 人	3 人	7 人	5 人	7 人	7 人
点字・声の広報等発行事 業	月 2 回	月 2 回	月 2 回	月 2 回	月 2 回	月 2 回
スポーツ・レクリエーション教 室開催等事業	1 回	0 回	1 回	0 回	1 回	0 回
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
日中一時支援事業 (日帰り短期)	5,000 件		5,100 件		5,200 件	
日中一時支援事業 (登録介護)	330 件		360 件		390 件	
日中一時支援事業 (サービスステーション)	1,200 件		1,250 件		1,300 件	
自動車運転免許取得助成 事業	7 人		2 人		2 人	
自動車改造費用助成事業	7 人		7 人		7 人	
点字・声の広報等発行事 業	24 回		24 回		24 回	
スポーツ・レクリエーション教 室開催等事業	1 回		1 回		1 回	

【現状と今後】

日中一時支援事業（日帰り短期）については、令和5年度と6年度に生活介護事業所の新設予定があるため、利用件数の増加を見込みました。

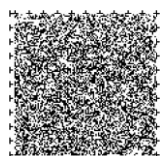
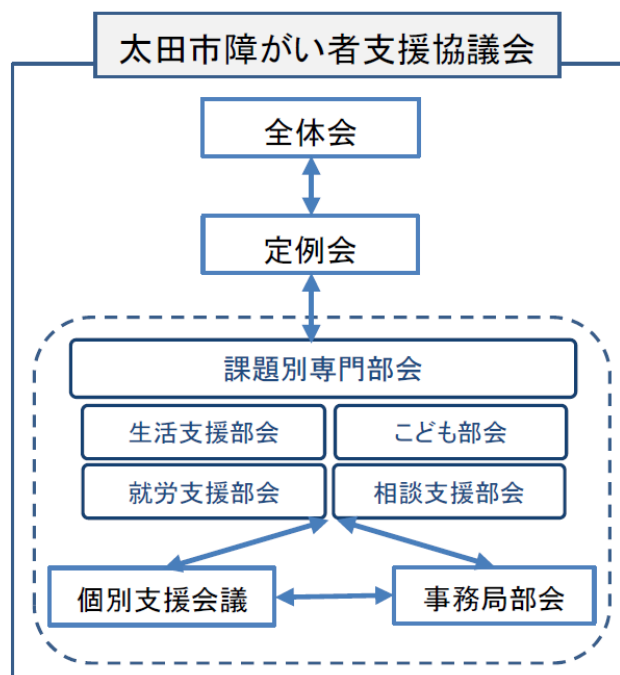




資料編

計画の策定経過

年月日	内容等
令和5年5月22日	太田市障がい者支援協議会 全体会 ○計画策定の概要について ○アンケート調査の概要について
令和5年6月22日	太田市障がい者支援協議会 定例会 ○計画策定の方針について ○アンケート調査の実施内容について
令和5年8月18日 ～9月30日	アンケート調査の実施（当事者・事業所・団体）
令和5年9月4日 ～9月22日	第4次計画の施策検証および第5次計画の施策の方向性調査
令和5年10月13日	太田市障がい者支援協議会 定例会 ○アンケート調査の実施結果について ○計画案（素案）の協議に係る臨時会の実施について
令和5年12月15日	太田市障がい者支援協議会 臨時会 ○アンケート調査の集計結果について ○計画案（素案）の協議 ○パブリックコメントの実施について
令和6年1月9日 ～2月9日	パブリックコメントの実施
令和6年2月20日	太田市障がい者支援協議会 定例会 ○パブリックコメントの実施結果について ○計画案（最終案）を全体会で諮ることの了承
令和6年3月13日	太田市障がい者支援協議会 全体会 ○パブリックコメントの実施結果について ○計画案（最終案）の協議・承認



第5次太田市障がい者福祉計画
第7期太田市障がい福祉計画
第3期太田市障がい児福祉計画

発行日／令和6年3月

発行・編集／

太田市 福祉こども部 障がい福祉課

〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号

TEL 0276-47-1828 FAX 0276-47-1845

市ホームページ <https://www.city.ota.gunma.jp/>

市ホームページ

